

令和 2 年

大蔵村議会会議録

第 3 回定例会 9 月 1 日 開 会
 9 月 4 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 2 年 9 月 1 日（火曜日）

第 3 回大蔵村議会定例会会議録
(第 1 日目)

令和2年9月1日（火曜日）

出席議員（10名）

1番	芥藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和弘君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君
産業振興課長補佐	若槻寛君
住民税務課長補佐	中島輝美君

健康福祉課長補佐 田部井 英 俊 君
教育課長補佐 羽 賀 明 美 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 早 坂 勇 一 君

議事日程 第1号

令和2年9月1日（火曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

- ・健全化判断比率の報告について
- ・資金不足比率の報告について
- ・令和2年7月豪雨災害について

第 4 一般質問

第 5 議第72号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

第 6 議第73号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

第 7 議第74号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

第 8 議第75号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

第 9 議第76号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第10 議第77号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

第11 議第78号 令和元年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

第12 議第79号 令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 第13 議第80号 令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議第81号 令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議第82号 令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議第83号 令和元年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議第84号 令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議第85号 令和元年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議第86号 令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第3回大蔵村議会9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

最初に、7月の豪雨により被災されました多くの方の関係各位並びに御家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます、

また、復興に尽力されている執行部をはじめ各企業の皆様には、安全に留意され、御活躍されることをお祈りし、議員全員、皆様の安全と被災地の一日も早い復興・復旧を心よりお祈り申し上げます。

本日は、執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

また、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げます。

以上で開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回大蔵村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

上着もしあれば。（「取っていいの」「暑かったら上着取ってもいいですので」「上着取らせてもらって頑張りましょう、皆さん」の声あり）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番斉藤光雄議員、2番八鍬信一議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は、本日9月1日から9月4日までの4日間といたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日9月1日から9月4日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 諸報告に入ります。日程第3、諸報告。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より報告をしていただきます。

報告1、健全化判断比率の報告について。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、おはようございます。報告に入る前に、一言だけ御挨拶をさせていただきます。

9月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

秋の本格的な農繁期に入る前の何かと忙しい中、傍聴いただきました皆様には心から感謝を申し上げます。

さて、今年はコロナウイルス感染症といまだかつてない銅山川と最上川の洪水災害に直面し、村民の皆様方には大変な御苦労と我慢を強いる年となりました。しかしながら、コロナウイルス感染症につきましては、村民の一丸となった感染予防対策の徹底で、まだ完全ではありませんが終息に向かっているものと思っているところであります。それでも、県外におきましては第2波と思われる感染者が急増していることから、さらなる新しい生活様式を定着させ、村民の感染予防と経済活動の両立を図っていかねばなりません。あわせて、洪水災害につきましては、被災されました皆様方を第一に考えた寄り添う支援と、このたびの災害を教訓とした、村民の命を守る行動を村民にしっかりと示してまいりたいと思っているところであります。洪水災害につきましては、報告と一般質問の中で詳しく説明を申し上げますので、この挨拶では割愛をさせていただきます。

さて、本日1日から4日までの4日間、9月定例議会の開会となります。9月議会は別名「決算議会」とも言われております。これは、村民の皆様方からいただいた貴重な税金をどのような使い方をしたのかということを慎重審議する議会だからであります。

おかげさまで令和元年度決算は一般会計の実質収支額で約9,680万円の黒字決算となり、基

金総額も約33億1,600万円となっているところであります。しかしながら、自主財源の乏しい我が村にとっても、今年のような大きな災害や公共施設の老朽化に伴う建て替えや増改築等などのさらなる厳しい行財政運営を余儀なくされることは確実であり、今まで以上の経費削減、創意工夫、改善努力を、私を含めた全職員が心して取り組んでいくことをお誓い申し上げるものであります。

なお本日は、公私ともに大変お忙しい中を土屋代表監査委員様、そして国分農業委員会会長様の御出席を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。本日一日よろしくお願いを申し上げます。

また、今回、お2人の監査委員からいただきました各会計決算審査意見を遵守し、精進をしてまいります。

最後に、今日の壇上のリンドウでございますが、毎年、大蔵村の生産者であります最上リンドウ部会の3名の皆様方から、議会開催に合わせて頂いたものであります。リンドウは大蔵村の花でもあり、4日間の議会開催中、私たちの目と心を楽しませ、癒やしてくれるものと思っております。3名の生産者の皆様方と部会のあるもがみ中央農協に感謝を申し上げ、議会開会に当たっての挨拶といたします。

それでは、続きまして、報告1に入ります。

報告1、健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和元年度の決算について健全化判断比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 報告1、健全化判断比率の報告について。

令和元年度決算に係る健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

説明をさせていただきます。

健全化判断比率は、法律に基づいて地方公共団体の財政状況を客観的に判断する4項目の財政指標でございます。

表を御覧になっていただきたいと思っております。令和元年度の数値でございます。実質赤字比率はありません。連結実質赤字比率もございません。実質公債費比率は7.6%でございます。将

来負担比率はございません。右の欄には、早期健全化基準と財政再生基準の値を示しておりますが、令和元年度数値はいずれも基準を大幅に下回っており、適正な財政運営ができているものと思っております。

令和2年9月1日、大蔵村長加藤正美。

以上、報告をいたします。

○議長（鈴木君徳君） 報告2、資金不足比率の報告について。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 報告2、資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和元年度の決算について資金不足比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 報告2、資金不足比率の報告について。

令和元年度決算に係る資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

表を御覧ください。

資金不足比率は、法律に基づいて地方公共団体の公営企業会計の経営状態、資金不足の度合いを示す指標でございます。

3つの特別会計の令和元年度資金不足比率でございます。簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽整備事業、団地造成事業の各特別会計において、資金不足比率はいずれもございません。右の欄には、早期健全化基準の数値を示しております。各公営企業会計においても適正な財政運営ができているものと思っております。

令和2年9月1日、大蔵村長加藤正美。

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 報告3、令和2年7月豪雨災害について。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 報告3、令和2年7月豪雨災害について。

このたびの議会では災害について多くの質問をいただいておりますが、私からはその概略について報告をさせていただきます。

1、降水量及び気象警報等の状況。

降水量及び気象警報等の状況について報告します。大蔵村肘折観測所における降り始めから

大雨警報解除までの総雨量ですが、194ミリメートルもの降水量となっております。また、24時間雨量については、これまでの記録を大幅に更新し、この7月28日に183.5ミリメートルとなっております。また、これらの詳細の情報や警報の発令及び解除については、この資料の後ろにつけてあります別紙の資料を参考にさせていただきたいと思っております。

2、人的被害及び建物被害。

次に、人的被害と建物被害について報告します。

人的被害については、これだけの被害の中、住民の方々の的確な判断と行動、災害避難に携わった多くの方々の行動により人的被害がなかったことに安堵をしております。まずもって関係各位に心より感謝を申し上げる次第であります。

建物被害については、住家に関しまして半壊が9戸、床上浸水が24戸、合計33戸の被害がございました。非住家の被害についても29件の報告がございましたが、これら詳細につきましても別紙の資料を参考にさせていただきたいと思います。

3、孤立集落、避難状況、停電及び上水道施設。

このたびの大雨で国道458号線への交通の支障となる土砂流出が2か所、木遠田と日陰であります、で発生をいたしました。加えて主要地方道戸沢大蔵線の道路決壊及び村道の全面通行止めにより、7月28日午後4時から肘折地区及び四ヶ村地区が孤立集落となりました。また、この状態は、村道迂回路の安全確認を経て、7月29日午前9時45分で回復をしております。

また、この災害において、村内全域を対象に避難勧告と避難指示を発令し469人が避難をしております。停電については、村内507戸において発生し約5時間後に復旧に至っております。

上水道施設に関しましては、県道の崩壊により断水が発生し3地区72戸で被害を受けております。これら詳細についても別紙の資料を参考にさせていただきたいと思います。

4、農林業の被害状況。被害額約1億2,107万円でございます。

農地、農業用施設については、農地が35か所、農業用排水路15か所、農道18か所、揚水機の故障4か所、その他8か所、合計80か所の被害を確認しており、被害額は5,320万円と推定をしております。農作物については、農地の冠水が約130ヘクタール、水稻、ハウストマトをはじめとする農作物被害が6,417万円に及んでおります。

林道については、5路線18か所、370万円の被害額となっております。

5、公共土木施設の被害状況。被害額約3億8,540万円となっております。

公共土木施設の被害については、村道の路肩決壊やのり欠け、洗掘による被害が10件確認されております。また、肘折下水処理場の床上浸水による施設被害があり、これらについては国

の被害査定を受け復旧に当たってまいります。

以上がこのたびの災害被害の概況となりますが、教育関係への影響や災害廃棄物、並びに災害ボランティアの設置の詳細については、別紙により確認くださいますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長（鈴木君徳君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承お願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで7名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

5番加藤忠己君。

〔5番 加藤忠己君 登壇〕

○5番（加藤忠己君） まずは、村長はじめ執行部の皆様には、コロナ対策、豪雨に対応していただきまして、誠にありがとうございます。議長、マスクちょっと今……（「いいよ」の声あり）

じゃあ私は、豪雨災害被災者への支援、援助はと題しまして、村長に伺います。

人々は、災害に対する気の緩みを戒める言葉として、「災害は忘れた頃にやってくる」と言い、私は災害が発生するたびにこの言葉を思い出します。

全国的にも、急激な気象の変化に伴う大雨などにより、洪水、土砂崩れなどの自然災害がどこで起きてもおかしくない状況にあります。

大蔵村でも、平成30年8月の豪雨に続き、今年7月には豪雨による甚大な被害がまた発生しました。これにより、多くの住民が被災し、多くの住民が避難しました。被災された住民には、国や県からも支援、援助が行われると思いますが、大蔵村として独自の支援、援助はどのように行われるのでしょうか。現在の支援と援助、そして今後の対応について、村長のお考えを伺います。

あわせて、平成30年8月の豪雨のときに白須賀地区で発生した崖崩れの対応について、再度質問いたします。村長は、国や県に急傾斜地の採択要件の緩和措置、また、その対策工事について、助成制度の新たな創設についても併せて要望を行うとの答弁をされています。現状を見

ると、何らかの対策もなされていないままと見えます。議会においてもいろいろな要望や陳情を行っておりますが、なかなか実現できないものがあるのが現状です。踏まえて、これからの対応について、村長としての考えをお聞きします。

以上。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「豪雨災害被災者への支援、援助は」という加藤議員の質問にお答えいたします。

去る7月28日に発生した豪雨災害については、山形県の各地に大きな被害をもたらしました。幸いにして人的被害こそなかったものの、本村の災害としては、住宅等の被害をはじめ、公共土木施設及び農業施設などについては、約5億を超える被害額となっており、まれに見る災害となってしまいました。

今回の災害についてはいち早く災害救助法が適用され、床上浸水の被害に遭われた方々に様々な支援を行えるようになりました。

村では、被災された方々の御要望を受け、災害救助法に基づき、当面の生活必需品の支給と住宅の応急修理に係る支援を行っております。住宅の応急修理については、床上浸水の被害を受けた住宅が半壊との判定を受けたことから59万5,000円を限度に応急修理を行っております。これにより、床上浸水の被害を受けた方々が一刻も早く元の生活に戻るために、必要最低限の床や壁の修理などに活用されているところです。

また、被災された家屋から出る災害ごみについては、村が定めたごみ集積場まで被害者が運搬することが原則ですが、このたびはお盆間近ということもあり、各家庭から村が運搬を行い、復旧の手助けを担わせていただいたところでございます。

さらに、浸水被害に遭われ、後片づけに多くの水道が使用されたことから、9月に検針を行う、いわゆる7月・8月分の水道使用料については、超過料金を減免することにしております。あわせて、村税の減免についても、これは村民税、固定資産税、そして国民健康保険税の3つでございます、につきましても、今議会に提案をさせていただいているところでございます。

このたびの水害では、トマトハウスへの浸水により大きな被害が発生しております。今後、農業共済組合等への加入状況を確認しながら支援策を検討するとともに、度重なる被害を回避するため、ハウスの移転についても検討してまいります。

大蔵村での水害の様子が各報道機関から全国に向けて報道されたこともあり、村に対して多

くの方々から見舞金をお寄せいただいております。村では、こうした浄財を原資として、住宅の半壊被害に遭われた方々に見舞金としてお渡ししてまいります。さらに、今後とも、被災された方々にできる限り寄り添いながら、復旧の支援をしてまいりたいと思います。

次に、平成30年8月豪雨の際の白須賀地区における崖崩れの対応について、質問をいただきました。

村ではこれまでも当該地区の急傾斜地崩壊危険区域の指定と対策工事を県や関係機関に要望するとともに、採択要件の緩和、個人が行う対策工事への国や県の助成制度の創設等について要望してまいりましたが、今のところ実現までには至っておりません。

近年、全国各地で大規模な土砂災害が発生して、国や県では急傾斜地に隣接している文教施設や医療機関、介護施設等がある区域を優先して対策工事を行っているのが現状であります。

本村では、多くの方が山間地に居住されております。脆弱な土質に加え、激甚化する降雨量により、地滑りや急傾斜地の崩壊など土砂災害のリスクがますます高まっていくものと考えております。今後も、本村の実情を訴え、先ほど申し上げました採択要件の緩和や助成制度の創設に向けた要望活動を展開してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

村といたしましても、災害の復旧はもとより、これら対策における要望も強く取り組んでいきたいと考えております。今後とも議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 村長は常々、県で一番小さい村でもきらりと光る大蔵村を目指すと話しておりますが、この水害により、そのきらりが少しにじんでいるような気がします。そのきらりを取り戻すためには、まず、村独自の支援が、支援メニューとありますか、それが必要ではないかと思っております。聞いたところによると、災害のごみの置き場や消毒液の配布など、スピードある、迅速な、何と申しますか、配布などで、大変それについてはよかったという話は聞いております。

あとは、白須賀地区のほうで言えば、高床式が結構あったものだから、床上までならないという家が多かったんですよ。だけれども、今の高床式のうちというのは、作業小屋と同じようにいろいろな機械が置いてあるんですよ。テラーはじめ草刈り機械とか、そういうのをまず考えてもらいたいと思っております。

あとはやっぱり、風呂のボイラー、ほとんどが1階に置いてあります。そういうのも何とかしてもらいたいというような意見もあります。

やっぱり本当災害はいつ来るか分からないので、防ぎようがないというのはそうなんですけれども、なってしまったことに対する、村がどのぐらい、まず協力といいますか、援助、助成をしてくれるのが、被災された方には一番大切な思うところではないかと思っております。リフォームや修理費出してよということなんです。

ちょっと私、村長、分からないんですけども、この交付など、半壊とか一部半壊とか床上といたら、床下には何も出ないんですか、普通、あの、何ていうんだっけ、災害救助法という、それによっては。そうすると、床上って、さっき言ったように、高床式なんか泥がたまって、泥がたまって、泥をかき出すのが一番大変なんですよね、あれ。普通のきれいな水だったらホースで流せばいいんですけれども、泥がたまっちゃうと、よくテレビで九州とか中国地方で泥のかき出し方やっていますけれども、やっぱりあの苦勞が分かりますよ。そういうことで、この、村としては、半壊とかそういうふうに金額というか交付といいますか、どのぐらい一応まず考えているのか、その辺お願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、加藤議員から、村長はいつも、小さな村だからこそできる、そういった支援を果敢にやるべき、なおかつ、きらりと光る村のはずが、表現は違いますけれども、若干剥げているのではという御指摘をいただきました。具体的には、今、加藤議員が言われたことなのかなということでもよろしいでしょうか。それがちょっときらりと光らないということなんでしょうか。それについて答えればいいんですね。（「はい」の声あり）

床上の場合、大蔵村の捉え方、そして県から了承をいただき、半壊という形で捉えさせていただきました。それについては、幾らぐらいということですけども、今議会でも提案しておりますけれども、一応、見舞金としては、床上については30万円ということでみてございます。そのほかにも、県で17万9,000円、それも県独自のやつで、今議会は、皆様から了承いただければ、その見舞金については、できるだけ早急に、そういった被災された皆様方にお届けしたいと思っているところであります。

それから、これは結果的にはよかったということなんですけれども、度重なる白須賀地区、あの定位置のところは、そういった水害災害が多いというようなことで、新築する場合は高床式に変えられたということで、難を逃れたということだろうと思います。ですけども、なかなかそれについてできなかった、おうち今新築されていない、そういった方々が床上になったわけでございますので、床下に関して、程度がどのくらいあるのかということ、なかなかその辺の色分けが難しいということもあり、まだ今のところ検討中でもあります。ただ、県とし

て独自に、そういった方々についても、最初に床下浸水と、住宅部分について挙げられたところには、今回、見舞金というものが来るようであります。これもまだ定かではありません。ただ、それを村として県から財源を受けるわけですので、それを村で検討しながら、そういう振り分けをしていきたいと思っているところでもあります。

それから、村独自に、その床下については支援がないのかということ。例えば、白須賀地区だけでなく、自分のうちで努力をして、床下について泥かきなり、そういったことをやっているといううちもあるように聞いています。ただ、それが、申請がなかったものですから、なかなか、村としては全てを掌握し切れていないというようなこともあり、そういった写真等があればいいわけですけれども、それについても、いち早く広報で村民に周知をしたはずであります。そういうことで、できるだけ真相というんでしょうか、水害の結果について事実を確認したいということで、村としても努力してございます。

そういったことで、確かに、どこまでがそのきらりと光るものなのかということ、おのおの判断基準が私は違うように思っております。例えば、先ほど、災害救助法の中で、国からもそうですけれども、いち早く大蔵村としては、安彦副村長が総合支庁と掛け合ってくださいまして、どこの山形県の地域でも実施をしていない、いち早く、約60万円近い修繕費というものを、それも決定して、被災された方々に対して安心をしていただくというようなことで、説明会を行い、そして、それに関わって床の張り替えなり、畳の入替えなり、そういうこともやっていただきました。

うちとしては、お金のこともあるんですけれども、そういった、被災された方々の心を癒やす、そういうことも大事なことかなと思っております。金銭面ではある程度制約を受けるものと思いますけれども、寄り添ったということは、全てがお金だけではないと私は考えておるところであります。そういったことで、ごみ処理についても、ああいった形でいち早くさせていただきました。後の処理についても、支援についても、今定例議会に専決処分、それから新しい予算の中でも補正としても上げてございますけれども、いろいろな面で、よその地域から劣るといことは考えてございません。

そういうことで、加藤議員の言われたそれが、村民から出ている言葉なんでしょうけれども、その辺の整合性といいましょうか、しっかり調査をされて、逆に大蔵村はこういうことをやっているんだということでフォローいただければありがたいなと思っているところでもあります。

ぜひ、今日のあるいはこの4日間の議会の中で見た情報、あるいはいろいろな施策について、ぜひ村民の皆様方に、あるいは被災された皆様方に力を与えていただけるような、そういった

助言、あるいはフォローをお願い申し上げたいと思います。

私の足りないところについては、担当課長ということで、危機管理室長から、補足なり、そういうことをお願いしたいと思います。それでよろしいですか。いいですね。（「はい」の声あり）じゃあ、議長、よろしく取り計らいお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 村長がほとんど答えてくれたわけなんですけれども、危機管理室として、私から少し説明したいと思います。

確かに、今回、いろいろ災害の現場を見させていただきましたが、大蔵村の場合は、やはり雪が多いということで高床式の建物が多くなっている場合が多くなっています。やはり高床式の建物の地下を見てみますと、やはり議員仰せのとおり、風呂のボイラーだったりとか、結構生活に大切なものが多く入っているところも中にはあったと感じています。その辺の把握が、うちのほうでは、当初、災害が発生したときにできなかったんですけれども、また、先ほど申し上げました災害救助法などでも、どうしても床下浸水となると、災害救助の種類も補助の対象にならないという規則がある中で、困って、ちょっと私、担当としても見えないところであったのかなと思います。今後、村長とともに、現状を議員さんから直接聞いてもらうものと併せながら検討して、今後も何かお助けできるものがあれば検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 5番加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） あとは、水害に関しては、また新たな事案が出てきましたら、村長、対応よろしく願いいたします。

次も、この後、海藤議員も農業被害について通告していますので、私からは、答弁書にもありますトマトハウスの浸水被害について村長にお聞きします。

被害を受けているのは55棟と聞いておりますが、その中には、トマトを切ったり、またはトマトを切って移転を決めた人もいます。今年の収入はまずゼロです。切ってしまったから当然ゼロですけれども。その移転費用に関しても、共済や県の補助でも費用の半分ぐらいしか出ねえんじゃないかなと本人は言っていて、何か大変がっかりしていましたけれども。それに加え、まず春からの苗木代とか肥料代とか液肥とかいろいろなものがあるって、もう100万円は軽く超えているんですよ。そういうのをまず考えると、まず眠れなくなると本人は言っていましたけれども。農業はやっぱり村の基幹産業ですから、村長はできるだけ村独自の補助で願

いしたいと思います。まずこの件については、村長の英断に期待いたします。短めに一言お願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 一口、今、加藤議員から言われたように、トマトハウスの被害といってもピンキリだということ、被害の差があるということで御指摘をいただきました。私もそのことは重々承知、そして現場も確認してございます。そういうようなことで、まずは共済組合とか、そういった手だてもあるでしょうけれども、それに入っていない場合とか、いろいろなケースが入ってくることとなります。今回は、国、県、それから村の支援ということでそれを考えていかなければならないんだろうなということとなります。

そういったことで、その詳細については、今のところ考えるいろいろなケース、あるいは、それを補正予算なり専決でということの場合もありますので、詳細については担当課長からお答えいたしますので、それでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）じゃあ議長、よろしく取り計らいお願いいたします。越後課長です。

○議長（鈴木君徳君） 産業振興課越後課長。

○産業振興課長（越後 享君） トマトハウスに関しての関係でございますけれども、村長答弁書にありましたとおりの被害状況であります。現在、トマトの移転等に関しましては、国の補助金、それから県の補助金に照らし合わせて、被災農家と打合せをして、県・国とのヒアリングを現在行っております。

それから、春先からの作付、播種、苗木等に関しましては、補助金で救えるところは救っていきたい、県の補助金と村の補助金で対応できるところは対応していきたいとは考えております。

ただ、農作物の現状の被害額については、あくまでも国の収入保険制度、それから農業共済制度、それを前提に、今まで普及を、加入推進をしてきたわけでございますので、あくまでもそちらの救済額を差し引いた部分に対しての補助金ということが原則になろうかと思っておりますので、それを踏まえて、今後、各被災農家と対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 村長、補助については、本当よろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、白須賀地区の崖崩れの件ですが、地区の要望として毎年お願ひしているわけですが、私も平成31年の3月定例会でも質問させていただき、今は2度目となりますが、それだ

けに重要な事業です。

地球では気象条件のこのような変化により、ゲリラ豪雨や、何十年に一度の大雨、どこで起きてもおかしくないような状況であり、また、災害の発生の確率も多くなってきております。

しかし、村長の前回の答弁は、個人が所有する財産に村単独事業としての公的な資金を投じることは大変難しいと考えております。しかし、安全確保のために行う対策工事について、国・県等の助成制度の新たな創設についても併せて要望してまいります。土砂災害や洪水被害等、あらゆる災害から地域住民の生命を守ることが行政に課せられた一番の仕事であると答えておりますが、今回の答弁書見ると全く同じような内容なんですよ。進歩が見えません。なぜ、何ていいますか、緊急性といいますか、緊急感という、そういうあれがないんじゃないかなと私は感じているんですけども。村に何か所かある、そこだけはできない、そういうことも聞きますけれども。だったら、例えば3つあったとして、その3つ、どれからやるんだといったら、あつちはやったらこっちもやらなきゃいけない、こっちやったらそっちもやらなきゃいけない。そういう状況であれば、いつまでも工事は進まないんじゃないですか。結局、個人でできるわけないんですから。結局、頼るのは行政しかないんですよ。ですから、どこかそういう助成金とかあれば、そういうのを何とかかき集めてやっていただきたいと思っておりますけれども、その辺お考えお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 反論するわけではありませんけれども、緊急感がないのではなくて、緊急感を持っているからこそ、なかなか決断ができないということが事実です。その内容については、議員自身もおっしゃってございましたけれども、大蔵村は急峻な地形にやっぱり建っている住宅が数え切れないほどございます。そういったものを同じようにやはり考えていかなければならないだろうというに、そういったことで、できれば何とか対応していきたいということで、今まで、国、県、関係機関に要望書、そして陳情を行い、頑張ってまいりました。年間の中で、例えば1年に限りという補助制度の採択がなる場合がございますので、そういったものを使ってやろうかと思っているんですね。例えば、1年きりですと、全てのその対象をすることができないというふうなことで、できないわけですから。それが、そこからずっと将来にわたって同じ採択の要件でありますよとなれば、かなり事業に踏み切りやすいのかなと思っています。そういったことで、議員ご自身も質問の中で書いていらっしゃるとおり、私ども議員間でもいろいろな要望を国にしているんだと。ところが、なかなか動きがないというふうなこと。私ども執行部としても、同じようなことを要望申し上げても、なかなか答弁として返ってきて

もらえないということでもあります。ですけれども、これを途中であきらめてしまったら、そのことがなくなってしまうんですね。ですから、一朝一夕にはなりませんけれども、根気強くそういった要望、絶対必要なことについては、根気強く要望、陳情していかなければならないと思っております。

これから1年、2年後に、あるいは、今回、安倍総理が退陣なされて、またどんなふうにも政治の世界が変わっていくのか、あるいはそういったことで、こういった災害の関係についても変わってくるのか分かりませんが、そういったことは変わらず要望、要求をしていかなければならないと思っています。ただ、いつでもそれを受ける用意と、それから対応する準備は担当課としてもできてございます。

ちょっと詳細について、うちの担当課長から説明させますけれども、よろしいでしょうか。

（「村長、ちょっと待って、これ説明というか、私に質問させてから一緒に」の声あり）そうですか。じゃあ、今の答弁についてはこれでいいですね。（「はい」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） ちょっとお聞きしたいんですけども、村長のこれ、自然災害云々とあって、総務省と国交省が主催とする、令和2年度のことでしたっけか、これ、何でこのこれを使おうとしないんですか。これは、急傾斜地に入らない、何ていいますか、該当にならないところを救うためのまず助成金じゃないですか。こういうとき使うのが一番いいんじゃないですかねと私思いますけれども、その辺ちょっと説明お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） それについても同じです。いわゆる白須賀だけに使っているんだろかということでもありますので、そういうことの中で、内部で検討したら、結局、今回は断念せざるを得ないだろうと判断をさせていただきました。

さらに要望しながら、今まで要望したからこそ、今回の年度に限りということが出てきたと思っています。先ほど議員からは、何らの進捗もないということを断定されたわけでもありますけれども、そういう進化、いわゆる向こうで勘案してそれを受けてくださっているということなんです。決して何も進歩、あるいは歩みが見られないということではないんです。そのところの認識のずれを調整していただきたいと思います。

では、今お伺いした答弁については、担当課長から説明させていただきます。議長、取り計らいをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） 今、加藤議員からお話ありました事業につきましては、緊急自然災害防止対策事業という事業でありまして、こちらは、国土強靱化のための3か年の期間限定の事業であります。それで、令和元年度と令和2年度の2か年の事業でありまして、主な事業のメニューとしましては、山腹斜面ののり面対策、いわゆる急傾斜地の対策工事でございます。この事業を行うことによって、財政措置としまして、その事業費の元利償還金の70%を地方交付税措置するという事業でありますけれども、今まで加藤議員からお話ありました白須賀地区の東側の斜面でございますけれども、こちらに対策事業やとなりますと、保全対象を人家4戸とした場合、延長で160メートルほど、のり面の長さが25メートルほどありまして、工事費としましては約1億5,000万円ほどかかります。それを規模縮小しまして、保全対象を人家2戸とした場合、それでも延長で70メートルほど、斜面が25メートルほどありまして、工事費が7,000万円ほどとなります。それで、地方交付税70%算入されるといっても、実際、残りの30%は村の負担となりますので、2,000万円ですが、5,000万円ほどの村の負担が出てくるわけですので、今回は事業化を見送ったというような部分になります。これにつきましても、村長はじめ、担当課や財政運営部と随分協議を行ってきましてけれども、財政負担が大きいということで見送ったというような経過がございます。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） そうすると、今は、やる予定というか、めどは立っていないということになりますよね、村長ね。これじゃ困るんですよ、やっぱり。やっぱりあそこ崩れると、もうすぐ下、崖ですよ。あんな家ごとひっくり返っていったら、人の命なんか、本当、なくなるのはもちろんなんですから。

これからも要望し続けますので、ぜひとも村長、よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 以前も加藤議員から言われたことがございました。やはりその同じ状況に立っていながらも、これからも村に残り続けるのか、あるいは後継者がいるのか、そういったことで大分、予算を使う、その何ていうんでしょうか、重要度というんでしょうか、それが違って来るのではないかなという御指摘といいましようか、御意見をいただいたところでもありました。なるほどなど、私もやはりそれについては同じ思いであったところであります。

そういったことで、特に白須賀地区の近辺については、そういったこと、徐々に住家のところまでそういった崖崩れが進んできているということ、やはりこのまま放置してはおけません。

そういったことで、何らかの手段を使いながら、今、課長が言ったとおり、全てその対象一気にはなくて、分けながらも、分割しながらでも対応していかなければならないと思っています。

これから、やはり自信と誇りを持って農業をやりつつ、そして村に住んでいただける、そういった家庭環境にある、そういった方々は、本当に大事にしていかなければならないとも考えているところであります。そういったことで、一生懸命対応していくということをお誓い申し上げて、答弁といたします。よろしくをお願いします。（「じゃあ、まずひとつよろしく願いいたします。終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

3番佐藤雅之君。

〔3番 佐藤雅之君 登壇〕

○3番（佐藤雅之君） どうもよろしくをお願いします。

まず冒頭ですけれども、私から、この間のコロナ禍の中で未曾有の災禍に遭われた住民の皆様は心からお見舞いを申し上げたいと思います。一刻も早い、被災された方々の復旧を心から望むものです。また、役場職員、そして村長をはじめ、この水害に対して尽力していただきまして、とりわけ肘折の銅山川の護岸の問題については、いち早く県とも交渉していただき、本当にありがとうございます。関係各所の皆さんには、お礼と敬意をまず冒頭述べたいと思います。

さて、私の一般質問なんですが、あらかじめ御了承いただきたいのは、今回の質問の中身がある個人の方の責任追及だとか、いわゆる、俗に言う犯人捜しという、そういう趣旨ではないので、今後の教訓に生かすという意味での質問ですので、そこは答弁の上でも取り違えないでということで、ちょっと老婆心ながら、まず先に言いたいと思います。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

私の質問としては、今回の水害を受けまして、地域住民を巻き込んで避難体制の検証をということでもあります。村長に質問したいと思います。

コロナ禍の中で7月末に発生した集中豪雨は、本村にも甚大な被害を及ぼしました。御承知のとおりであります。現在、被害の全容把握、復旧の途上ですが、災害発生時の避難情報の出し方、避難所の開設や運営、自主防災組織をはじめとした各種団体、各地区との連携には、大きな課題を残したと私は思います。これらの課題から教訓を引き出し、次の災害に備えることが急務であります。そのためにも、総合的な検証が必要だと思えます。

そこで、「防災・避難検証チーム」（仮称）であります。こういったものを立ち上げ、担当課だけではなく、課を横断して、また、消防団や自主防災組織、議員、婦人会、中には民生委員さんも入れて、そういった方をメンバーに入れながら、地域ごとに住民と懇談しながら課題を洗い出し、教訓を引き出すことが必要だと思えます。この点、村長に、こういったものをつくる、検証する気があるかどうか含めて、お尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 答弁に入ります前に、日本共産党からということで、佐藤議員を介しまして大蔵村に多大の義援金を頂きました。本当にありがとうございます。そして、国会議員の先生方からも大蔵村に調査、現場視察というようなことで入っていただき、その後いろいろな形で今回の豪雨についての激甚災の指定についても御尽力をいただいたというようなお話も聞いてございます。そのことに対して、本当に厚く御礼申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、質問に答えてまいりたいと思えます。

「地域を巻き込んで避難体制の検証を」という佐藤雅之議員の質問にお答えいたします。

このたびはコロナ禍の中での村内全般にわたった大きな災害ということで、私をはじめ災害対応に当たられた関係者の皆様方におきましては、これまでにない緊張感の中で、予想だにできなかった事象が発生し、おのおのの立場で検証すべき点があるのではないかと推測をしているところであります。

議員御意見の「避難所の開設や運営、自主防災組織をはじめとする各種団体、各地区との連携に大きな課題を残した」のではということについて、順を追ってお答えをしてまいりたいと思えます。

まず初めに、避難所の開設や運営はどうだったのかということですが、このコロナ禍の中、避難所を感染クラスターにしないようできる限りの感染予防対策を行いました。一つは避難所受付時における検温と問診、手や指の除菌消毒であります。検温においては37度5分以上の高

熱である方を確認し、また1か月以内に感染拡大区域に行った方などを聞き取りしたわけでありますが、幸いなことに感染の疑いがある方がございませんでした。また、検温と問診により感染の危険がある方が避難所に来たときのマニュアルとして、避難所にある空き部屋の活用、それでも足りない場合は体育館に屋内テントを張るなどの指示をしていたところでございます。加えて、大蔵小学校、中学校の避難所においては、自主的に自家用車での避難、そして待機をしてくれた方々が大勢おりました。この住民の行動も感染予防対策の一つになったのではと推測をする次第であります。

まずは、このコロナ感染予防対策については、おおむね問題なく対応できたと思っておりますが、やはり、避難所の小さいところ、そういったところについては、今後いろいろな形で考えていかなければならないと思っております。さらに、今後については、さらなる予防機材の購入、例えば段ボールパーティションや屋内テントの増設などを行い、災害時における感染予防に努めてまいります。

また、自主防災組織との連携についての御意見もいただきました。有事の際には、自主防災組織が主体となって活動していただくことが有効となりますので、各地区に組織された自主防災組織が機能するように働きかけをしてまいります。

大規模災害では、自分の命を守ることが最優先であり、災害中に避難される方々のニーズの聞き取りなどはできない状況にあります。さらに、場合によっては、深夜の避難はもちろん、停電や断水などの被災を同時に受ける場合も想定されます。そのような災害時には、飲食の提供もままならないことが想定されます。大蔵村として次の災害が発生する前に住民への「災害対策マニュアル」を作成し、9月4日全戸配布を行う予定であります。皆様におあげしている黄色いやつでございます。「もしもの災害にしっかり備えて避難」を合言葉に作成したこの災害対策マニュアルを議員の皆様におかれましてはぜひとも熟読の上、住民の方々に啓蒙していただければ幸いに存じます。

次に、「防災・避難検証チーム」（仮称）を立ち上げ、総合的な検証が必要とのことですが、このたびの災害活動で一番の御苦勞をしていただきました消防団については、去る8月7日に副分団長以上合計14名による災害の事後検証を終了しております。この検証により消防団の情報伝達の強化と、必要物品の調達が課題となったわけですが、情報の伝達については団長以下の組織の災害対応体制の強化をお願いしております。必要物品については、団員の安全管理に伴う物品の購入経費を補正予算に盛り込んでおりますので、よろしくお願いを申し上げます。また、現在役場職員全員を対象に、災害対策への課題を掘り起こしているところであります。

これらの検証については、大蔵村災害対策本部の中で最終的に取り組んでいかなければならないことだと考えております。これらの検証結果をできる限り公表してまいりたいと考えております。この検証結果の公表をもってまだまだ掘り下げなければならない問題が多発すると判断した場合には、関係団体との検証を順に行っていきたいと思っております。

また、議員の皆様におかれましてはぜひとも自主的に検証チームを立ち上げていただき、災害対策本部に意見をいただきますよう、お願いを申し上げたいと思っております。

村といたしましても、気を緩めることなく災害防止及びその対応に努めてまいりますので、今後とも議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 答弁もらったわけですが、災害の発生状況や発生規模によって一様ではないということは理解できるんですが、各組織等々が、やはり横の連携というのが非常に弱かったなど。特に肘折の避難を、私はたまたまそのときは肘折にいなかったんですが、平場に行っていて、役所に行っていました。後からいろいろ聞いてみますと、それぞれ地区があり、自主防災組織があり、消防があり、役場があつて、あと様々、民生委員さんもいる中で、お互いのリスクコミュニケーションという、最近の横文字ですけれども、そういったものがいざ発揮しようとするときに必ずしも発揮されない。むしろお互いがお互いに様子見になってしまったり、誰が指揮命令系統を持って主導的に避難をさせるのか、その辺が決まっているように決まっていないうか。いざとなつて気が動転するということもあるでしょうけれども、そういった中で、地区代表が、たまたま肘折は携帯電話が使えなくなったということもあつて、なかなか連絡が取れなかったりということもあつたようです。

それで、そういう中で、地元ではいろいろな情報が錯綜しまして、保育所のほうに避難された方が多かつたわけですが、せっかく造った防災センター、ここも開けると言いながら、実際はそこには避難するなど、危険だというような話も出て、情報が錯綜したということも聞いております。

具体的にちょっとお聞きしたいんですが、やはり鍵、防災センター等々の鍵は地元で預けています。私も何度かここで質問しましたが、そういった答弁でありましたが。今後、見直しとして、例えば鍵については、もちろん防犯上の問題もあると思うんですが、1人の方に預けておくと、その方が例えば消防とか別なことで用向きがあつて出動しなくてはいけない、別な、たまたまいなかつたりということもある中で、複数の方が管理をして、こっちの方がだめであれば別の方ということでスペアを持って、一定の管理人がちゃんとなる中で、そういう管理の

仕方というのが考えられると思うのですが、1人にだけ預けて、その人に全部責任を負わせるというのは、この人口減の中で、様々な職業がある中で酷だと思うんですが、その点、今後見直しする気はあるかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほど私が1回目の答弁で申し上げましたとおり、手狭な避難所については問題があるということをお知らせしております。ただ、大蔵小は、中学校についても、あのぐらい広くとも、全村民行きましようかと平場の方々が避難すれば大変密になるわけですが、先ほど申し上げましたとおり、車の中で、あるいは外でということで、おのおのがやはり自分の身を守るということで、コロナ禍の中、そして避難ということの中で判断をしていただき、対応していただいたということをお知らせしました。ただ、肘折のことは御指摘のとおりだと思っています。

それから、通信不能ということで、携帯電話がまず使えなかったということ、そういったことで、いろいろな情報が錯綜したということ、おっしゃるとおりだと思っています。

最初からそういったことも想定もされるわけですので、私どもとしては、肘折の避難所については数か所ということで、やはり銅山川を挟んで向こう側、あるいはこちら側というようなことで、保育所も、それから、まず水上がらない場合はいでゆ館ということもあります。それから、向こうの防災センターというようなこと。川の水が出たので、こちらの方々は向こうに渡らないようにというふうにしたと思っています。

なお、詳しいことについては、担当の佐藤危機管理室長に答弁させますけれども、その鍵の件について、やはり議員御指摘のとおり、そういうことで今後対応するということも考えて、実際そういうようなこともやるようであります。その辺についても、今、答えさせたいと思います。

そのほかに、肘折458が土砂崩れのために肘折地区あるいは四ヶ村地区が孤立をしたということもあったわけで、そういったことへの対応についても、県には特段の要望ということでお願いをしているところであります。そういったことで、今、代替路線としての機能が果たせない状況の中、その件もやはり今後の課題というようなことで、しっかり対応してまいりたいと思っています。

佐藤危機管理室長に答えさせたいと思います。取り計らい、議長、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） それでは、2点ほど私から説明させていただきます。

最初は避難所なんですけれども。当初、肘折保育所に開設対象としたわけです。なかなかその増水する予想がこのたびの場合は本当にできませんでした、正直なところ。過去最大の降雨量ということもありまして、その予測がなかなか立たなかったというのが、ちょっと遅れてしまったという感じも正直ございます。その中で、今回は、ちょっと後手になりましたけれども、川向かいの防災センターを開設して開かせていただきましたわけなんですけれども、議員御指摘のとおり、その鍵の所在がそのときに、なかなか、うちのほうでは今、寿屋さんと呼んでいるんですけれども、その鍵が今度マスターキーでないという話もあったりして、かなりの鍵の置き場所による弊害は知っておりました。それに関しては至急対処して、今現在、合鍵を作成して、それをマスターキーといたしまして、役場職員が1人、あとは消防団の分団長もしくは副分団長がいるので、その2人に今のところ預けようという計画を立てております。これに関しては、今回、消防団も携帯電話は不通だったものですから、消防団同士の連絡さえ取れなくなったということで、これも災害復旧活動とか増水の活動にもかなり支障が出たということで、トランシーバーみたいなものがないのかなということで、役場に防災無線のトランシーバーがあるので、それを今度、肘折の防災センターでも複数個設置したいなということです。その使用も兼ねて、当然その防災センターに行くにも鍵が必要ですので、その鍵の管理を消防団の副分団長、もしくは分団長、入れ替わりで4分団の中では肘折の四ヶ村の人たちで替わるんですけれども、1名に持たせる、なおかつ、もう一つは役場職員に持ってもらおうかなということにしております。弊害があった対応については今後そのようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） いろいろ錯綜した部分もありました。それで、緊急なわけですが、指揮命令系統が、先ほども言ったように、自主防災組織だとか、いろいろマニュアルは私も拝見させてもらっていますが、なかなか現地も具体的な演習ができないというか、シミュレーションができていないのが実態なんですけれども、いざというときに、お互いに誰に権限があるのか、どこまで地区代表に、地区防災組織の長だけがどこまで指示できるのか、これは役場の権限じゃないかということでいろいろ役場に問合せすると、役場は会議中で、ちょっと対応できないということが返ってくるということもお聞きしました。民生委員さんも、動くに当たっても、やはり役場に連絡しても、緊急ですから会議していますが、会議中だということで、緊急だけれどもそれに対応する回答がなされない、自分はどう動けばいいのかというのがいざとなって

課題になりました。これは、現地の各担当者の課題でもあると思うんですが、そういった横のつながりといいますか、縦のつながりといいますか、役場と防災組織、様々な団体なり組織が総合的に動かないといけないと思うんですが、そういった場合の役割分担が、それぞれは自己完結して、こうだ、こうだというのはマニュアルで規定されていますけれども、その相互間の連携というのが取れなかった、そのためにいろいろとお互いに要らぬストレスだとか課題を抱えたと思うんですが、その点についてどう今後整理していく予定でしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、横の連携ということで質問いただいたわけですがけれども、この最初の佐藤議員の質問の中で、ちょっと離れますけれども、関係あるのでちょっと発言させてください。担当課だけではなく課を横断してという形がございます。私ども、いろいろなことをするのに、特にこの災害については、担当課だけということは一切しておりません。全ての課を横断して、こういった災害について、あるいは重要なことについては対応しているところがあります。そういったことで、議員が御心配するとおりに災害だから危機管理室あるいは消防担当だけというようなことではありませんので、例えば診療所事務長さんや、例えば教育委員会であったり、そういう全部、全ての管理職、そういった方々が集まって、これからの対応について協議しておりますので、それには誤解しないでいただきたいと。

それについて、横の連携ということなんですけれども。私は今後、急な、突発的な災害というのは、やっぱりいつどこで起きるか分からない状況になってきていると思います。昔のような、何十年に1回とかそういうのではなくて、例えば今は100年に1回というようなことをよく言いますが、100年に1回が3年続けて来たりとかということになってございます。ですから、いつどこでどんな大きな災害が起こるか分からない。ですから、指揮命令系統は大事かもしれませんけれども、やはり自分の命は自分で守ることが一番最優先されるのではないかなと思っています。そういったことの中で、やはり自主防災組織も大事ですが、まずは自分の身を守るというようなことの判断が一番大事かと思っています。そういった中で、肘折の場合は、銅山川の氾濫ということ、まず最初に頭に浮かんで、それを皆さん共通課題としたものですから、幸いにして肘折地区は、旅館に入っている場合、村民の方も従業員の方もお客さんも、まずは丈夫な建物ですので、そういったことについては、丈夫な建物、旅館の2階、3階にまず上がってくださいということを指示したつもりでした。垂直避難ですよ。それをしないというと、かえって道路歩いたりいろいろなことをすると、別のけがをするという判断をするものですから、そんな形で指示をさせていただきました。ですから、私は、当然、余裕

のあるときは指揮命令系統でそういったことも大事でしょうけれども、まず最終的には自己判断の下でやはり避難をしていただくということがあろうかと思います。

よく、例えば今回の消防団の検証の中での反省にこんなことがございました。村が指示をして避難させたのですからという言葉尻があったんですね。それは当然そうかもしれません。なぜかという、やっぱり村は村民の生命を守る、そういった責任がございます。ですから、清水、合海堤防が破堤するおそれ、崩壊するおそれがあったものですから、避難をしてくださいという指示をしました。これについては、決してしたくてしたものではなくて、最終的にどうしてもして、避難をしていただかなくてはいけないという判断の下にそういった指示をしたわけであります。その裏を返せば、村民の命を守る最終的な手段なわけです。それを、村がしたから嫌々来たんだみたいな感じの中で捉えていらっしゃる方々がかなりいたという、ちょっと残念だったんですね。

その前に、合海地区で、地域住民、全てのいろいろな機関を交えて避難訓練していただきました。そのおかげもあったんでしょうけれども、いろいろな形で避難をしていただきました。そういうことが本当の避難の私は意味合いかなと思ったところであります。ですから、ちょうど1年前ですか、その避難訓練をしたことが非常に功を奏したといいますか、そういうことを考えているところです。ですから、私どもは村としていろいろなことを、指揮系統をしながら、命令もするのかもしれないですけども、それを必ずしも待っているのではなくてある程度自己判断の下に、そして地区防災組織の中で判断をしていただければ、決して村の責任とかそういうことではなくて、まずは避難をしていただく。それが最優先になるんだろうと思っています。そういうところなので、御理解をいただければ。

それから、会議をしていたので出られませんということ。本当にあったとすれば、それは村の手落ちかなと思っています。職員の判断、取次ぎの誤りかなと思っています。その点についてはおわびを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） そうですね、なかなか、自主判断と言われるんですけども、逆に地区民からの声としてあったのは、確かに村が何でもかんでもということは現実問題思えないと、しかし、どこまでが自主判断で、どこまでが役場がやってくれるのかというのを、もちろん災害の経過によりますので、事細かに一律に決めるとかえってそれが足かせになると思うんですが、確かにどうしても自分の判断なり裁量の部分というのは出てくると思うんですが、どこ

からどこまでというのを大きくくりでもいいから仕分けをして、共通認識にしてもらいたいという声が上がられています。そうしないと、勝手にやっておいて後から怒られてもという思いで動いている人もいたり、何でやらなかったんだと逆に責められるということで、何をしたいか分からないまま自分の判断で動くというのは、非常に、もちろん避難自体も大変ですが、責任持っている方々が非常に悩ましいということだったので。せっかくだらないうちでもらったこのマニュアルですけれども、これ中見てみると、自主的に避難所の運営をするとか、最後は自主的に判断してくださいと。それは言葉としてはそうならざるを得ないんですけれども、全部事細かに指示を待つわけにはいかないんですが。であれば、どういうものについて、大きくくりでいいですから、そういったものについて、村がやるかということをお教えすべきではないか、お教えというよりも、各自主防災組織や地区や村民と意見交換を常にやはり本当の意味でする必要があるんだと思います。それはして本当だと思います。

もう一つちょっと残念な例というか、どういうふうに捉えていいか分からない例でちょっと質問をしたいと思います。

避難所、保育所に避難された方がいて、川向かいの方だったそうですけれども、橋越えてあえて避難してきたわけですね。村としては、橋を渡って防災センターに行くのはちょっと危険だという判断もあって、当初、防災センターは使わないという判断だったんですが、それとは逆に橋を越えて避難所に来た方がいらっしゃいました。それで、避難指示は常に出て、翌日まで、28日まで出たと思うんですが、その間に、ちょっと家見てくるからということで帰ろうとした人がいて、その方、役場職員は来ていたんですが地元ではなかったために、どこの方かちょっと分からなかったんだと思うんですが、川越えて来たという状況も知らなかったと思うんですが、その場で引き止める権限はないからということだったんでしょうけれども、避難指示中に、せっかくだらないうちでもらったマニュアルで避難してきた方を帰している事例があったと聞いております。こういった点、必ずしも現場に地元の人が張りつけるかどうかというのはそのときの状況にもよりますし、その職員のスキルの問題もあるだろうし、危機感というものもあると思うんですが、こういった事例について、もちろん人権もありますから勝手に移動の自由を規制するわけにはいかないのかもしれないんですが、避難指示が出ている状況で避難所から帰るといっていいものかどうか。その点、どういうふうに村としては考えているんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私は、大変申し訳ないんですけれども、そのときの事情というかその辺を把握しておりませんので、今この場でどうだということとはなかなか申し上げられないという

ことであります。そういったことで、今後、それを一つの教訓として、そういう危険な目に、あるいは誤った判断をしないようにということを職員には当然徹底してまいりますけれども。地元の方々とのそういった、何でしょうか、打合せ的なこと、先ほど議員から御指摘いただきましたけれども、そういうことも含めて、それを今後の教訓として生かしていかなければならないんだろうなと思ってございます。（「村長はそのときはどこにいましたか」の声あり）そのときの状況についてある程度詳しく分かるというと、危機管理室長分かりますかね。（「はい、大体」の声あり）分かりますかね、状況、大体。手短に今のことについてお答えできればということで、答えていただきたいと思います。（「はい」の声あり）取り計らいをお願いします、議長。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） そのときの現場に立ち会ったわけではないんですけれども、今回の災害を結果的に見た段階で、先ほど佐藤議員申し上げた質問に、権限というものを強く議員がおっしゃられていますけれども。実は、この清水・合海地区でも、消防による全戸回っての避難誘導というか指示というか、それも行いました。なおかつ、防災無線の広報しておりますし、清水・合海地区、新庄警察署も回っておられたと思います。でも、その中でも避難しない人というのが、避難は義務ではないんですけれども、当然、村としては皆さんに避難してもらって安全な場所に行ってもらいたいんですけれども、なかなかそれに応じてもらえないということもある。それで、やはり災害というのは、最終的には個人がやっぱり、個人とは家族であったりするわけなんですけれども、その中で決めて避難するしかないのかなというように感じています。ただ、これから、また災害はいつ起きるか分かりませんが、そのときには、当然、もう緊急、今、今、という災害にはなかなか対応できるものではございませんけれども、ある程度の予測がつくような災害の場合には、現場のほうから職員が指示して避難所への誘導の方法を回すとか、そういうふうな、例えば民生委員さんには要支援者関係の状況を把握していただくとか、そういうことをやっぱり積みながら対応していきたいなと思っております。

今後、そういう体制づくりに関しては、今の体制を使うしかないと思っていますけれども、それをうまく使いながら生かしていきたいと、あつてはならない次に生かしていきたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） こういうこともあるので、最終的には各層から幅広く、役場や消防団だけではなく、様々な意見を、もちろん苦情もあるでしょうから精査はしないといけないでしょ

うけれども、真っ当な意見なんかはもっともっと吸い上げていただきたいと思うところです。

それで、今もちょっと民生委員の活動についてありましたが、ちょっと観点違うんですが、個人情報の保護というのが最近強く言われています。確かに個人情報は当然守るべきだとは思いますが、災害時の個人情報の在り方については、これは全国的な課題だと思いますけれども、もう少し柔軟にというか、現場に寄り添ったといいますか、実態に合うものにしていく必要があるんだと思うんです。いろいろな形で個人情報がネックになって、その人が、大蔵村の場合はあまりないでしょうけれども、誰なのかどういう人なのか、避難してきた人がどういうものなのかというのが、いろいろな、もちろんみんなに全部同じ情報を流せということではないんですが、いざというときの有益な情報が共有されないということもあり得ると思うんですね。だから、そういったことについて、国等なりに、どういうふうに制度の改善なりを言っていくのかということも含めて、個人情報と災害対応について、村長なりの考えがあればお聞かせください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 本質的に言えば、今、佐藤議員が言われたように、殊災害に当たっては、個人情報云々は、私はあまり当てはまらないのかなと思ってございます。ということは、大蔵村は人情豊かだということとして、とにかく自分の自宅、周りを中心とした隣近所のお付き合い、隣組というふうな、まだそういうよい習慣というんでしょうかね、昔ながらの付き合いが残ってございます。そういったものをやっぱりきっちりやっていかなければいけないということで、個人情報についても、我々町村会、全ての市町村ですけれども、そういったことをきっちり、災害に関してはそういうようなことを、何でしょうか、該当しないということではないんですけれども、ある程度緩和したような形の中で公開というか、その対応をする部署の中ではお互いに認識できる、そんなことでなければだめだと思うんですね。私のうちに、例えばですけれども、一人暮らしのおばあちゃんがいて、ほとんど自分では歩けないという人がいたとしますね。そういうことを私だけが知っていてもだめですし、その近所の、例えば大坪地区だったら大坪地区でみんながそれを了解していて、例えば私が留守の場合は、誰かがその人を見てくれるような、そういう付き合いが今あるわけですので、それを、いい関係をやっぱり認めてもらいたいまいしょうか、そういったものを、名前をペーパーに表すとか、そういうことも必要になってくることはあると思うんですね。部外者というわけではないんですけれども、救い出す手段としてのそういった名前をある程度周知とまいまいしょうか、できるような形であるということが大事なことなのではないかなと思っています。

そういうことで、災害については、それについては別物だよというふうな一項設けてもらうとか、そういったものがあっても私はしかるべきだと思っています。そういう運動は、やはり我々町村長が声を上げて、山形県の町村会としてそういったことを要望していければと思っています。当然、そういったことも、今、議員から指摘をいただきましたけれども、我々の中ではそういう動き実際出ています。そういうことも、整理の仕方もあるんでしょうけれども、今の法律の中でうまく受け入れてもらえるような形で提言、あるいは陳情をしていければなどと思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 最後になりますけれども、やはり今回求めました検証チームということで、必要があればつくって実施するけれどもということでしたが、必要があると私は思って質問しているわけです。もちろん、自主的に私も自ら検証するチームを立ち上げてということだったので、個人的にも、個別的にもやることはあるんですが、やはり今あったように、役場では役場の立場があるんでしょうし、いろいろな団体は団体の立場があって、意外と入り口のところで情報が共有されていなかったり、マニュアルがあってもそれがお互いに解釈が相当違ったり、誤解があったりだとかということもあるので、やはりこれは、もちろん誰を選任するかということはあるんですけれども、幅広く、役場や消防団ももちろん含めてですが、もう少し村民を巻き込んだ検証チームをつくっていただきたいと。それに当たっては、私も議員の一人として力を出したいと思っていますが、村長の、改めてですが、御回答というか御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議員おっしゃるとおり、検証は非常に大事なことだと思います。来てはならないことですが、次の災害に備えて同じ失敗を繰り返さない、あるいは、いち早く村民の生命を守ることができるように、そういった手だてになろうかと思っています。ですけれども、やはり対応としては、災害が来たときに、いかに迅速にそういったいろいろな、前もって決めておいたいろいろな行動ができるかということなんですよね。そこで、村としては当然、防災計画という計画がございます。現在は、役場が各課全てを横断して、課長さん方がそこに委員として入ってございます。本部長は私でございますけれども、そういったことで、副本部長としては副村長と教育長、こういうふうになってございます。その中に、本部員の中に、先ほど言ったとおり各課長全てですけれども、消防団長も入っております。ぜひここに議会を代

表してという形で、議長さんなり、あるいは各委員長さんなのか、その辺は何名という決め方次第で人選がなると思うんですけども、そこにぜひ私としては入っていただければと思ってございます。

それから、ここに議員の提案ありました、婦人会あるいは防災組織の代表ということですけども、これは、この中に逆に入ってもらってもいいんですけども、検証ということではなくて、入るんであれば、対策本部会議の中に入らなすけけれども、あまり下ろし過ぎて、広げ過ぎてはどうかなと思います。検証については、いろいろな機会がございます。例えば、秋から冬にかけての私の、村長と語る会がございます。そこで、各集落の皆様方の、村民の皆様方の御意見をお伺いする、そういった時間も設けてはどうかなということで、検証についてはある程度聞くことができる。ただ、災害が起こったときにいち早く集まっていた人数というのはどのくらい確保できるのかということを考えますと、その辺あたりまでかなと思ってございます。

自主防災組織については、やはり地区代表が毎年替わる地区もございまして、そういった方々を対象に、やっぱりまた別の、地区代表者会議の中のある時間を利用してということ、そういったこともありますので。ただ、今、地区代表が非常に忙しくて、なかなか成り手がいないということもあって、そういった事業的なことを多くしていいのかということもございまして。

私は、こんな小さな村で、あの組織、この組織といっぱいつくって、有名無実みたいな組織だけつくって実際行動しない、それは逆に問題かなと思います。そういったことの中で、むしろ村民に対していろいろな投げかけをし、意見を吸い上げる、そういった場を私は多く持っていきたい。そのために私は、13年間、今年で14年ですけども、14年間、村民と、実際に村長と語る会ということで、素直な御意見をお伺いしたいということで、いろいろなことをお聞きしている状況であります。そういったことでやっていければと思っております。

以上です。

○3番（佐藤雅之君） 以上で私の質問は終わります。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

〔9番 長南正一君 登壇〕

○9番（長南正一君） 時間が中途半端になるようですけども、質問をさせていただきます。

私は、「どう備える豪雨災害」について村長に質問いたします。

7月28日から29日にかけての豪雨は記録的な雨量となり、県内各地に甚大な被害をもたらした

ました。

本村においても、銅山川流域の道路決壊、土砂崩れ、床上浸水、橋脚の陥没等、さらには、最上川の氾濫による家屋の浸水、農地、用水路、ハウス等、まさに今まで経験したことのない大災害を引き起こしました。被災された多くの方々には、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

災害発生後、直ちに県の関係者をはじめ、地元選出の国会議員、県議の方々、そして関係機関の多くの方々から、現状をつぶさに視察調査していただきました。さらには、村職員による避難指示や誘導等、懸命の対処を取っていただき、一人のけが人も出さずに大災害を乗り切った適切な判断と行動に、敬意と感謝を申し上げます。

今後は、一日も早い全面復旧に向け、村民一丸となって頑張っていかなければなりません。

今回の豪雨災害により、いろいろな課題が浮き彫りになりました。とりわけ肘折小松渕の川幅の狭小なるがゆえに度々引き起こす浸水被害は慢性化しております。一刻も早く流下断面の確保、すなわち洪水吐きのトンネル対策が必要であります。この対策の必要性は誰しもが感じており、今回の災害発生により、一層強く感じることになりました。この機を逃さず、トンネル工事の実現に向け、総力を挙げて取り組んでいただきたい。今後の具体的な取組について、強い村長の思いを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「どう備える豪雨災害」という長南議員の質問にお答えいたします。

議員からは、具体的に肘折地区の浸水被害を防止するため、小松渕における洪水吐きの整備の必要がある旨の御意見をいただきました。

7月27日から28日の大雨では、肘折観測所において1日の降水量がこれまで最大の183.6ミリを観測し、銅山川も最高水位を更新し、28日午後4時に2.67メートルを観測しております。このため、肘折地区の下流域においては、小松渕橋や村道が冠水し、隣接する作業場や肘折いで湯館、肘折下水処理場などが床上浸水する被害が発生しました。当該区域においては、平成25年7月の大雨のときにも浸水被害が発生しましたが、今回のように床上浸水までの被害には至りませんでした。

肘折地区の銅山川は、小松渕で河道面積が極端に小さくなることからボトルネックとなり、河川の流下能力を大きく阻害し、浸水被害をもたらしております。これまでも県において河川の堆積土砂の除去など対応していただいておりますが、根本的な解消にはつながっておりませ

ん。平成10年代前半に当時の建設省直轄事業として、苦水川の流路工整備とともに銅山川の流路工整備の計画がありました。銅山川の流下能力を向上させるため、小松淵に洪水吐きを整備する計画がありましたが、一部の住民からは肘折地区の景勝地である小松淵の景観を損ねるおそれがあるとして、計画が立ち消えになっております。

議員御承知のとおり、道路や河川等の公共事業では、一旦事業中止となりますと事業の再開は大変難しいものがあります。これまでも平成25年の浸水被害を受け、様々、関係機関に対し小松淵の洪水吐きを含む流路工の整備を要望してまいりましたが、今回の浸水被害を受け、一層、洪水吐きの必要性を感じたところでございます。

今回の水害では、国土交通副大臣や地元選出の国会議員、国土交通省の幹部職員など多くの方々被害状況調査するため本村に見えられました。その都度、肘折地区の浸水被害についても状況を説明してまいりましたが、今後も肘折地区の浸水対策について、関係機関に要望活動を展開してまいりますので、議員皆様方からの御協力をお願いし、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

長南正一君。

○9番（長南正一君） まず、第1回目の答弁をいただきました。なかなか先行き厳しい状況であるという感じはしたんですけども、まずは、肘折小松淵の洪水吐きの要望については、これまで村長も中央省庁に出向いて要望されておる旨は度々伺っています。または、私ども議員の立場からも、中央要望に地元選出の国会議員の先生方や国交省の担当課に直接要望書を手渡し、事業の取組をお願いしておる経過もあります。この事業についての思いは、村長も私ども議員も、また村の担当課の職員も全ての方が全く同じ必要性を感じておる事案だと思っております。

しかしながら、これまでの要望の経過を振り返ってみると、どうしても万が一のために必要だというような意味の感じを今までは持っておったように思いますが、ここ数年来、度重なる浸水被害が起きると、そんな悠長なことではいけないと、本当に緊迫感を持った形でお

願いをしなければならぬと、今年は強くそれを感じたところであります。

そして、このたびの7月豪雨を体験し、その被害のすさまじさは、年を追うごとに被害が拡大しておられるようにも思っております。この事態を回避するには、河床を下げる方法とか、ポンプで揚水をして対応するという手法がないわけではないかと思いますが、しかし、あれだけの濁流と水量の押し寄せる中で、こういった手法が果たして効果的な役割を果たすのかどうかというのは、本当に疑問に思います。やはり、よどみなく流れる洪水吐きのトンネルが、ぜひともこれがなければ、あの事態を回避するということには、どんな方法を取ってもつながっていないような感じをしております。特に、災害は予測可能な限り前もって対策を講じることが大切であると思いますが、今回の小松淵の浸水は既に何回も繰り返して発生しておるわけで、洪水吐きの事業化は遅きに失していると言えるのではないかと思います。

しかし、これまでの要望の経過を踏まえると難しい事案であることは容易に想像できますが、千二百有余年の歴史を誇る村唯一の肘折温泉、これを守るには、やはりこの大英断で取り組む洪水吐きのトンネル事業化であることが、本当にあの地域を救う唯一の方法ではないかと思えます。そして、今回の村民の感じる、また視察に来られたいろいろな先生方の感じ方に対しても、今まで以上に危機感を持って対応していただいておりますのではないかと思います。

ですから、この機を逃さず、やはり村民挙げて、その中心となる村長が要になってこの事業化の要望というものに取り組んでいかなければならぬと、そう強く感じておるところです。

その点について、再度、村長の思いをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、長南議員からは、この洪水吐きの必要性、それについて、るる思っているところを発言いただきました。私も全く同じ思いであります。そういったことで、決して手を抜いていたというわけではなく、事の発端が、私が担当してからということで、大きな災害としては、平成24年の肘折の県道崩落がございました。4月でありました。私が見ている前で、あの県道が滑り落ちる、その瞬間を私と最上総合支庁長、ちょうどそのとき新しく赴任された支庁長さんでありましたけれども、一緒にその場に出くわしたところであります。そういったことから、平成24年でしたけれども、24年中は、何ていうんでしょうか、それを代行するというんでしょうか、まず橋ができて、平成25年で本格工事ということで、今の希望大橋、その、大みそかというんでしょうか、それに完成式を行ったと。その機もやっぱり逃してはだめだということで、要望会。要望会ですけれども、ちょうど平成28年11月13日でありましたけれども、ちょうど一連のあそこの地滑り、あるいはそういった肘折の地滑り対策が全て

完了した竣工式がありましたけれども、その席に地元選出の国家議員の皆様方4名、それから国土交通省本省から砂防部の保全課長さん、現在はこの方は砂防部長さんになっております。それから、山形県知事代理として副知事、それから県道整備部長、最上総合支庁長、山形県議会議長、それから、大蔵村からは私と副村長と議会議長という形。それから、東北地方整備局からは局長、それから河川部長、それから新庄河川事務所の所長ということで、その他大勢の皆様方においでをいただき、肘折の砂防、そして大蔵村の砂防の意見交換会をしたところでありました。せっかくの機会でありましたので、ぜひ今後の将来的なことも含めてということで、こういった形でさせていただいております。これはそのときの資料でございました。これは今、お話になってございます小松渕であります。きれいに秋の紅葉が映える、本当に何ともないときはこういうきれいな景色でありますけれども、いざ洪水となれば、この小松渕がボトルネックとなって洪水を引き起こすということなものですから、具体的に、次の欄に洪水吐きという形で、この場合は流路工と書いてありますけれども、ここにトンネルを掘っていただきたいということも、具体的に申し上げております。こういった席で発言したのは恐らく初めてだと聞いてございます。当然、山形県も含めてでございます。そういったことで、一躍、この必要性ということは、山形県はもちろんでありますけれども、国土交通省の中でもお話になったはずでございます。それから、平成28年からですので4年以上たっているわけですがけれども、それでもなかなかそう簡単にはいかないということでもあります。

振り返って、議員も御存じかと思えますけれども、作の巻というふうにな名前出して大変失礼なんですけれども、あそこの大石田畑線もそうであります。一回予算ついたんです。予算ついたというか、もう工事が決定になりまして。それを諸般の事情、詳しく言えば、用地交渉が行き詰まりを見せて、用地提供がしていただけなかったということで、その計画が頓挫した経緯がございます。それから20年の月日がかかって、ようやく、去年、おとしの中で全線開通をいたしました。それも、私の前の先輩の村長さん方からずっと引き続き、毎年欠かさずその要望を続けてきたということが実を結んだと思ってございます。ただ一回そういうふうにしたものについては、なかなか復活というのは難しいということ、まして県ではなくて国を相手のことでございます。そういったことで、今後も根気強く続けていかなければならない。

もちろん、このたびの災害を身近に感じて、本当に洪水吐きの必要性を強く感じたのは、議員さんだけでなく私も同じ、あるいはここにいらっしゃる方々全てを感じているわけでありましてや肘折は温泉地ということで、村民以外の方々もおいでになる。そういったことの中で、そういった方々の命を守るということは、何にも増して大事なことでございます。

もしここで、湯治客なりそういったお客様が負傷、もしくは死んだなんてことになると、肘折温泉地にとってはもう致命的な損傷となります。そういったことで、そういうことをなくしなくてはいけないということで、大蔵村一丸となって、このことについては今後も頑張っていかなければならないと思っていますところであります。まして、今まで以上の床下浸水、あるいは床上浸水もあったということ、今までないくらいの洪水の量、水の量だったわけです。ですから、当然、議員の皆様方からも、上京の折にはこういった要望会、私どもも要望会、さらには個人的なつながりの中でこれをしっかりと要望、陳情してまいりたいと意を新たにしたいところでもあります。どうぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 大変力強い考えを示していただきまして、本当に心強い限りです。

また、第3回目の質問ですけれども、このたびの7月豪雨災害については国の激甚災害に指定され、復旧については一段とはずみがつくものと期待されます。災害復旧事業の原則である原形復旧だけではまた被災を繰り返すおそれがあると思いますので、こういったものも十分に考えて、強靱化に対して取り組んでいただきたいと思います。

このような観点から、このたびの豪雨災害を契機として、一刻も早い銅山川流域の整備促進について、さらに強く要望していただきたいと思います。

私は、質問の通告の中で、強い村長の思いを伺うとしましたが、これには2つ意味があります。

その一つが、加藤村長のこれまで長きにわたり培ってきた、関係機関や省庁の方々との強い人脈であり、その行動力であります。その強い力を最大限発揮して、要望実現に結びつけていただきたいと思います。

そして、もう一つが、この事業採択にかける村長の意志の強さであります。

その思いを重ね合わせて、議会も車の両輪のごとく一枚岩となって要望活動に邁進していきたいと思っております。村長にはその要となり、現状の危険度を全ての方々が認知したこの機を逃さず、事業化に結びつく要望活動を強力に推し進めていただきたいと思います。

また、この事業の取組については、国・県の取組というようなことになろうかと思いますが、村としてはひたすら要望を重ねてお願いをする立場になると思います。そういう中で、先ほど御紹介いただきました肘折の地滑りの竣工式の件につきましても、本当に広い意味での交流がそのときもなされ、その後も続いておるのではないかと思います。そういう意味で、ぜひとも

この洪水吐きのトンネルの事業取組については、加藤村長の手でぜひ実現していただくようお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

ひとつコメントいただければ、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まずは、長南議員さんに感謝を申し上げます。私の強い思いというように、人脈の広さ、1つ目。2つ目は意志の強さということで、大変な事態があつて、そこに対する励ましといいたいまいしょうか、ともすればこの意志の崩れそうになる、あるいは弱気になるというときにエールをいただいたと思っております。ありがとうございます。

振り返れば、国はもちろんでありますけれども、まずは県からも、こういう思いで、いろいろな知事との懇談の中で発言する機会があれば、積極的に発言をさせていただいているところであります。そして、今度は、同じ思いを国にといいたい思いで、今まで3期、そして間もなく4期目も2年が終わろうとする中での長きにわたって、村民の皆様から御支持をいただいた、それに報いるということの中で、何にも増して、この災害については身を投じていかなければならないと思っておりますので、恩返しという意味で、身を粉にして頑張りたいと思っております。

それに当たっては、私一人の力では当然微力でございます。議員の議長をはじめとする皆様方の御支援、そして村民の皆様方の適切な要望の中からしっかりと本音を聞き、それを中央、県のほうに届けてまいりたいと思っております。届けるだけではなくて、それが実現できるようにいろいろな手だてを講じて頑張りたいと思っておりますので、御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。

○9番（長南正一君） 強い意志を持ってひとつ取り組んでいただくよう期待をしておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

〔7番 佐藤 勝君 登壇〕

○7番（佐藤 勝君） 私で4人目の質問になります。同じような質問で村長も大変でしょうが、これも務めですから、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

毎年のように繰り返し、近年の異常気象によりその都度ごと大規模化する災害に対して、村の迅速な対応に敬意を表すとともに、不幸中の幸いにも人身災害にならなかったことに感謝を

申し上げます。

大蔵村は、地形的環境から常に災害の危機に直面しています。特に、川の氾濫による農地への冠水、農業用施設の被害、山間地域の土砂崩れなどによる主要道路の迂回路の通行止めなど、集落の孤立など、常に危険を思っています。住民は、このようなことに対して、毎日のように不安な生活、不便な生活をしています。これは、実際に被害に遭った人でなければ分からないことでもあります。

しかしながら、今回の被害をも含めて、過去に遡れば、そのたびに被災するのは同じ地域であり、同じような形式の被害になります。災害が発生した時点では、国や県から議員さんや担当者など多くの方が視察に来て、現場の状況や被災住民の要望などを聞き、今後の対策や方針を親身になって話していただき、力強く思いますが、その後の救済や支援に関しては、関係者の方々は精いっぱい頑張っているとは思いますが、一般住民から見れば、視察当時の意気込みからは徐々にかけ離れていくように感じます。

そこで、まずは、被害状況や地形的な状況を最も把握している村がかじ取りとなって、過去の災害や被害状況を十分検討し、その教訓を生かし、村の核となる公共施設や農業施設の移転、災害時の迂回路の確保、情報の通達など、罹災した現場の立場になって、村民が安心して生活できる防災対策へ、既存の形にこだわらず、新たな視点から思い切った施策を講じる時期ではないかと思いますが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「過去の災害教訓を生かせ」という佐藤勝議員の質問にお答えいたします。

初めに、議員仰せのとおり今回の大災害において人災に至らなかったことに安堵するとともに、議員から感謝の言葉をいただいたことに深く御礼を申し上げます。また、消防団や事業所、地区住民の方々など関係者におかれましても昼夜問わず災害活動及び復旧に関わっていただき、改めて感謝を申し上げる次第であります。

さて、本村は地形的な環境から常に災害に直面した状況にあることは、議員御意見のとおりであります。湯の台を中心とする広大なシラス台地、月山葉山の広範囲を集水域とする銅山川や赤松川、カルデラ地形が影響する肘折地区周辺のくぼ地の地形、そして洪水のおそれがある最上川など、災害発生要因の多い状態であることは、かねてから承知いたしているところでございます。また、度重なる災害に直面する地区に居住する方々の御苦勞や心勞を思うと心が痛

みます。

このたびの災害においても、国会議員をはじめとする、国や各関係機関の長、山形県知事、山形県議会議員など多くの方々から現地視察に来ていただいております。議員御意見の「視察当時の意気込みとは相当かけ離れていく感がする」とのことですが、私は、村長として村の被災状況をいち早くお伝えし御理解いただくことで、復旧活動が早期に進み、住民の安心・安全が図られるものと考え、その都度対応しているところでございます。さらに、現地視察をいただいた後に、私が直接上京し、または県などの関係機関に出向き要望活動を行い、一過性で終わることのないよう対応しておりますので、何とぞ御理解くださいますようお願い申し上げます。

議員からは、過去の災害から学び教訓を生かした防災、減災対応を行うべきであるとの御意見をいただきました。私も議員と同じそうした考えを持ち、対応してまいりました。しかし、個々の生活や財産について村が一方的に変化をもたらすような施策は困難であり、公共土木施設の改良や強化に意を配してきたところであります。

また、村の核となる公共施設や農業施設の移転、災害時の迂回路についての思い切った施策について御質問をいただきました。

まず、災害対策として災害対策本部の機能を持ち、災害対策の核となる施設がこの役場庁舎であります。昭和39年に新築、昭和59年に改築した庁舎は老朽化が激しく、旧庁舎部分については耐震対策も施されていない施設であります。また、大蔵村診療所、大蔵村中央公民館も浸水想定区域の中にあり、総合的に移転等を考えていかなければならない状況となっております。とりわけ、役場庁舎につきましては、山形県防災システム等の専用電話回線により、山形県との間で災害対策の連携が構築されております。現庁舎が被災した場合、現状では、2階部分に浸水しない限りはこのシステムを活用できる状態であります。しかしながら、予想を上回る災害が発生する可能性もございます。これらに備え、災害時における対策本部機能の移転を考えてまいります。

現在想定をしております機能移転場所である大蔵小学校に、現庁舎の災害対応機能を予備的に配置しながら、移転機能の充実について取り組んでまいりたいと思います。

当然、今、役場庁舎の建設、その他の問題で、内部でいろいろ検討しておりますが、肝心の場所がなかなか選定できずにいる状態であります。プロジェクトチームその他のいろいろな対策を講じることができるよう、議員の皆様方にもいち早くこのことをお知らせできるように頑張っているところであります。

また、その他の公共施設である診療所と中央公民館についてでございますが、診療所における要配慮者利用施設については、主に日中の避難を想定し、その手順を新庄河川事務所の指導を得ながら今年度中に構築する予定であります。

中央公民館については、策定済みである避難行動計画を今回の災害と照らし合わせ、検証していく予定であります。

これらと併せ、新庁舎の建設を考えながら、総合的な計画を立てていきたいと考えております。

次に、農業施設の移転、とりわけ農業用ハウスについてお答えします。

さきの報告でも申し上げましたとおり、このたびの災害においては、トマトハウスと水田の冠水となりました。緊急性のあるハウス移転につきましては、国が支援する7月災害に適応した国庫事業を活用し、安全な場所への移転を促していく予定でございます。加えて中長期的な計画としては、農村整備事業いわゆる基盤整備事業に併せたところでの高付加価値農業施設移転事業などを有効に活用し、災害対策に強く取り組んでいく予定でございます。

村としても、より一層の農業支援及び施設の機能強化に努めてまいりますので、今後とも議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 今回の定例会では、このような大きな災害があったときに災害に関連した質問が集中し、一番これまでで被害を受けているのは村長ではないかなと思っております。

それで、質問で被害状況や何は前の3名の議員の質疑応答を聞いていて、今回の被害がいかに大きかったか改めて認識しました。今後、村としても最大の努力をして、災害復旧や被災地の支援をお願いします。

さて、私は、別の視点から、村の取組について幾つかの考えを議論してみたいと思います。4項目ほどありますが、1つずつ分けて質問させていただきます。

最初に、災害の被災地の救済や支援は、先ほどから議論されていて理解できます。私は、それと別に、今後どうしたら被害を最小限に食い止めることができるかについて質問します。

村では、防災マップの全戸配布、防災備品の各集落への配置など、様々な策を講じ、危機管理に力を入れていることは承知しています。

そこで、最も身近な防災備品について確認します。この備品は、数年前に、希望した集落に、多分ですけれども40万円くらいの予算で配備したものであると思います。維持管理は集落で行

うことになっていますが、果たして日常の管理や訓練などはなされているのでしょうか。私が見たり聞いたりした限り、この備品を使うようなことがなければ一番いいんですが、大半の集落では、公民館の物置にただ置いていてだけではないかと思われま。中身がまだ段ボールに入ったままのものもあると聞きます。ただ単に物品を与えただけでは防災とは言えません。これ確認をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員からは、どうしたら被害を最小限にとどめることができるのかというようなことで、具体的に防災の備品、各集落に、最初に自主防災組織をつくるときに、40万円ぐらいずつに分けてそろえたということ、日常のその備品の管理あるいは訓練というものは実際なされているのかということでございます。そういった詳しいことについては、担当の佐藤室長から答えていただきますけれども。あくまでも自主防災組織というのは、当然、村からいろいろな指導もあり、それを進めていくことは大事でありますけれども、まずは地域の皆様方が自主的に自分の命を守るためにどういった行動ができるのかということをしかりと考えながら、その地域の方々の話合いの中でなされていくべきものと考えてございます。当然、そのことについて役場は指導しないと、責任がないと言っているのではございません。そのことをまずもって私から申し上げておきたいと思ひます。

それから、被害を最小限に食い止めるということは、やはり今これほどいろいろな予知をする、そういった機器的なもの、あるいはそういったIT的なものが整備されている段階の中で、ある程度のことは予想ができると思ひています。そういったことで、私どもも、台風その他の大雨についてもそうですけれども、いろいろな形で前もって役場に集合、休みの日であっても集合、あるいは勤務時間にあつては対策本部なり、そういった組織をつくって対応に当たっているところでありま。

それでは、危機管理室長から、先ほどの質問について、詳細についてお答えをしていただきます。議長、取り計らいよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 質問にあつた防災備品の配備という観点ですけれども、村長申し上げましたとおり、自主防災組織立ち上げるとき、恐らく平成27年だったと記憶しているんですけれども、そのときに約40万円を限度に各地区に補助金を使つていただひています。その中で一番多かつたのは、ちょっと今手元に資料ないんですけれども、私が今まで見た資料の中ですと、発電機、投光器のことです。それから何年か経過がありましたので、昨年、実際それ

を使っているのは、実際非常時でないと利用しないものなんですけれども、消防団の秋のソガキといいますか、冬支度のときにぜひ検品してくれないかということで、消防団のほうから、その動作についての確認の依頼をしております。それで、昨年なんですけれども、その確認をしていただいたところ、もうやっぱり動かないとか、全然かぶってだめだとかいうこともありましたので、そういう事例に関しては、消防のほうの修理経費、機械の経費を使わせていただきまして、修繕しているという経緯もございます。

今後また、なかなか地区代表もその年で替わる地区も多いのは議員さんも御存じだと思いますけれども、その配布した、買っていただいた災害用備品の管理をするというのは、なかなか地区では難しくなっているものだなというのは、正直、感じるところであります。

これからも、危機管理室ができることとしまして、消防団を仲介したり、消防団をこちらで点検をお願いすることによって、そういう備品の管理をやっていききたいなと思っているところでございます。

何か足りない点がありましたら、ぜひお教えいただければと思います。よろしく申し上げます。
(「訓練も教えてください」の声あり)

そうですね、もう一つ、集落での訓練のことに关してですけれども、訓練も今のところは、この後の答弁にも出てくるんですけれども、合海地区が洪水の災害に対応したような災害の避難訓練を行っております。そのほかの地区に関しては、消防団が中心となりまして、大なり小なりの訓練は行うように、役場としては各消防団の部に指導しているところです。その内容については、ちょっと今持ち合わせている資料がないんですけれども、例えば白須賀でございましたら、翠明荘だったり保育所の火災を想定した訓練、そういう訓練は、消防団ですから火災の訓練がメインになっているんですけれども、そういうような訓練を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 消防団や防災の組織ですか、そういう人らには伝達はしていると思いますけれども、例えば、地区ですから、担当は、防災あれでなくて地区代表の名前なので、それだけ替わります、全員とも、全区とは言いませんけれども替わります。そのために、なかなか連携が取れなくて、使わない状態が多いんです。試しに私のほうで毎回訓練してみました。必ず防災だけでなく、お母さん連中、そういう人に覚えさせるために、祭りあったとき、夜暗くなったとき、全部電気使わないで、その人らが発電機を持っていてライトつけて、練習しな

いとさせる、そういう方法も訓練のうちの一つなんです。必ず水上げて、それから災害に充ててやるなんていうことしなくても訓練は訓練ですから、慣れるというのが大切ですから、そういうことをやらせています。これからも適当に使わせてもらいますので、村の財産を勝手に使ってだめだなんてばかり言わないようお願いしたいと思います。

それはいいです。次、2番目になります。

今回の災害もそうですけれども、災害があるたびに問題視されているのは、迂回路や情報提供ですね。質問します。今回のように、停電です、電話が使えません、全部通行止めです、通行止め、どこからどこまで通行止めだか分からない。交通手段、情報が全くない。そんな状況では、村民はどんな行動をすればいいのか、また不安です。災害のたびにこのような、ずっと災害のたびにこれ繰り返すんです、繰り返しては、優れた防災政策とは言えません。

また、これも問題なんですけれども、その前の前の災害だったと思いますけれども、旧塩の小学校の裏の災害、あれは、あの災害あったときは、役人という役人、県から何から全部来たみたいで大騒ぎしたんですけれども、その後どうなったのか分かりませんが、私は何回も見に行ってきました。今は草がぼんぼん生えていて、どこで災害あったのか分からないと、そういう状態でした。でも、あれは、数年前のは、2軒か3軒、避難命令まで出して危ないとやったところですから、必ずまたあの災害起きます。そういう今までの復興というか、修理というか復興というか、そういうような形で、どのような形で今進んでいるのか、事業が。ちょっとそれをお尋ねします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 災害があるたびに繰り返される、迂回路がない、遮断される、あるいは、そういった情報の伝達がないということ。携帯電話の電波が不通になればしょうがないというところもありますけれども、村には防災無線があり、その都度、必要な連絡はしていると私は思っています。そういったことで、していないではなくて、なかなかそれが聞いていただけなかったり、そういったうわさがうわさと呼んで、そういうようなことが一つもないと言われていたのかなと思っております。そういったことで、決して情報を皆様方と共有していないわけではなく、できる限りの、災害のさなかでございますので、時間的なロス、そういったものはあろうかと思っておりますけれども、危険箇所の表示も含めて、そういったことも村としては適切にやっていると私は理解しております。ただ、その周知が全てうまくいっていないということ、それをこれからどんな形で上げていくのかということだろろうと思っております。

それから、迂回路については、特に県道がその迂回路になっているというようなことで、県

の範疇でもございます。私は、責任逃れをするのではなくて、今回も知事との話の中で、迂回路について、リダンダンシということ、何としても観光地である肘折、それから四ヶ村、こちらはどうしても国道458号が寸断されることによって孤立化するというようなこと。ですから、国や県の責任の下にいち早い対応をしていただき、もしくは、そういった災害が予想されるところに傾斜的に予算をつけていただき、防災をしていただき、そういうお願いもしているところであります。

それから、南山の塩の学校沢の件でありますけれども、決して何もしていないのではなくて、あそこも伸縮計をつけて、何か異常があればすぐさま避難できるように、あの3軒には申し伝えてあります。その都度、うちからも職員すぐ配置しまして、夜も番人をしたり、いろいろな対策を講じているところでありました。

その後、ようやく県でもその内容を、どういった形で地滑りなり土砂崩落が起きるのかという原因の追及等いろいろな調査をしまして、今回予算がついたということで、工事に入る予定であります。それについても、担当の者から詳しく説明させたいと思います。

そういったことで、高山地域整備課長に説明をさせます。議長、配慮のほどよろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） 学校沢の件でよろしいですかね。学校沢の件ですけれども、平成29年の融雪時期に、今、村長話したとおり、民家の裏山のほうで地滑りが発生しました。その後に、県で現場に伸縮計ですとかひずみ計を設置しまして、地滑りの観測を行っています。現在も行っております。

地滑りとしましては、一番地滑りが動きやすい時期というのが、春先の融雪時期だそうです。今年の融雪時期でも、去年の融雪時期でも、地滑りの兆候というか、拡大は見られなかったと伺っています。あとは、去年の台風19号ですとか今年の7月の大雨ですとか、結構まとまった雨降ったんですが、それでも大きな動きは見られなかったと伺っております。

県では、今年度、これからですけれども、現場に土留め工事に入る予定でいるそうです。そういった全体的な地滑り工事が完了するのはもう二、三年先かと思っておりますけれども、そういったことで、県でも動いているということをお理解いただきたいと思います。

村でも、現場にひずみ計ですとか伸縮計に連動させるサイレンですが、警報ランプ設置しております。そのほかにも、大雨警報ですとか土砂災害警戒情報なんかが出たときには、村の職員が現場まで出向いて、関係する3戸の皆さんに避難していただくようお願いしているところ

でございます。

私からは以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 時間等計算しながらですから大変です。もう2点ありますので。

次に、農業施設への被害について伺います。

今、県か国かの補助事業で大規模な基盤整備が行われています。これは将来の農業のためにはすばらしい計画であり、応援するべきだと思っているところです。この事業の中で、水田の基盤整備をする面積の何割かは畑地に転換しなければならないという決まりがあります。ちょっと、少し前にそれを仲間と話した中で、これは、地名は申し上げては申し訳ないので上げませんが、そのまま畑地になったところを有効に利用するために、現在、そっちこち点在しているハウスを集約して、その畑地に移転する計画があると聞きました。これは、本当に将来、農家の人たちが無理なく安心して農業を持続するにはすばらしい計画だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

そこで提案しますが、今回の水害では、ハウス被害が物すごく多かったです。これもやはり同じようなところで水害のたびに起こっています。本当に被災した人にはかわいそうです。あれだけ木を植えて収入ゼロで借金残るだけです。この原因は簡単ですよ。低いところにハウス建てているからですよ。簡単なことですよ。これも個人個人で、自分の田んぼのところで、検討して、ここのほうはちょっと余っている、ハウスいいなどの程度でやっているからそうなるんだと私は見えています。これは補助事業でありますから、村のために、補助事業というものは、面積消化とかノルマ達成、それが重点的になって、これは悪い言葉なんですけれども、農家が本当にもうかるような、楽な、なんていうのは二の次になっているような、今まで皆そうですけれども、今回はそうではないと思いますけれども、ないように願いますけれども。それで、これ、まして行政が指導している事業でありますから、本当に将来にわたって農民の方々が安心して自分のやりたいことを一所懸命やれるというような体制をつくるには、行政の強力な指導が必要だと思います。例えば、ハウスの移転をするにも、かなり莫大な金がかかって移転するわけですから、全然とんでもないところではまずいんですけれども、どこか畑地に変わる水田を、その畑地、水田持ってきて、そこへ畑地をするような、そういう制度ができないものか。必ずその場所だけでやれば、必ず水上がり水没するところ出てきます。そうじゃなくて、その畑地、例えば1町分で3反分しなければならないんだったら、3反は畑地になったとしたら、その代替として、どこからか水田を、3反もそこで減らしていいから、1町にしていいから、

その分、3反分を向こうのほうのその代わりの水田で畑にするとか、そういう方法もどんなものでしょうか。浅はかな考えですけれども、これは行政の方々でないと分かりませんので。多分、返事はできないと思いますけれども、こう思う、だけでいいですから、よろしく願います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員から言われたトマトのハウスの移転事業、高付加価値農業施設移転事業というものがあるようであります。こういった専門的なこと、それから今、佐藤議員から3番目に言われたこと、それをまとめて越後産業振興課長から答弁をしていただきます。議長、取り計らいよろしく願います。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 現在のところ、農地の耕作面積につきましては、転作ということになりますけれども、4割ほどは水稻の作付ができない状況にあります、整備をしても。そうした状況の中で、今、議員が御指摘のとおり、ハウスは低いところに建てないで高いところに持っていったほうがいいのではないかとということも当然考慮して、今後の基盤整備事業やっていきたいと思えます。

現状の計画の中でも、ハウスの団地化を含めて、高収益作物の選定も含めて、移転、新築を考慮して計画に盛り込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） せっかく希望を持って、基盤整備とかそういうのやるんですから、やっぱり長く、農家の収入が多く上がるように、そういうことを指導していくのが行政の役目だと思いますので、気を抜かないように、なるだけ頑張ってくださいと思います。

それで、あと10分ほどしかないので、最後になります。

これは、先ほど村長も言っていましたけれども、公共施設の移転問題であります。これから言うことは、ほとんど何でもないようなことで、居眠りしているようなことですから、しばらくの間、我慢してください。この移転に関してですけれども、今、全国どこへ行っても、よほどのことがない限り、皆さん、観光で城を見ますね。松山城でも春日城でも仙台の城でも、必ずこれは高台にあります。これは何でかなといったら、これは敵から身を守るだけではなく、上から見て自分の領地、領民の姿を全部、殿様、領主がずっと見ていて、何かの手当てをするのに便利だからやっているとは私は思います。ただ、敵から身を守るということも大事な要件の

一つですけれども、それと同時に、天敵すなわち天災ですね。それから身を守ることができることで、そういうところに建てているのかなと思います。またこれは、まだまだまだずっと昔の話なんですけれども、何万年の前の話になります。上竹野の地区で古墳が見つかりましたね。あれ何であそこで最初、原住民というか古代人が住んだのかなと考えてみたら、あそこは大きな川もないし、飲み水はあるし、ある程度平地だし、地盤はしっかりして、山はない、土砂崩れはない。住むには一番適しているから住んだので、ああこれは何万年前の人の考えを見習わなきゃいけないなと私は常に思っています。

何で私がこんな城の話するか、古墳の話するかというと、つまり私が言いたいことは、今、計画している公共施設、農業用施設、その移転問題を本当にどこに造れば一番いいのかなと、世間の縛りとか前のしきたりとかそういうことを別にして、無視して、そして末代まで残るような庁舎移転をしなければならない。そうするにはどうするかと、これからの検討する参考にしていただきたいんだと思って言っているんです、全く。これは災害を最小限に防ぐ一つの案ではないかと。ただ、そう簡単におめえ言うけれどもそんなことできるわけねえ、できないと言われればそれまでですけれども、参考にしていただけたらありがたいなと思っております。

村長、何かあったらお願いしたいです。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員から、古代から侍の時代にかけて、昔の人は一番住むのに適した場所をきっちり選んでいるんだよと。あるいは、そういったものを治めるために必要なそういった場所をしっかりと選んでいるということの指導といいましょうか、教をいただきました。

今、大蔵村、山形県35ある中で一番人口が少ないとも言いながら、よその、全国の小さい村、自治体から比べれば、まだまだこの人口3,200名よりは少ない自治体がたくさんございます。ですから、私はいつも言うんですけれども、人口だけに目をやって、決して卑屈になったり卑下したり、そういった思いはする必要はないと。要するに、その郷土、いわゆる土地にどんな思いを持って住めるかということ。地震と誇りを持って住めれば、私はそこが桃源郷であり、自分の一番住みたい、住んでいると自信の持てる村、自治体になるのではないかなと思っています。そういった意味で、小学校、中学校に行く機会もあります。今回も、遅くなりましたけれども、大蔵村で今回8年目となります未来塾の開講式がございました。いつもは夏休み前に行うんですけれども、今回はコロナ禍の中ということで、これを、先週の土曜日、開塾式やったわけでありまして。その中でもお話を申し上げたんですけれども、本当にこの村が好

きだと言ってもらえるような村に、皆さんとともに一生懸命頑張っていこうというお話をさせていただいたところでもあります。そして、自分のなりたい職業になれるような基礎学力をつけてほしいというようなこともお話を申し上げてきたところでもあります。

ただ、そういったときに、やはりその住める場所、その思いも十人いれば十色だと思っております。ですから、できるだけ、10人いれば6人から、その場所を選んだときに仕方ないよねと、その場所しかなかったんだなということ、あるいは、ある程度納得していただける場所を何とか選定をして、そこに役場が移転、あるいは公共施設等が移転できればと思っているところでもあります。

そういったことから、なかなか、その場所の選定もそうですけれども、いろいろな関連施設、その他もろもろ、何も関係もしないでと佐藤議員さんはおっしゃいますけれども、しがらみとかいろいろなことも考え合わせながら、何回も言うようですけれども、ある程度、6割ぐらいの人にそこを認めていただけるような場所を選定していきたいと思っていますところがございます。ぜひ、議員の皆様方からも、そういった指導なり助言をいただければと思っております。

なお、内部では、いろいろな形の中で話し合いをしながら、今、鋭意検討しているところでもあります。なかなか、その検討が長くて、皆様方に表明できないことが非常に残念でありますけれども、今回のこういった災害を踏まえて、なおさらこのことも急いでいかなければならないなということを強く思っているところでもあります。よろしく御指導お願い申し上げます。

○7番（佐藤 勝君） これ、最後、質問ではありません。さっき言うの忘れしました。農協の関係なんですけれども、農協、災害に遭いました、全部。でも、幸いなことに、集荷場と米倉庫、高いところにあつたので、あれも同じところにしていたらかなりの災害だったと思います。そういうのも例に取って、これから考えていただきたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

8番早坂民奈君。

〔8番 早坂民奈君 登壇〕

○8番（早坂民奈君） 初めに、豪雨災害に被災されました皆様にお見舞い申し上げます。

また、事態収拾に尽力いただきました村長はじめ職員の皆様、感謝申し上げます。

私は2点について質問いたします。

自主防災組織と避難所運営の今後の課題。

肘折に行こう村民応援事業の新たな継続を。

コロナ禍、豪雨災害と甚大な被害を受けた当村。今回は2点について伺います。

大雨による越水は多くの村民が避難しました。村指定の避難所ではなく、自宅が心配で、近所のセンターや公民館に避難した方もいました。その中で、避難所の課題も見えてきて、今後にかせられるよう検討していただきたく、また、自主防災組織は各地区で組織されてはおりますが、内容を把握している人はどれくらいいるのでしょうか。今までは50年に一度などめったに起こらない災害ではありましたが、毎年のように起き、指定避難所だけでは対処できない災害もあります。特に今回は地域での対処に不安がありました。地区防災組織とともに女性の組織の必要性を感じ、強化をお願いいたします。

2点目、村民限定の宿泊補助の応援事業は、利用した方には喜ばれましたが、数回利用したくとも1回限りで残念であったという声が多く聞かれました。村民限定にしても利用する人は限られ、同じ人の利用が多い。各旅館ごとの限定だと多くの旅館に宿泊でき、活性化に貢献できるのではないのでしょうか。まだまだ終息が見えないコロナですが、観光業は県外からの客が見込めておらず、ぜひとも村民の応援で乗り切らなければと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点、村長に伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「自主防災組織と避難所運営の今後の課題」と「肘折に行こう村民応援事業の新たな継続を」という早坂議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、自主防災組織と避難所運営の今後の課題についてお答えいたします。

議員質問の自宅が心配で近所のセンターや公民館に避難した方もいたということですが、災害から身を守る第一に重要なことは、自分の身を守ることです。国内における過去の災害でも自宅が心配で自宅に戻り被災してしまった人が多いことは議員も御存じのことと思います。まずは指定された避難所へ避難していただくことが重要だというふうに考えております。これに加えまして、なぜ近くの公民館やセンターでは駄目なのかということですが、まず初めに申し上げたいのは、災害が発生し、一刻を争う命の危険がある場合は、公民館やセ

ンターでも隣の知人宅でも、素早く避難することが大切であります。それを前提に次のことをお話ししたいと思います。

避難所の設置に当たり、各避難所では受け入れるために必要な計画を立てその準備をしております。夜を明かす必要があることへの対策や寒さ対策として毛布の準備、上下水道が使えない場合の飲料水の手当てと簡易トイレの準備が基本的な準備であると考えております。次に、非常に大きな大災害により避難が長引いた場合に対応する準備として、配給する保存食等の準備、また避難された方々の心のケアや健康チェックをするため、保健師等を向かわせるなど、避難が始まった時間から経過を伺いながら、それらの対応も各避難所で行うことにしております。このたびのコロナ禍であれば、それら感染予防対策の機材を準備することも必要です。

避難の定義とは、命を守るために安全な場所に身を移すことであり、その避難所は宿泊施設のような飲食をいち早く提供する場所ではないことを御理解ください。さらに、避難所の設置は役場における事前準備と災害時の人員配置を考えながら行っていることを併せて御理解いただきたいと思います。

次に、自主防災組織の課題についてお答えをいたします。

本村の自主防災組織は各地区代表に委嘱されその活動を行っております。昨年10月には合海地区において、合海センターへの避難訓練、そして小学校への避難所の移動など、自主防災組織はもとより、地元消防団や食生活改善推進協議会と協調した訓練が行われました。広報にもその内容が取り上げられておりますが、まさにこのたびの災害を予測したかのような避難訓練であり、有意義なものであったと感じている次第です。

佐藤雅之議員への答弁でお示ししました「災害対策マニュアル」の中にもございますように、ぜひとも地区内の安全点検や防災知識の啓発、防災訓練などの実施を私と共に村民に呼びかけていただきたいと思います。

また、女性組織の必要性についてですが、女性組織の減少は歯止めがかからず、各地区にあった婦人会も今では村総合組織として1団体26名となっております。合海地区の避難訓練の例でありましたように、女性団体として食生活改善推進協議会が参加しているようであります。人口の少ない村で新たな組織づくりに奔走するより、既存の団体にお願いするなどの工夫により対応できるのではないかと考えているところです。

次に、「肘折に行こう村民応援事業の新たな継続を」という質問ですが、本事業は、「頑張る肘折！応援キャンペーン」として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ゴールデンウィーク前からの県境をまたぐ旅行、不要不急の外出等の自粛が全国的に要請された中、肘

折温泉に泊まることで自粛疲れの解消と肘折温泉を応援していただくという村民限定の事業であります。実施期間は6月10日から7月31日までの52日間、500人の予定でしたが、219人という実績でありました。

利用率44%という実績に効果は疑問という議論もあろうかと思いますが、御指摘のとおり利用者が少ない中、利用は1回限りの制限をなくし、何回でも利用可能としていけば、延べ利用客数は増えていたことと思います。

キャンペーンの出だしは好評でしたが、申込みが止まった段階で、各旅館において直接電話等による利用の呼びかけをしましたが、感染が怖くて今は泊りに行けないという意見が大半でありました。地域住民のみならず、宿泊観光に恐怖を感じている人が多く、観光産業にとっては最も深刻な問題と考えております。

このような状況下において、今は、感染症対策ガイドラインを遵守し、観光客と地域住民にその実績を分かりやすく伝えることで、安心感や信頼感を持ってもらえるための行動が必要です。その対策の一つとして、担当者が各事業所の感染症対策ガイドラインを確認し、実践している旅館、商店には「新型コロナ対策宣言店」のプレートを交付しております。利用に際してはこのプレートが交付されている旅館、商店を御利用いただければと思います。

質問の主題に戻りますが、本議会の補正予算に商店での割引を含めた「頑張る肘折！応援キャンペーン」秋冬分を計上させていただいております。第2弾としての肘折事業でございます。対象者を村民限定にするか、最上郡内とするか等の検討をしておりますが、利用制限については1回限りと考えております。現在、本事業のほか同等の負担で、県の「県民泊まって元気キャンペーン」あるいは国の「Go Toキャンペーン」が実施されておりますので、複数回利用していただける方がおりましたら、感染症対策を十分に考慮し、ぜひ、県、国のキャンペーンを御利用くださるようお願いいたします。

村といたしましても、災害時の対応の強化及び観光産業の振興に努めてまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 今までいろいろな方が自主防災のことについて御意見をおっしゃってましたので、私が聞きたいことが大分重なってましたので、端的にちょっと感じたこと等をお話しさせていただきます。

私は白須賀なんですけれども、途中道路が寸断されてしまいまして、こちらに来るにも烏川を經由して伺ったんですが、そのときに、どうしても初めの避難勧告ですか、それが夜に出た

ときには中央公民館に避難した方が、やはり自分の家が心配だということでお戻りになりまして、あと、行かなかった方が非常に白須賀センター高台にありますので、その点は大丈夫だと思って、白須賀のセンターのほうに避難ということだったんですが、そのときにまず地区の連携もちょっと不足だったんですけれども、鍵が開いていなかったとか、誰に言えばいいのだと。そういうことがちょっとありまして、少し皆さん不安に感じたのでした。それで、これは村だけでなく、地区もそうなんです、連絡系統が不十分でないのかなというのをすごく感じました。

なぜかという、皆さんおっしゃっていましたが、地区代表って長年続ける方のところもありますが、大抵は1年ごとに代わるんですね。そのときの災害の申し送りというんですか、今まで災害がなかったので、そういう申し送りというのがなされていなかったのではないかと、今回の件で次回からは必ず大丈夫だとは思いますが、そのときにたまたま地区代表を初めて受けられた方が今回だったんですが、地区の事に対してちょっと分からなかったところがありまして、どういうふうに動いていいのかもわからなくて、今までやってきた方にちょっと助言をいただいて、動いていただいたというのが実態だったんです。

それで炊き出しについても分からなかったし、どうすればいいんだということで、まず、私たちの地区として決まったことを経験ある方からお話をして、それで動いたということになりました。それで、今回、9人白須賀のセンターで泊まるということになりまして、毛布とか必要なということで無理を言いまして、お願いしたら中央公民館とかはもう使って、在庫がないと。それで、肘折の防災センターのほうに取りに行けば大丈夫だよということで、村の地区の若い消防団の方をお願いして、20枚ほどお借りして、事なきを得たんですけれども、中央公民館まつぼっくり、南山、肘折というのは分かっているんですけど、災害によって特に今回の水害の場合は、やはり自分の家がどこまで浸水するか心配でとてもじゃないけれども中央公民館へなんか行かれないということで皆さん避難しなかった方、その代わり近くには行きませんから、高台から見守られてはいたんですけれども、そういうことを踏まえますと、臨機応変に中央公民館とか、指定の避難所だけではなく、地区の避難所もそういう部分で連携が取れるようなシステムというのは考えていただけないかなと思います。

というのは、やっぱり皆さんおっしゃいますが、どこに連絡したらいいのか分からない。それだったらまず危機管理ということで、佐藤さん一生懸命、みんなをまとめていただいておりますけれども、ここに行けば必ず今白須賀に何名います。どこ地区のあれに何名いますということを連携的に教えるようなシステム、それを考えていただけないかなと思って、まずは

1 問目です。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） この答弁書でも、私自身も、あるいは佐藤危機管理室長も悪いというふうに言っているのではなくて、やはり指定されたところに来ていただかないと、勝手にじゃないですけども、そういうふうにやってしまいますと、なかなか今のように連絡が取れないというふうなことになるとういうふうに思います。ですけども、自主防災組織というふうな中であえて地区公民館が一時避難所としてなっておりますので、そこに逃げるということは何ら問題がないことだというふうに思っております。

ただ、そこに村の職員を張りつけしてくれとか、いろいろな要望が出されてもなかなかマンパワーが足りない中でそういったことができないというのが現状、そういったいろいろなもろもろの事情から、ある程度大きなところにまとめて避難をしていただきたいというふうに言っているのが現状だというふうに思います。

私、いつも思うんですけども、この答弁書にも書いてありますけれども、まずは命を守ることで、その行動については、命を守る行動については何が悪いとか、何がいいとかというふうな判断ができるものではないというふうに思っています。例えばとっさのことであれば、屋根裏といたしましうか、2階に逃げる、垂直的なものというのもあると思いますし、ただ、今回の災害については、本当に堤防の崩落というか、崩壊も崩れることが心配されたというようなこと、清水、合海地区においてもそうです。そういったことで比良、稲沢地区、あとは白須賀の下の方々については1戸1戸回って避難の連絡、情報を伝えたということがよかったというふうに思っています。それについては村がどうのこうのではなくて、やはり自分の命は自分で守ってほしいというふうなその原点を貫いたに過ぎないというふうに思っています。

ですから、そういうふうに戻っても逃げない人は逃げないですね。それについてはどうしようもないという言い方は大変村長として失礼な言い方かもしれませんが、そういったことでむしろ村の職員で駄目なことは警察官、あるいは消防署の職員が回って、そういった御協力をいただいたりというふうなことになっています。

それに合わせて、最初私、申し上げたのが村の指示で避難をしてあげたんですよというふうな解釈については、これは看過できないというふうな思いで反論を申し上げたところであります。その議会ではなくて、その前段にそういうふうな検討会の中であったというふうなことであります。それについては私が怒るとかいうふうなことではなくて、そういうふうな考えでいるそのスタンスが問題だということで私は取り上げて、あえてそれについて指摘をさせていただ

いたところでありました。そういうことでございますので、勘違いの思い過ぎしのことがないようにひとつお願いしたいというふうに思います。

私からは、そういった公民館に避難する。それが悪いのかというふうなことではなくて、それをした後は、やはり連絡を取り合って、お互いに避難された方の安全をきっちり村としても確保していかなければならないということは当り前のことだと思いますけれども、当然のように何々してもらわなくちゃいけないというふうな思い方ではなくて、むしろ例えば同じものを言うにしても、何々がないんですけれども、どうすればいいんですかというふうなことではなくて、何々持ってこいとか、そういうふうなことではなくて、言葉遣いもやっぱりお互いを尊重するような形の中で思いやるようなことの中で発言をして、お互いに協力をしていければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） そのとおりだと思います。本当に無理なお願いをして、いろいろとお弁当とか、炊き出しもしていただきましたので、それは本当に感謝しております。それで、その中で、今村長がおっしゃいましたとおり、地区での自主防災の訓練の仕方、これは先ほど消防団を兼ねて火災とか何とかとは言っていましたけれども、火災って、意外と1つの答えですよね。でも、水害というのは見えない範囲が広がりますので、今、その地区その地区でどういう災害が起きるかというのは別だと思えますけれども、清水、合海、白須賀、通り、まず今回被災したところは水害が一番の防災だと思いますので、防災の訓練の中にそういうふうな項目、自主防災の在り方に対するちょっと考え方をもう少しこまくしていただいて、あと地区代表がどこまでの権限で命令できるというか、ただ、日中の場合に、その地区代表がいないとき、誰がその任務を負うのかなとかとちょっと思いまして、でも、今回本当にいい勉強になったのではないかとちょっと甚大な被害ではありましたが、これからの大蔵村の防災に対する考え方のそれこそこれから変わっていくのではないかなと思います。

それで、もう一つ、女性の組織の編成ですけれども、私、平成30年9月にもこの女性の災害に対する必要性というのを質問させていただきました。そのときも申し上げたんですけれども、今、既存の本当に団体というのは婦人会だけでは成り立ちません。だけれども、各地区に婦人会なり、あと商工会、農協、それからおかみ会とか、いろいろありますので、その方たちとの代表者の会議をちょっと一度持たせてくれないかということで前の危機管理室長にもお話をしております、じゃあ講座をしようねという話になっていたんですが、なかなか今回できて

いなかったの、ぜひともそれを進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

自主防災のほうは皆さん、これからもまた質問なさいますので、次の質問にさせていただきます。

村民割の宿泊援助というか補助なんですけれども、実際、私も利用させていただきました。そのときに、私はこれ村民割で婦人会で有志で泊ったんですけれども、その有志の中に、実は私もう使っちゃってしまって、実費でしか行けないんだよなという方もいて、その実費で参加してくださった方もいたんですけれども、県民泊まって元気キャンペーン、GoToキャンペーン、ちゃんと利用すれば3回なんですけど、私、もう2回使いました。でも、それでも肘折の温泉街に行くと、とても寂しいんです。そして利用される方って結局大蔵村民3,200人のうち、何人だろうって、幾らこういうふうなことをしていただいても、利用する人って結局決まってくるんですよね。それだったらちょっと話の中で、各旅館に券があって、その旅館に泊まれば肘折温泉にまずどこそこの旅館、ここそこって何回も泊れたらいいねという話があったので、今回そういうふうなのをちょっと質問させていただきたくて、ここに書いたんですが、その中で頑張る肘折応援キャンペーンの第2弾ということで組まれておりますが、内容をちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 頑張る肘折応援キャンペーンの内容ですので、秋と冬分というふうなことで第2弾でございます。これの内容については担当課長であります越後課長のほうからより分かりやすく、詳しく教えていただければと思います。議長、取り計らいよろしく願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 基本的には春の事業と同じでございますが、ただ、今回につきましては、5,000円の割引のほかに1,000円相当の買物、お土産クーポンをつけて実質6,000円割というふうなことで予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） そうするとこれはいつ頃の、時期的にはいつ頃になるのでしょうか。まだ決まっていないのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 時期的にはまだ決めておりません。これも県のキャンペーン、それからG o T oキャンペーン、いろいろな評価を現在している状況、実施をしながら評価をしている状況にありますが、どういう段階で大蔵村独自のキャンペーンを張るかというのは県、国の事業の検証を踏まえてやっというふうなふうに思っています。いずれにしても年度内事業ですので、年度内の終了は決まっております。いつやるかについては検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） そうすると、これはここに利用制限が1回限りということでもう春と全く同じという形で実施するということがよろしいんですか。受け取り方は。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 回数は1回限りで変わりはありません。ただ、対象者を最上郡内まで広げてやろうかというふうには今考えておりますが、先ほども村長の答弁にもありましたように1回限りというふうな制限については、県民キャンペーン、元気キャンペーンも春に続いて秋も使えるわけですから、G o T oキャンペーンについては1人何回も使えるわけです。割引内容はほとんど変わりません。そういうところを使っただけならばというふうなふうに思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） そうすると、最上郡内まで広げるといふことなんですけれども、この中で、これはそうすると肘折地区だけの応援キャンペーンということ、こちらのほうの普通の商店にはないということ、いいんですか。この買物、1,000円のお買物券というのは肘折温泉街での買物というふうな受け取ってよろしいんですか。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） その件に関しても、村の今回宿泊は基本的に肘折を想定しています。ただ、G o T oキャンペーンにつきましては、この事業に参加する商店の希望を取っておりますので、その希望の商店であれば、清水、合海の商店が手を挙げていけばその商店でも使えますし、新庄の商店でも使えるというふうなことになっています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 肘折がやっぱり元気にならなければ大蔵村は元気にならないのは分かるんですけども、前、プレミアム商品券を発行しましたよね、20%の。そしてあれって全村、全部で使えて、もしそれがプレミアム商品券が発行されるのであれば、それは旅館でも使えるということですよ。こちらの応援キャンペーンのほかに、もしそういう商品券が出た場合、大蔵村内全部の商工の人たち、商店も使えるということですよ。ちょっと私、調べてというか、第2弾のプレミアム商品券を発行しているところもたくさんあるんですよ。その中で、50%というところがありまして、それが天童で50%のプレミアム商品券、あとは遊佐が40%、酒田は20%ですね。あとはほとんど米沢が上限で30%、ほとんどが20%で、大蔵村も20%の商品券を発行させていただいて、私も購入させていただきました。そういう商品券の発行というのも地域活性化になると思って、そういうお考えはないのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員からは、今度はプレミアム商品券のことがございました。その前に、県の県民泊まって元気キャンペーンとG o T oキャンペーン、これを全て宿泊のほかに商店でもそういうふうな特典があるというふうなことで、それも入れて今回からなるようですので、非常に魅力的なものだというふうに思います。しかも何回も使えるということですので、ぜひ1回限りということではありませんので、肘折に何回も行ってほしいというふうに思います。それから、今のプレミアム商品券を他市町村のやつを挙げて、ぜひ大蔵村でもというふうな早坂議員の御意見でございますけれども、最初は商品券で定額給付金ですね、これをやらなかったというのは、日にちがなかったというふうなことでできるだけ早く村民にそういった特典をしたかったというふうな思いで現金にしました。それについては、非常に賛否いろいろあったんですけども、議会のアンケート調査でもあったとおり、まず、1回目はそういった形で現金でよかったなというふうな御意見が大半だったというふうに私も読ませていただきました。それはそれとしていいと思います。

今度はプレミアム商品券というふうな思いもございました。ということは、村内でそういった商店、あるいはいろいろな商工会関係の加盟の皆様方に元気を与えるというふうなことで、ただ、私、商品券については、特定のものに限られるとか、やったとしても使われ方がそういうふうになっちゃうんですよ。それから、お金があれば買えるんですけども、お金の余裕がないと大変失礼な言い方になりますけれども、そういう方たちについては、なかなか求めることが大変だというふうなマイナス面もございます。そういったことで、執行部内部では商品券の販売よりもむしろ定額給付金のような形で、大蔵村全戸に配布をしたほうがいいんじゃない

いかなというふうな御意見もいただきました。

そういったことで、今回は補正予算に上げてございますけれども、全戸に対して2万円家族構成関係なくて2万円分の商品券をこのたびの補正で御承認をいただければ、そういったこととなる予定でございます。それについても議員御指摘のありましたプレミアム商品券のこともあるんですけれども、まず1回は出しているわけですので、あるいは今回のコロナに関係なく、当初予算の中で予定しているのは2割、20%プレミアムでございますが、それについては完売はしたわけですが、よくよその市町村にもそういったプレミアム50%なり、30%でやりましたけれども、売れ残りということが出てきております。それについては、地域マネーを循環させるということなんです、限定されることから、なかなかそうそう買えないというようなことがあります。それからマイナス面が非常に多くなっていくというふうなことで、こんな形で大蔵村としては実行させていただきたいということで御提案申し上げるものであります。

それについては、予算面で、補正予算のところでお決まりいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 後ほど審議になると思うんですけれども、2万円は商品券でというふうな受け取ってよろしいんですね。2万円の商品券って金山町でも1万円の商品券なんですよ。村長すごいんですね。2万円って太っ腹って言っちゃおかしいんですけれども、現金でなくてやはり2万円、商品券で頂くということはそれだけ商工会の方たちに還元されるということなので、それはとってもいいことだと思います。それで、私もまだ肘折に泊まりにいけるのかなと。ただ、Go Toキャンペーンなどもできるとはおっしゃっていますが、手続きがやはりできる方とできない方がいらっしゃいますので、できればこの肘折応援キャンペーン、それを利用して行きたいなとは思っております。そうすると最上郡内って先ほどおっしゃいました。ということは同じ村民限定ではなくて、最上郡限定という形で皆さんにお知らせするということが村民だけではなくて最上郡全部から来てくださいますということで、そういうことなのではないでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） それは私の第1回目の答弁で申し上げたとおり、今最上地区にするのか、村内だけにするのかということが検討を内部で、担当課で検討しているということですので、今早坂議員からさらに大蔵村だけですとキャパが決まってしまうので、より広げてというふうな思いで、強く御指摘といいましょうか、指導をいただきましたので、担当課長としては

そういうふうになっているのではないかなというふうには思っていますがけれども、まず承っておきます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 瀬見温泉は最上郡というか、そういうふう限定していますので、やはり先ほどから本当に肘折に行く方って決まっている方しか行かないんですね。でも、最上郡で新庄の人でも、金山の人でもやっぱり肘折に行きたいなと思っていらっしゃる方はたくさんいると思いますので、ぜひとも範囲を広げた形でのキャンペーンにさせていただけたらば、肘折も潤うし、行く人たちも癒されにいくので、とてもいいのかなと思います。

あと時期なんですけれども、これもまだ決まっていなくておっしゃっていましたが、あまり冬のときはなかなか行きづらいのでできるだけ早い時期に決めていただけたらありがたいなと思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 2番八鍬信一君。

八鍬信一議員の一般質問の資料の提出がありましたので、配付します。それを御了承お願いいたします。

〔2番 八鍬信一 登壇〕

○2番（八鍬信一君） 越流堤防の調査と対策。2つ目として、災害調査にドローン活用について質問をします。

7月29日早朝、最上川氾濫による堤防越流があり、広範囲において農地と道路の冠水、それと建物の浸水被害が発生しました。

特に甚大な被害を受けた白須賀や稲沢地区、その他の地区もあります。いずれも堤防天端より泥水が越流したことによるもので、あと1メートルも高ければ被害は免れたとの報道も聞いたところでは。

現在の堤防は、平成12年に「計画高水位」の高さで築堤されております。樋門のある「余裕高」までの工事は当初の話ではあったのかもしれませんが、現在は予定されていないとのことでした。

近年、異常気象による災害が頻発しており、今後の災害防止としての早急な調査と対策を東北地方整備局新庄河川事務所に依頼すべきと考えます。村の見解と河川事務所の対応はどうかを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「越流堤防の調査と対策」と「災害調査にドローン活用」という八鍬議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の質問ですが、白須賀地区は、堤防がなかった時代においては、度々家屋の床上浸水等の被害に見舞われておりました。しかし、用地関係者の御協力をいただき、平成12年度に国土交通省の直轄事業として堤防が施工されました。以来、農協の移転や宅地化が進み、20年にわたって浸水被害に見舞われることはありませんでした。最上川の清水観測所における水位としましては、これまで平成25年7月の5メートル65センチが最高水位でありましたが、今回の大雨では、これを大きく上回る6メートル70センチを観測しており、今回初めて白須賀の堤防を越流し、農協や住家などの浸水被害が発生しました。

被災された住民の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

国土交通省では、堤防築堤後の堤防天端の保護や裏のり面の補強工事を施工していたため、最上川からの越流はありましたが、最悪である決壊までは至らなかったことは不幸中の幸いでありました。仮に決壊となった場合には、今回以上の未曾有の大水害になっていたものと推測されます。

現在の堤防は、議員御意見のとおり「計画高水位」の高さで築堤されている暫定堤防となっておりますが、将来的には排水樋門の高さまで盛り土することとなっております。決して残りの盛り土を施工しないということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

国土交通省では、今回の堤防越流を重大事案として受け止め、副大臣や政務官、東北地方整備局の幹部職員らも自ら現地入りし、被災の現状等を確認したところです。今後も調査を進め、対策を検討していくと伺っておりますが、今回の浸水被害は広範囲にわたっておりますので、しばらく時間がかかることも伺っております。新庄河川事務所からの調査結果や今後の対応など、分かり次第議員の皆様や村民の皆様に御報告を申し上げていきたいと思っております。

村といたしましても、堤防のかさ上げについては、国土交通省をはじめとする関係機関に要望してまいりますが、本村の最上川の治水対策としましては、白須賀堤防のかさ上げだけを整備するのではなく、大蔵村の上下流域を含めた最上川中流全体のバランスを考慮した整備が必要であることを御理解いただきたいと思います。（「村長、すみません。言い忘れかもしれませんが、区切りました。1つずつで、ちょっと言い忘れました」の声あり）いや、質問していないところは言われたい。私また勘違いしていました。すみません。時間が遅くなったもので。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） ちょっと言い忘れました。すみません。区切ってやりたいと思います。

ただいまの答弁については、将来的には排水樋門の高さまで盛り土するというお話ですけれども、将来的にと言われてもいつの時期に、どのような、どのくらいの内容のものを工事するのかということで、全然この実現性が見えないです。越流部分というのは先ほど配った図面で説明しますと、この越流範囲なんですけれども、ちょうど1キロです、1,000メートルです。国交省で緊急用のブロック製品を置いています。あそこから全部泥をかぶって、この下川原排水機関、樋門とも言いますけれども、ここまでが越流しています。約1キロを区切ってでもやってもらわないと、全然見えた話じゃないかと思います。この辺、村長、どう考えますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 当然八鍬議員と同じ思いであります。そういったことで今まで20年間の時を経て、まだ暫定堤防ということは非常に残念だというふうなこと、当然これについても議員の皆様方も上京の折には要望しているわけで、私もいろいろな機会を捉えてやってございます。今回、特に山形県の災害に大石田町と大蔵村を副大臣が訪問していただきました。これについては、この越流について非常に大きく取り上げていただいたというふうに思っております。そういったことで、つい1週間前ですか、総務大臣の政務官である土地改良区関係の進藤金日子先生もここを視察してくださいました。総務大臣秘書官の政務官でありますので、そのことも詳しく申し上げたところでもあります。そういったことで今回は、越流したというふうなことを特に強調して、知事、その他全ての現場視察をいただいた皆様方には説明をして、いち早い完成堤防の高さまで盛り土をしていただくようお願いをしております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 村長も自分からいろいろお願いはしているものとは思っておりますが、ただ、距離が距離ですからね、やっぱり2期、3期という工期になろうかと思っておりますので、これはこれからも惜しみなく推進してほしいと思います。

それとこの1キロののり地には、裏面保護コンクリートですか、ブロックを入れているんですよ。その意味が初めて分かりました。ここは越流するんだという想定のもとに工事をやったと思うんです。当初、我々、何であんなところにあんなものを入れて、何のため、どうするんだべと言ったら、やっぱりこの事故だったんです。越流によってのり裏がえぐれると。そうすると堤防決壊につながるということで、国も重々分かってその工事をしておきながら、かさ上

げまで持っていかないと、本当の工事は終わったと言えないんじゃないかと思います。

それと併せて工事は国に任せることなただけでも、では、我々にできることはないのかなともっともっとあると思います。

まず、1つは、あそこの河川敷の雑木です。左岸のほうはきれいに片づけました。橋下の左岸の部分は片づけましたけれども、あそこの砂州先の周りの雑木は全然手つかずです。あそこはかなりの土砂が堆積して、最上川、烏川方面から来ると、直撃して、白須賀田んぼのほうに向かってくるようになっていきます。この空撮を見ても分かっております烏川の橋から来ると、この流れにぶつかって、それからこの銅山川とも合流して、ここが一番低いので、ここから入ったということになると思います。

そんなことで、ぜひともこれはやり遂げなければならない事業だと思います。

あと、これは最終的にはですけれども、白須賀の堤防かさ上げ、増強することによって、今度は下流の稲沢、作の巻、あそこは堤防がありません。自然堤防というそうなんです。何であれが堤防なのか、自然堤防という名前がついています。当然、洪水になればもろに直撃です。今回も田んぼ直撃で、今もあそこは皆無状態になっています。

そんなことでこちらのほうも併せて検討しなければならないだろうと思います。その件についてもう一度お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 八畝議員おっしゃるとおり、砂州先の堆積土砂の撤去、これがやはり大事なことになってくるのかなということで、今回の災害を目の当たりにして、私自身も思いましたし、こういったことを言うてくださる地元の皆様方が数多くいらっしゃるといことも分かってまいりました。これからの要望の仕方として、堤防のかさ上げと、この砂州先の堆積土砂の撤去、さらには、これは言うてきていることですが、比良、稲沢間の堤防、それから無堤地区と言われる、あるいは自然堤防と言われるそういったところの堤防の築堤については、今まで何十年という中でやってまいりました。これは大蔵村単体もそうですけれども、最上川中流期成同盟会というような同盟会がございまして、その中で最上郡の最上川を經由する、そういった市町村が入ってございます。そこに大石田の町長さんも入っておりますけれども、中流ですので、そういうことで要望会も執り行っておりますので、これは要望は要望ですけれども、やはり議会の皆様方も自分の自治体というか、村のことです。今言った中で、さらに今後の要望として、今つけ加えたことをさらに口に出して言うていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。その辺も村、いわゆる役場として、そ

れから議会として一緒に行動していくということを確認していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） あと本件について最後なんですけれども、今回、昨年秋の越流、それから床上浸水、床下浸水等はなかったんですけれども、稲沢がまたまたほとんどやられました。私も当日、行ったんですけれども、作の巻にはポンプ車を配備していました。そっちのほうも来るのかなと思っていたところが、詳しく聞かなかったんですけれども、到底堤防から越流した後だったので、ポンプ車の配備は間に合わなかった。自力では排除していましたけれども、想定外だったこともあって床上の浸水になってしまったということです。あの現場についても我々も県を通してかさ上げと言っていましたけれども、なかなかしていないところです。

それで、ポンプ車の増強、増台、それとポンプ車の配備について今後いい教訓となったと思いますけれども、これから配備計画もきちんとしたものをつくっていかないと駄目なのかなと思います。その件についてお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今八鍬議員から言われたように、ポンプ車の配備計画、それも大事だと思います。ただ、今回、9台もの排水ポンプ車を準備できたというのはまれなことです。ちょうどタイミングがよかったというんでしょうかね、日本全国を見ましても、最上広域として、ポンプ車、いわゆる国交省と同じ能力を持つあいったポンプ車を配置しているというふうな広域の自治体は恐らくないというふうに思っています。それはなぜそういうふうなことをしたかということ、いわゆる最上地域はそういったことで非常に洪水の被害が多いというふうなことを踏まえて、最上郡の首長で構成する自治体であります。そして、各自治体から選出されている議員2名もしくは、新庄については5名ですかね、そういったことで4名ですか、そういったことと首長というふうなことなんです、そういうふうな中でお互いが利害関係といひましようか、そういう災害が多いというふうなことでこれを準備することにしました。そのまずポンプが全部来ていただいたということ、それから秋田とか、いろいろなところにあった国交省のポンプがたまたまその時点で空いていたというふうなことで、9台が勢ぞろいした。1か所じゃなくて、あやめ公園だったり、作の巻だったりというふうなことでいろいろ配備しましたけれども、そういうことで配備できたんですけれども、こんなことはちょっと例がないというふうに思いました。

あとは最上郡の中でこれ以上排水ポンプ車を増やすというふうなことはなかなかできません、

正直言って、今配置されているのが大蔵村に1台、それから戸沢に1台、真室川と鮭川ということで、この配置であります。あと残りの4町村については、それが大蔵村のポンプ車ではなくて、広域全体のものであるということで、広域全体で使うわけですから、広域の構成市町村から要請があれば、そこに応援に行くというふうなことで、今回はたまたま大蔵村で、元合海で揚げたんですけれども、それが終わるとすぐまた来ていただいたというふうなことで、危機管理室が気を利かせてくださって、早目に何台か押さえていただいた。だからこそ実現できたのかなというふうに思っています。

そういったことで当然ポンプ車を配置するのであれば、こことここというふうにその場所の設定は今後も危機管理室を中心にそれを計画していきたいというふうに思います。

それから、先ほど八畝議員から無堤防、自然堤防ということになっているところには、そういうふうになっている理由があるんです。また、白須賀地区のところがかさ上げになっていないと、最初は、用地交渉の中で難航して、堤防が要らないと言ったところだけなんです、それは。作の巻についても、白須賀についても、こちらについても田んぼが潰れるので堤防は要らないと言ったところがやはり長く置かれちゃうんですね。それは全て国土交通省、いわゆるどんな河川事務所であっても、その記載があるわけです。流れがあるわけです。それの中で、ただ、昔それを言ったので、今もそうかという、それは違うと思います。今の住民要望にはちゃんと応えていかなくちゃならないんですけれども、そういう経緯があるということ、先ほどの道路問題と同じように、1回反対したところにはなかなか後回しになってしまうということも御理解をいただきたいというふうに思います。

そういったことで、今作の巻もしかり、堤防が欲しいということで、一生懸命運動をしているところでもあります。そういったことで清水、合海堤防については昭和43年に築堤が完成しました。これは10年かけてであります。ですから、33年からかかって10年かかってできたものがあります。これが最上川中流の中で堤防を築堤というか、そういうふうに工事がかかったというのはこれを清水、合海が一番最初なんです。なぜか、それだけ洪水の被害が大きかったということでもあります。斉藤議員なんか御存じかと思いますけれども、清水、合海には、昔笹舟を自分の自宅の脇にもう用意しておったと。水が上がるのが当たり前だったと。その長年の要望が実って、こういったすばらしい堤防ができた。今回、その幅出しをして、ああいった形でいいものですから、堤防が破れないで済んだということ。ですから、人が造ったものは壊れないとは言いませんけれども、破れないような堤防で何とか守っていかなければならないというふうに思っています。そのための要望も含めて既存の堤防と新しく造っていただくことと、かさ

上げと3本立ての要望の仕方をしっかりと分かりやすく説明を申し上げられるように、今後文書の精査もしていきたいというふうに思っております。ぜひ御指導を賜りたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 本件については、我々も含め続けていきたいと思っております。

それでは、2番目に移ります。

災害調査にドローン活用。近年、村内において大雨による洪水、土砂崩れ被害が多発しており、役場担当課においては村内被害調査に奔走している状況です。本当に大変な労力と時間を費やし、また2次災害の危険を伴う重労働でもあります。

これらを軽減、解消するに「小型無線機ドローン」があり、現在行政でも配備し、活用している状況です。写真や動画撮影は当然ながら、対応アプリによる被害地図、図面作成、面積計算、その他いろいろな機能があり、労力、時間の軽減と危険防止に最適なドローンであると思っております。

庁舎に配備し、災害のみならず、イベントや広報活動等も含め、広く活用することに導入を検討してはどうかを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 八鍬議員、先ほどは失礼いたしました。

質問できていないところを答弁してしまって、大変おわびいたしたいと思っております。

それでは、2点目の御質問にお答えをしております。

「災害調査にドローン活用」という質問にお答えをいたします。

議員御意見のとおり、災害発生後の被害調査については、大勢の職員で対応しております。また、被害調査に当たっては2次災害の危険や大変な労力を要するものであり、議員からも御理解をいただき、感謝申し上げます。

災害後の被害調査については、職員の安全確保、2次災害防止の観点から、原則日没から日の出までは行わないことにしております。日の出を待ち、2名から3名体制を1グループとし、おおむね5グループで被害調査に当たっております。

これらの被害調査にドローンの活用という御意見をいただきましたので、こうした被害調査に対応できるドローンを調べてみました。それによると被災箇所の調査には中型以上の機種が必要で、一度の充電で約15分から30分の飛行ができ、半径約500メートル間での操縦が可能な機種が必要だとのこと。もちろんこれについては、八鍬議員もそういったことに詳しいので

すので、お調べになっていることだと思います。これらを駆使し、被災状況を調査することとなれば、ドローンの操縦技術も修練する必要があります。さらに現場対応する職員はいつも同じ職員ではないこと、調査時間の短縮となれば複数のドローンが必要になります。また、ドローンの操縦には公的な資格ではないものの、民間指導会社の認定を受けなければならないというのが現状でございます。

今後、ドローンの活用は必要になるものと考えますが、現状を考えた場合、解決しなければならぬ問題がたくさんあることを御理解いただきたいというふうに思います。

また、どうしてもドローンを利用しなければ確認できない災害が発生した場合には、村においても民間のドローン運航会社に委託することで対応していきたいと考えております。

今後村といたしましても、より一層の国への要望等を通し、施設の機能強化、また災害箇所の早期把握に努めてまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） ただいま4点ほど、ドローンについて答弁ありました。

まず、やはり一度の充電で15分から30分というのが適正です。大体20分が有効タイムだそうですね。ということでバッテリーは常に三、四本持って、チャージしながら使っていくという現状です。

半径500メートル、これも有効距離です。1キロという機種がありますがけれども、実際映像とか送れる範囲が、全く障害物がないところだと1キロの範囲で届きます。ですが、雑木、その他もろもろ工作物があるとやっぱり500メートルが限界だと。1キロ以上飛ばした場合には自動的に戻ってきます。全部GPS機能がついていますので、発射地点にちゃんとそこまで戻ります。バッテリー切れの際も戻ります。それとドローンの操縦技術ですけども、これは車を運転する人であればどなたでもできます。実際、私やった撮った写真がこの空撮1の写真です。これは自前のドローンです。そんなことでこれは問題ない。

さらに現場に対応する職員、これはさっき言ったように、どんな人でも練習は必要です。これさえやれば大丈夫です。自動で飛んで、自動で戻ります。手を離せばホバリング、その時点で止まります。あと複数のドローンですね。うちの課で言えば、やっぱり危機管理、地域整備、そして農地災害、その他に関しては産業振興、この3台は必要かなと思います。

最後にドローンが運航会社に委託とありますけれども、これはちょっと後でお話ししたいと思います。

大体ドローン1機がネットでも販売しますけれども、大体25万円ぐらい1台、アタッチケースとか、バッテリーを含めて30万円と考えれば100万円で3台できます。あとこれのディスプレイとしてiPadかタブレットが必要です。私はスマホでやった状態がこの画像です。結局本体にマイクロSD入っているんですけども、マイクロSDを入れ忘れてそこから撮ったやつです。入れ忘れたので、スマホに全部画像が送られるようになります。画像が乱れていますが、マイクロSDだと下のほうにきちんとした画像が出ます。そんなことで、今その辺もろもろ含めても大体200万円かからないだろうという、これは実際使っているところのお話です。

あと、一応そんな内容ですので、これらについて村長、もう一度考えをお聞かせください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 近未来というんでしょうかね、将来的には必要になるかもしれませんが、今の時点ではなかなかそこまで行けないというふうな担当課での話合いの結果でございました。そういったことで、まずこの今議会での一般質問に対しては導入するというふうなことは言いかねます。そういうことで今後の検討課題としていきたいというふうに思っております。今実質的に200万円もあれば全て3台そろえれば、本当にいろいろなことができるというふうな話もございました。この辺については、八鍬議員は非常に詳しいというふうに私も存じ上げているところであります。そういったことも踏まえながら、今後時期が来れば導入するのかなとは思いますが、ただ、今のところ逆にたしか3年前の大災害のときに越後課長、林道の調査についてはちょっと行けなかったもので、業者をお願いしてこういったドローンで見積もりとか、いろいろなことを立てた経緯がありましたね。そのときもそういった形で委託してございます。そんなに大きなお金でもございませぬし、そういったことで対応できるのかなと思っております。そういうことですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） この委託なんです、問題は。私、ちょっと深沢野の空撮ははっきり言ってあれは結城です。結城さんの災害協定をすれば、単価は浮きますよと、ただし何かあったとき、契約すぐつくれるかということ。やっぱり規約がいろいろありまして、あと距離もありまして、即座に取られる場合、取られない場合があるわけです。ほかの測量屋さんほとんどドローンを持っていますので、大体そんな感じですね。災害協定のいろいろな内容があります。確かにそれは1回何ほか、年会費何ほかでやるとは思いますけれども、リアルタイムな画像、映

像調査ができないというのが一つのリスクです。

何でリアルタイムかと言うと、この空撮1、2を見てもらうとわかると思います。私が撮ったのはそのあずまやから8時20分に撮っています。そのときはまだ越流しています。この箇所からこのくらいの水が入っているかと、これちょっと不鮮明なので分からないですけども、もっときちんと撮ったら分かります。多分10時頃まで越流していたのかなと、私はこのときに離れましたので、ちょっと肘折のほうに向かいましたの、下のほうはこれ某会社、撮ったのが13時7分、もうすっかり越流も終わって、どうだったのか、現場に行かないと分かりません。この上のほうの排水樋門の1、2、3、ここまで水が上がりました。1、2まで水が上がって空撮2の下のほうに白く見えます。これが泥です。泥によってアスファルトが白くなっています。その越流範囲と書いてあるのがこれは私がデジカメで撮ったやつです。大体こんなふうに当時流れていました。この1キロ範囲で一番水位が高かったのが全部流れていたということなので、甚大な水量になっていたと思われます。こういったやっぱり現場に即応した情報がすぐ得られるというのが自前の機器だと思います。

今頼めば一番問題ないということなのかもしれませんが、やっぱり職員の安全面を考えれば、今回は無理としても、いつかは欲しい。するべきと考えます。人的安全対策、それと経済的にも費用対効果にも十分耐え得ると思いますので、今後検討するべきだと考えて終わります。村長何かありますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、八鍬議員からも今後においては検討するべきというふうなお話がございました。そういうふうに私も考えてございます。ただ、今の段階では担当課としてもむしろお願いしたほうが良いというふうなことでこの答弁となりました。当然、今、議員がおっしゃったように、いち早くその状況を知る、あるいはリアルタイムでというふうなことを考えれば、自前でできれば一番いいのかなというふうに思います。予算面もございますけれども、そんなに高いものではないというふうなことでございますので、今後いろいろな情報を見ながら、担当課としても当然検討してまいるというふうに思っております。一応地域整備課がこれに当たっての担当課としていろいろ考えをしていただきましたので、高山課長からこのことについてはコメント、答弁をいただければというふうに思います。ドローンのごめんなさい。佐藤室長ですね。危機管理室というふうなことでございますので。取り計らいをお願いします、議長。言い直します。佐藤危機管理室長から答弁をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） ドローンの活用については、本当にこの緊急事態ですので、今後取り組んでいかなければならないことだというふうに思います。ただ、今現在のところ、必要なのは農地のシステム及び地籍調査のシステム等の電子化が結構進んでおりまして、それによって特に代替地の面積の集計だったり、図面作成というものができるようになっておりますので、そういうものを活用しながら今対応しているところであります。将来的にドローンを使った現地確認というものを見据えて今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。何か情報がありましたらお願ひをします。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 室長、これは単純なる農地計算じゃなくて、あくまで被害のことで。被害部分がドローンによって全部データ化されて面積まで、これはアプリを使う必要があります。できるということなので、私はそれを強調したかったんです。

以上で終わります。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は3時40分といたします。

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

6番海藤邦夫君。

〔6番 海藤邦夫君 登壇〕

○6番（海藤邦夫君） 最後になりますので、皆さんも疲れてしまったんでしょうけれども、簡潔にしますので、よろしくお願ひします。

私は、今回の水害で被害を受けました皆さん方にお見舞いを申し上げます。また、職員の皆さん方も夜を徹しての対応に感謝申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。

1、今回の内水が発生したポンプ場の考えた方は。

2点目で、最上川の増水により清水、合海地区の堤防が心配される今後の洪水に対する考えは。

3点目で、洪水による農業被害が発生した農業支援はどう考えているのか。

近年相次いで内水が発生し、床下浸水が発生したため、トマトハウス等も長時間の内水で青

枯れが出ています。内水と言っても烏川の水の取り入れ口からの最上川の増水により入ってきたと見られる。入り口を止め、水が入らないようにしないと内水は増えると思われる。村の考えをお聞きいたします。

2番目として、50年、100年に一度という今回の最上川の氾濫は清水、合海地区の堤防も越水まで1メートル近くまで増水しました。越水はどうか免れましたが、今後、これ以上の水が増水した場合、越水が考えられます。堤防のかさ上げ等をしないと越水が考えられますが、村として今後越水対策はどう考えているのか伺います。

3番目に、堤防の決壊、内水による浸水でトマト、水稻などに被害が出ています。農業被害に対して、村の支援は考えているのですか。村長の考えを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「今回も内水が発生したポンプ場の設置の考え方は」と「最上川の増水により清水、合海地区の堤防が心配される今後の洪水に対する考え方は」と「洪水による農業被害が発生した農業支援は考えているのか」という3点の海藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目の質問でありました清水、合海地区の内水対策であります。今回の大雨では今まで経験のないぐらいの最上川の水位が上昇しました。議員も御存じのとおり、白須賀堤防を越流した河川の水により白須賀地区や比良地区では、住家等の浸水被害が発生しました。

清水、合海地区の集落内においても、水路の濁り水が流れ出すといった被害が発生しております。担当課で原因を調べたところ、烏川向地区にあります旧清水堰から最上川の水が流入しているものであります。水害当時は、清水堰が水没する高さまで河川の水が上昇しており、そのため大量の濁り水が清水、合海地区に流入したものであります。

清水堰は、議員御承知のとおり、現在清水、合海地区の農業用水、防火用水の水源としてそれぞれの維持管理組合が共同で管理しております。堰の入り口を塞ぐことは、内水被害の軽減につながるものと考えますが、最終的には各組合がどう判断するかということになります。仮に入り口を塞ぐといった場合には、村としても何らかの支援を検討したいと考えております。

ただ、この際、入り口を塞ぐということは、いわゆる舟形側のほうを塞ぐということになりますけれども、こちらのほうの出口を塞ぐというふうなことになるかという危惧をいたします。そういったことも再質問や再々質問の中で議論してまいりたいというふうに思います。

また、内水被害に対するポンプ場の設置については、これまでも国土交通省など関係機関に排水機場の設置を要望してまいりました。本年4月に「清水合海地区内水対策検討会議」を開

催し、議員からも参加していただき、排水機場の設置を村一丸となって要望していくことを確認したところでございます。引き続き要望活動を展開してまいりますので、議員皆様方からの御協力をお願いいたします。

次に、2点目の清水堤防のかさ上げ、越水対策についてであります。昨年12月議会の一般質問でお答えしましたとおり、清水堤防だけをかさ上げすればよいということにはならないものと考えております。このことは先ほど八鍬議員の質問の中でもお答えしているところでありますが、現に、今回の大雨では、白須賀堤防で越水が発生し、上流部の大石田町でも最上川の越流により浸水被害が発生しております。白須賀堤防のかさ上げや本村の下流に位置する新庄市畑地区における河川整備など、流域全体を考慮して整備を進めることが重要であると考えます。

なお、今回の最上川の水位上昇では、清水堤防、作の巻堤防の一部で漏水が確認され、現在新庄河川事務所において、調査及び対策の検討を行っていることを申し添えます。

村としての越水対策としましては、日頃から地域住民の方々に洪水に対する防災意識を持っていただくよう啓蒙を図っていくことが大切であると考えます。今回の雨では、清水、合海地区のほとんどの方が村の指示に従い避難をしていただきました。こうしたことこそが最大の越水対策であると私は考えております。今回の災害を若い世代に伝承していくことも大切であると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

3点目の「洪水による農業被害が発生した農業支援は考えているのか」という質問ですが、浸水被害については、水稻で130ヘクタール、ハウストマトで1.74ヘクタール、55棟と推定しており、農業共済組合において順次確認を進めている状況であります。9月3日、4日に被害申告を受け付け、順次損害評価を行うということであります。

農業共済制度は、農業災害補償法に基づき、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補償し、農業者の経営安定を図るための公的セーフティーネットであります。農業者にはこの機に、加入率の低い「収入保険」の加入も含め、再検討をお願いしたいと思います。

国の災害復旧事業申請は農業用水路の復旧が1件、国庫補助事業で取り組むハウス移転、乾燥機等の再取得等3件を予定しております。その他、農地、農業用施設の災害については、農地が35か所、農業用水路が15か所、農道が18か所、揚水機等が4か所、その他8か所、合計で80か所を確認しております。

復旧につきましては、受益者の意向を踏まえ、冠水による病虫害防止に向けた農薬購入費、農器具等の修理費も含め、県の補助事業との調整を図りながら、早急に対応してまいります。

なお、予算につきましては、7月30日付の専決補正予算に当該事業費として5,000万円を計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

村といたしましても、国や県へのより一層の要望活動、被災された農業施設への早期支援を行いたいと考えておりますので、議員皆様方の御協力をお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 内水問題というか、今始まったことでないですけども、堤防ができて20年ということで過ぎましたけれども。あの頃から始まったわけでございます。今回の内水は本当に今までにかつてないくらいの水量が烏川向から浸入して、ここから入ってきたようでございます。私も見に行ってきたんですけども、あの八幡神社のところから入った水がやっぱり半端ない水なんですよ。あの半端ない水が何も途中で支障するというか、少しいろいろなところで崩れてはきているという話は聞きますけれども、あの水が全部こっちに上がって、内水というものじゃなくて、最上川の水が増水した水で外水と言えればあれですけども、越流したと同じような状態になって、今回は流れてきた。前回もそうでしたけれども、2年前でしたか、そのときもそうでした。それでもって、昔というか、今の八幡様のすぐ下のところを通ってくるんですが、その辺の近くの民家の人たちももうあの水がすごいということで、私も見に行ってきたんですけども、この辺に。やっぱり半端な水じゃないんですよ。あの水をどうにかしないと本当に内水問題は解決しないみたいなことだと思いますので、そこをどうするかまたお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、海藤議員から再質問あったとおり、烏川向のトンネルといいましょうか、そういった隧道といいましょうか、通ってくる水、今回と2年前の水ですが、最上川の水位が極端に上がって、あのトンネルよりも上がったということになろうかと思えます。そういったことで入ってくる水、それについては本当に何としなければならぬというふうに私も思いも同じでございます。ただ、水害時以外は、洪水時以外はその水を必要としているというふうなものが、いわゆる清水堰、あるいは流水融雪溝組合というふうなことでありました。聞いてみましたら、その水を止めることはまかりならぬというふうなお話をいただいております。ですから、必要なときには入るように、必要以外は最上川のほうに落ちるような、そんな仕掛けをしなければならないのかなということなんです。そういったことを両水利組合ありますので、その皆様方とお話をしながら進めていかなければならぬというふうに思っています。そ

ういったことでこれについては解決をしなければならないものだというふうに思っています。それについては、村としてしっかり関わりを持っていきたいというふうに思います。当然、その工事費たるものを、その件の抛出についても話合いのもとで決めて決めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。そのときはぜひ議員の立場としてもその話合いの席に御同席をいただければというふうに思っております。そして水利組合の皆様方との話合いをよろしくお願ひしたいというふうに思います。それについては議員さんとして関係者に斉藤議員もいらっしゃるということで昨年度の12月議会の中でその質問もいただいておりますので、併せて一緒に話合いを進めていくべきかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） あの水はやっぱり自然利用しないと本当に助かっています。自然に流れてくるので、防火用水として使っている。本当に大事な水なんです。やっぱり止めては駄目なんですけれども、要らないときに止めるという、そこが一番だと思うんですよ。それにはやっぱり今清水の揚水機場あるんですけれども、あそこに先のほうで樋管みたいなやつできちんと止めるような形にすればいいんじゃないかなと私は常日頃思っているんです。もっとやっぱりあそこにたまった水というのは角沢のほうから入ってきた水がストップになるわけですから、そうすると入ってこないんですよ。そうすることによってやっぱりこの辺の床下浸水とか何とか、トマト畑もそうでしたけれども、トマト畑に行ったら何でそっちの水が入ってなくて、中の水だけでここまでトマトの中に入ってくるのか、そういう、本当にやっぱりこの人たちトマトの農家にしてみれば、何でここで道路から来ないで内から入ってきた水でトマトの被害を受けなければならないんだというふうな苦情も聞いておりますので、これからもその分を、やっぱり樋管みたいなやつで手動でもいいですから、要らないときは止めて、1滴というわけにもいかないですけれども、入らないような措置をしないと、大変じゃないかなと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その取水方法については、いろいろあろうと思いますが、方法が。ですから、私、先ほど1回目の答弁の中で申し上げたのは、向こうで止めてしまつては、なかなか駄目だというふうに思うんですね。永久的なものになってしまうのかどうかということもあつまして、やはりこちらの出てきたところで、最上川に落とすとか何とか、必要でない水だったら永久的に止めて結構なんですけれども、必要なときには入れる。必要でない場合は別のほう

に回すというふうなそういった処置が必要かと思います。その辺については、先ほど申し上げましたけれども、方法はいろいろあると思いますので、関係者の皆様方と相談しながら、進めていければと、そのための進め方といいたいまいしょうか、そういうふうな啓蒙をぜひ海藤議員と齊藤議員にひとつお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 内水のほうの問題は分かる。ポンプ場もやっぱりそれと同時にやっぱり完全になくなるわけではないんですが、こっちの清水側も結構たまるんです、やっぱり烏川から入ってくる水を止めても、入ってくると思うんです、あやめ公園とか、作の巻の話でもありましたけれども、ポンプ場を設置するとありましたけれども、その点もう1回お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 雨水、雨でございませけれども、高いところから低いところに流れるのが、これ当然の理屈でございませ。佐藤 勝議員もそういうふうな御提案がございませ。ですから、降った雨が内水としてたまる分、それはやっぱり最上川の樋門を塞げば、当然、内水がたまります。それは致し方ないにしても、よその地域から来るそういった流入水については何とか止められるものは止めていかなければならないというふうに思っています。そういった意味で2つの内水ありますけれども、降った雨については堤防の一番低い段階の中で、いわゆる田んぼを守るといよりも今はやっぱり住宅を守るといいうふうなことに主眼を置かれていますので、そういったことでの排水機場の設置、それからよその地域から来る流入水については、そういった形で止めるというふうなことの2つに分けて考えていかなければならないというふうに思っています。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 内水問題のほうはやっぱりこれからも関係者と協議や相談をしながら、そういうふうなことで考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2番目の最上川の増水による清水、合海地区の堤防が心配される今後の洪水対策です。今回の私、ちょっと行けなかつたですけれども、最高に上がったときに行けなかつたんですけれども、何か1メートルぐらゐまでもう1メートルもし上がったら越流するのではないかという話を聞きまして、そこの近くの堤防でそのぐらゐなんですけれども、大蔵自動車の前はまたあそこは一段と低くなる、この前も質問でも言ったんですけれども、あそこ一段低いん

ですよ。あそこが一番流れが越流する場所なんです。あの場所もやっぱりそうなんですけれども、先ほど言いました白須賀の堤防なんですけれども、かさ上げしないとは言っていないんです。もしかさ上げした場合には1.5メートルかさ上げしたら、この清水の堤防のところは2メートル、3メートルぐらい上げないと、越水する可能性が出てくる。その点をやっぱりどういうふうな白須賀の堤防と清水の堤防のその割合じゃないんですけれども、白須賀の堤防はいつかさ上げするとすれば、清水の堤防と一緒に考えてもらわないと、ちょっと大変じゃないかなと思うんです。その点。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 当然、海藤議員がおっしゃるように白須賀堤防が暫定堤防ではなくて、完成堤防になったならば、1メートル50かさ上げになるというふうなこと、それでもまだこちらの清水堤防よりは若干低いのかなということでございます。今の清水堤防に今の状態でかさ上げをお願いしても恐らく国交省にはすぐには応じていただけないと思います。破堤しないように、外側のほうに土砂といたしましょうか、それを肉づけしてございます。それについては本来そういうふうな堤防の肉厚にする目的ではなくて、本来ですよ、一応名目上なんですけれども、土砂の堆積土壌を持ってきて、あそこに肉づけしているというふうなことです。非常時の場合は、あそこを使うなよと言っても、非常時の場合にそこに重機を置いて、その土を利用するなんていうことは考えられません。ですから、私としてはぜひここに立ててほしいというお願いをしているわけです。幅さが出れば、それで耐久力が出るというふうなことで、かさ上げをしなくともいわゆる越流するまではその堤防の原形そのまま保つということですね。上は舗装してありますので、そういうことでよほどのことがない限り、まず越流というふうなことはないものかと思えます。

ですけれども、私、いつも言っているんですけれども、人の造ったものですので、自然にはかないません。ですから、100年に一度、200年に一度、あるいは500年に一度の災害ということが想定されますので、越流する場合もあるかと思えます。やはりそれについては、第1回目の答弁でも答えておりますけれども、まず、ここで待機をすとか、そのまま避難をしないのではなくて、やはり自分の命を守るという観点からでは、高台に避難するということがこれは第一条件だというふうに私、考えています。ですから、もちろん国や県にお願いするということが大事ですけれども、自分たちの努力として、やはりいろいろな努力をしていく、そのほかにそういった災害時にはきちんと避難をする。自分の命は自分で守るというやっぱり行動を取ることが大事なことかというふうに思っています。当然、自治体の長として自治体としてその

堤防のかさ上げ、そういったものを要望しないとは言いません。ですけれども、それをする前に、やはりそういった対策をきっちり取られる、取れるそういった自治体にしていかなければならないというふうに思います。それが私の見解であります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 今越流の問題が出てきているんです。越流とか越水とかという言葉も今までは聞かなかった状態なんですけれども、もう五、六年といいますか、最近随分テレビに出てきますけれども、特に役場とか、診療所とか、そういうふうなもし万が一越流した場合は、本当に一番早く被害を受けるのが診療所だと思いますので、そのことを村のほうも考えているとは、先ほどの答弁聞きましたけれども、それもいいんですけれども、やはり万が一、もし越流して床上浸水などになった場合は、普通の民家の人たちは本当に全滅とは言わないですけれども、2メートルも3メートルも上がったらもう下手したらここから逃げていくというのはないですけれども、人口流出につながるんじゃないかなと思って心配しているんですよ。こんな水上がるところ、雪は降るし、水は上がるしなんてなったら、誰もここに住む人なんかいなくなるんじゃないかなと、そういうふうなことも考えられるんですよ。役場とか、診療所は上に上がっていけばいいですよ。私たち住民としては、上がっていくところがないですよ。ここに住むしかないです。もしも水が上がって、床上浸水とかになった場合は、ここから出ていくという人が本当に多数出てくると思うんですよ。そこのところをちょっと考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そういったことは考えたくないんですけれども、実際、今回の災害で山形県の中で最上川流域の中で、そういう地区がございました。山新の一面の中で、ここの地区には住めないというふうな表題であったようであります。たまたま大蔵村のそれは写真を添付した言葉ではなかったんですけれども、何メートルというふうに上がれば、当然そういうふうなことも思いたくなるというふうに思います。そういったことで、私は先ほど人が造ったものは壊れないということはないというふうなことを、保証はできないというふうなことを申し上げましたけれども、壊れないような、いわゆる越水しないような、そういった堤防を今までお願いして、数々の対策をしていただきました。

さらにこの清水、合海だけでなく、この大蔵村の中のそういった堤防についてはいきさつはいろいろなことがあって、築堤が遅れたり、いろいろな条件もあるんですけれども、それをな

しにして、まずいろいろな要望を根気強く続けていかなければならない、これをやっぱり私どもの後輩にも、それから後輩の議員さんにもそういうようなことを引き継いでいかなければならないというふうに思っています。これについても一朝一夕にできるかなえられる問題ではないと思いますけれども、今、できる得る限りのいろいろな対策、それを講じてそんなことがないようにしていかなければならないというふうに思っています。

ただ、なった場合はどうなのかというふうなことについては、あえてこの場では私は申し上げることはちょっとできないというふうに思っています。それがならないようにするというふうなことしかないのかなというふうに思っています。あった場合のことを想定して言うことも可能かと思いますが、それはあえて私の口からは申し上げられません。

ただ、今回については、私どもと同じ思いの中で、活動を続けております九州の球磨地方の球磨村ですね、それが堤防決壊によりあいった何十人もの方が亡くなる、そういった悲惨な災害となりました。それもやはり言ってみれば、避難が遅れたというふうなことが最大の原因かと思えます。そういうようなことで、今回の災害は、今日の1回目の質問からいろいろあったんですけれども、災害は災害として、非常に困った大変なことはあったんですけれども、逆にそれなりに住民に対しての教訓となるが多かったのではないかなというふうに思っています。

そういうことを踏まえて、この間、合海地区、去年ですか、災害訓練をしていただきました。その効果も大分出ているのかなと思います。そういった意味で清水、合海の大勢の皆様方がいつもと違うよと、いつもの避難指示と違うよというふうな形の中で避難をしていただいたというふうに思っています。そういった意味で、決していいとは言いませんけれども、そういった教訓もあるんだというふうなことを知ったというふうなことについては、自分の命を守るという行動を取っていただいたということで、非常に逆に教訓になったのかなというふうに思っています。そういったことの中で、そういった災害が起きないように、堤防が破堤しないように、いろいろな対策を講じてまいりますし、それを上部団体、いわゆる県や国、関係機関にさらに今まで以上にこの災害があったことによって働きかけを強化していかなければならないというふうに思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 橋の上流のほうなんですけれども、あそこもやっぱり水圧も出た。水圧のせいでぐっと田んぼが持ち上がってきて、今土のうを積んでやっていたんですけれども、あ

れも何かおっかないんですよね。そしたら、そこから水圧でもって水がどんどん入ってきたら、それこそ堤防が決壊するというようなことも考えられますので、そののところもその点も少し考えてもらって、今後も堤防の絶対に決壊するようなことのないような対策を取ってもらいたいと思います。

それでは、3番目の洪水による農業被害が発生した農業支援は考えているのかの件につきましてですけれども、白須賀は、先ほどの加藤さんのほうから質問があったんですけれども、私もちょっと質問させていただきます。

もう一部の人は完全にトマトが枯れて、何も収入がなくなると。それに対してのやっぱり共済に入っていればいいんですけれども、入っていない人もいますよ、やっぱりいろいろな入りたくないとか、何とか言って、まして収入要件が去年からあって、村では1人か2人ぐらいしか入っていないんじゃないですか。と思いますけれども、また掛金も高いんですよね。入らなければならないんですけれども、農業共済がいずれはなくなるプランなんですけれども、農業共済の被害に対する補償額というのは微々たるもので、ちょっと100万円あったらそうですね被害があったから10万円か20万円が来るかなと、そういうふうな状態だと思うんですけれども、村のほうではどのような形で支援をするつもりですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そのことについては、担当の越後課長のほうから答弁をさせます。よろしくをお願いします。

このことは大変難しことですが、本来とすれば、農業者の責任のもとに、こういった補償、セーフティーネットに入らなければならないというふうなこと、他力本願で全ていいのだからかというふうな疑問もあるわけでありまして。そういったことも含めて、それでも今回未曾有の災害だということで、激甚災害の指定にもなりましたし、その上を行く災害といいたし、そういうふうなセットの災害補償になっているということで、国、県、村とも3者一体となった支援体制というものを考えていくというふうなことを明言しておりますので、その辺について越後課長のほうから説明をお願いしたいと思います。取り計らいをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 御質問の件でありますけれども、農業共済に入っていない方の補償ということに関しては、村では今のところ考慮はしていません。農業共済には先ほども村長の答弁にありましたように、農業者の経営安定を図るための法的なセーフティーネットでありますので、それに加入をお願いしたい。これが第一原則でございます。国の今回の災害補償、

機械とか、特に農業機械等に関わる補助制度も基本は農業共済組合の補償を含めて2分の1という国の補助率でございます。あくまでも農業共済に加入していることが前提です。

それから、収入保険制度、今議員御指摘のとおり1人か2人という話でありましたけれども、現在は正確な数字ではありませんが、七、八名ほどの加入があります。当初は9割補償というふうな制度でありましたけれども、今年から7割、5割の補償のほうも選べると、それぞれの農業者が選べるというふうな制度に変わってきております。掛金も安くなるというふうなことでございますので、ぜひ入っていただいて、今後今回の補償まで遡って入るわけにはいきませんが、ぜひ今後のことを考えて入っていただきたいというふうに考えております。

それから、すみません。農業用施設、それからハウスの移転等に関しても、随時先ほどの説明をさせていただきましたが、被災農家とヒアリングをしながら国、県との調整を図っています。村単独の災害復旧、小規模の災害復旧に関しては、今後説明会を開きながら、それぞれ対応していきますけれども、国、県の補助を災害復旧に対応する件に関しましては、被災農家と調整を図っておりますので、今後なるべく早く県の方針ができれば、早急に対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 水稻のほうも水が下から上がってきたところは大きなことないんですけども、普通やっぱり流れたところは物すごくひどいらしいんです。特に作の巻の最上川の堤防の外のほう、あの辺が結構ひどくて飼料用米にするから買ってくれないかという部分もあるという、そういう皆無というところもあるんだそうです。やっぱり共済が基本になりますから、共済に入っていないと全然保険金も下りないですけども、村のほうも全然支援するというふうなあれはないんですか。お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 先ほども申し上げましたように、農業共済は農業共済保証法に基づいて自然災害による収穫量の減少を補償すると。これが原則でございます。それで、皆無という地区も確かに村内には多分出てくると思いますが、特に戸沢村なんかもそういう状況があると聞いております。皆無というところで飼料用米として刈り込んでそれを売るといった場合は皆無に当たりませんので、その辺もあくまでも刈らないという前提のもとで対応をしていただきたい、皆無の場合はですね。

それから、刈る場合についてもそれぞれどれほどの収穫があるかというふうな調査を共済組

合のほうでは今回に関しては特に念入りに調査するというふうなことを言っておりましたので、まずはそちらの判断で対応するしかないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 農業共済のやっぱり思いますけれども、農機具とか乾燥機とか、そういうのをやられた人のいるようですので、今後とも支援のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

日程第5 議第72号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第72号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第72号専決処分の承認を求めることについて、令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に3,160万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,560万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第72号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

記

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、専決予算書の2ページをお願いいたします。

専第14号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

令和2年度大蔵村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,560万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年7月27日

大蔵村長 加藤 正 美

それでは、予算書の8ページをお願いいたします。

2. 歳入

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2,644万8,000円。2目民生費国庫補助金80万円。5目教育費国庫補助金103万8,000円。

15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金16万円。2目民生費県補助金136万8,000円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金178万6,000円。

それでは、10ページをお願いいたします。

3. 歳出

2款総務費1項総務管理費8目地域振興費48万円。9目情報システム費52万9,000円。10目村営バス事業費26万円。

2項徴税費2目賦課徴収費58万9,000円。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費2,000万円。

2項児童福祉費、次のページをお願いいたします。

2目児童福祉施設費111万8,000円。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費67万4,000円。6目環境衛生費100万円。

9款1項消防費4目危機管理費92万6,000円。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、これは財源内訳の延長でございます。

2項小学校費1目学校管理費167万1,000円。

3項中学校費 1目学校管理費100万円。

4項社会福祉費 2目公民館費83万6,000円。 3目生涯学習センター管理費31万7,000円。

次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費 2項 1目公共土木施設災害復旧費220万円。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 議第73号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第73号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 申し遅れましたけれども、この専決処分については、7月27日専決というふうなことで議長に資料、予算関係説明資料をお渡しし、事前に調査等をいただいているところであります。その行為はする必要がないんですけれども、そういった形でできるだけ議会の皆様方に分かりやすくというふうな思いでそういうふうにさせていただいております。

それでは、議第73号の提案理由を申し上げます。

専決処分の承認を求めるについて、令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に150万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,455万8,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 議第73号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤 正 美

専決予算書の20ページを御覧ください。

専第15号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

令和2年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,455万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年7月27日

大蔵村長 加藤 正 美

26ページを御覧ください。

2. 歳入

3 款県支出金 1 項県補助金 1 目診療費補助金83万3,000円。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金67万4,000円。

次のページを御覧ください。

3. 歳出

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費105万7,000円。

以上、御審議の上、御承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤 雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 29ページの14節工事請負費なんですけれども、これは具体的にどうい

ふうな補助になるのかということで、指定感染症の見直しなんていうことがつい先日当院のほうから言われたわけですが、そういうことも踏まえて別にこういう簡易の診察、診療所を造るんだと思うんですが、具体的にどういうイメージで今後感染者らしき人が来た場合に対応するというふうになるのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 工事請負費の件ですが、帰国者外来設置ということで、発熱外来の仮設の診療所を設置する予定になんです。それで工事につきましては、高齢者の患者とかいるものですから、診療所の旧浄化槽のあったところに、仮設の発熱外来の診療所を建てるものですから、そこまでの入る道のりをスロープを安全に診察室にも行けるような形での工事ということで計上したものです。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤 雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 大体内容は分かったんですが、今後そういった感染を疑った人が診療所で診察する場合は、これまでと同じように発熱外来という形でここを受診するということになると思うんですが、入り口を分けたりするということになるわけですかね。もうちょっと具体的に。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） この発熱外来につきましては、これから10月期からインフルエンザも含めまして新型コロナと2つの患者さんが出てくるわけです。そういう発熱している方については、もう診療所には入れないで、診療所に入る前に検温とか、電話連絡をもらいまして、その仮設のほうの診察室のほうに移動してもらって診察を待ってもらうことになっております。そこで診察をするということでの発熱外来の仮設の診療室を設置するということになります。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤 雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 今後住民の皆さんには当然周知徹底するということですか。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 診療所のこれからの診察につきましては、当然住民の方にも周知徹底しまして、スムーズな形での診察を行うということで、チラシなりで連絡したいなと思っています。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議第74号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第74号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第74号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億5,600万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,160万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第74号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、専決予算書の2ページをお開きになっていただきたいと思います。

専第16号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

令和2年度大蔵村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,600万円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ44億9,160万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年7月30日

大蔵村長 加藤 正 美

それでは、8ページをお開きください。

2. 歳入

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億5,600万円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費140万円。

4款衛生費1項保健衛生費7目浄化槽費50万円。

2項清掃費1目清掃総務費1,971万3,000円。

3項簡易水道費1目簡易水道費50万円。

次のページをお願いいたします。

7款商工費2項1目地域活性化促進費580万円。

8款土木費5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費1,300万円。

9款1項消防費4目危機管理費730万9,000円。

次のページをお願いいたします。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費21万7,000円。

4項社会福祉費3目生涯学習センター管理費6万1,000円。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目耕地災害復旧費5,100万円。2目林業災害復旧費650万円。

次のページをお願いいたします。

2項1目公共土木施設災害復旧費5,000万円。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 8 議第 7 5 号 専決処分の承認を求めるについて

令和 2 年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第 8、議第 75 号専決処分の承認を求めるについて、令和 2 年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第 75 号専決処分の承認を求めるについて、令和 2 年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に 50 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,770 万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） 議第 75 号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和 2 年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年 9 月 1 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、専決予算書の 20 ページをお願いいたします。

専第 17 号令和 2 年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,770万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年7月30日

大蔵村長 加藤 正 美

それでは、26ページをお願いいたします。

2. 歳入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金50万円。

次のページを御覧ください。

3. 歳出

1款1項水道事業経営総務費1目水道管理費50万円。こちらは7月28日の大雨で升玉から塩間の水道管が土砂崩れにより破損したため、仮設管により仮復旧した経費でございます。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで審議中ではございますが、議長として会議時間について宣告します。

本日9月1日の会議は予定した日程の議案審議を行うため、午後6時まで繰り下げて開くことにします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認め、議案審議を続けます。

日程第9 議第76号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第76号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第76号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に1,300万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,710万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） 議第76号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の32ページをお願いいたします。

専第18号令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,710万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年7月30日

大蔵村長 加藤 正 美

38ページをお願いします。

2. 歳入

3款繰入金1項1目一般会計繰入金1,300万円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費1,300万円。こちらは、7月28日に銅山川による浸水被害で肘折下水処理場が冠水しました。災害復旧事業として申請するため、調査設計費を計上したものでございます。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） この1,300万円なんですけれども、これ調査設計だけで1,300万円ですね、大体工事をしたら幾らぐらいかかると予定していますか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） 今回の浸水被害で下水処理場の地下部分ですとか、管理棟の1階部分が浸水被害を受けています。主な被害のものとしましては、電気設備、ポンプですとか、そういったもの、あとは計装盤ですね、水質とか水量を監視するための計装盤、その他に現場で行う制御盤などが冠水しております。そういった電気設備、計装設備、結構金額が張るものですから、今のところ想定している被害額としましては、約2億円ほどを予定しております。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 議第77号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第77号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第77号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額に50万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,290万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） 議第77号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、補正予算書の44ページをお願いいたします。

専第19号令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,290万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年7月30日

大蔵村長 加藤 正 美

50ページをお願いいたします。

2. 歳入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金50万円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1款浄化槽整備事業費1項1目浄化槽管理費50万円。こちらは7月28日の浸水被害で村が管理する浄化槽が水没したため、泥水の撤去など清掃を行ったものでございます。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11	議第78号	令和元年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第12	議第79号	令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	議第80号	令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	議第81号	令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	議第82号	令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	議第83号	令和元年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

日程第17 議第84号 令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議第85号 令和元年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 議第86号 令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第78号から日程第19、議第86号まで決算関係の議案を大蔵村会議規則第37条の規定により一括議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、日程第11、議第78号から日程第19、議第86号までの決算認定関係9議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第78号令和元年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第79号令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第80号令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第81号令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第82号令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号令和元年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第84号令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第85号令和元年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第86号令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上、議第78号から議第86号までの9議案につきましては、令和元年度大蔵村一般会計歳入歳出決算のほか、大蔵村国民健康保険特別会計など8つの特別会計歳入歳出決算の認定についてお願いするものでございます。

各会計の決算書につきましては、前もって送付させていただいておりますが、各会計の決算概要につきましては会計管理者に説明をさせます。

なお、監査委員の意見書、予算執行実績調書は別冊にして添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） それでは、会計管理者から令和元年度の決算概要の報告をお願いいたし

ます。鳴海会計管理者。

○会計管理者（鳴海由紀子君） それでは、私のほうから令和元年度の決算概要について御説明申し上げます。

令和元年度決算書の2ページ、会計決算総括表のほうを御覧ください。

全会計の状況では、予算現額が62億2,352万2,000円に対しまして、収入済額60億6,279万7,133円、支出済額は58億8,570万1,970円でございます。

予算現額に対しまして、収入率は97.42%、また、執行率は94.57%であります。

収入済額から支出済額を引きました差引き残額は1億7,709万5,163円となっておりますが、一般会計で翌年度繰越しが生じておりますので、後ほど御説明を申し上げます。

続きまして、会計ごとの歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

初めに、一般会計について御説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入につきましては、1款の村税から10ページの21款村債までになります。

10ページのほうをお開きください。10ページのほうに一般会計の予算現額がございます。予算現額一般会計で45億285万4,000円に対しまして、調定額が43億6,930万5,646円、収入済額は43億3,949万758円でございます。また、不納欠損額として170万5,980円ございますので、収入未済額は2,810万8,908円となります。続いて、不納欠損額につきましては、全て村税でございます。また、収入未済額の内訳につきましては、1款村税が2,787万437円、12款分担金及び負担金が4万600円、13款使用料及び手数料が19万7,871円でございます。

続きまして、歳出になります。歳出につきましては44ページからとなっております。

44ページの1款議会費から128ページ14款の予備費までとなっております。

続いて、28ページのほうを御覧ください。

支出済額総額が42億220万6,457円でございます。元年度中に事業が終了せず、翌年度の繰越額として2億1,583万円となっております。

次のページを御覧ください。

歳入歳出総額から差し引きました歳入歳出差引き残額が1億3,728万4,301円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして4,050万円ございますので、歳入歳出差引き額から繰越明許費を差し引きました実質収支額は9,676万4,101円となっております。

以上、一般会計の概要でございます。

続きまして、国保会計になります。国保会計につきましては、138ページからになっており

ます。国民健康保険特別会計の概要でございます。

歳入につきましては、138ページの1款国民健康保険税から144ページの8款の諸収入までとなっております。

144ページのほうをお開きください。

予算現額が4億2,837万100円に対しまして、調定額4億6,212万7,158円、収入済額が4億3,117万2,620円でございます。また、不納欠損額として320万6,955円ございますので、収入未済額のほうは2,774万4,583円となります。不納欠損額及び収入未済額につきましては、全て1款の国民健康保険税でございます。

続きまして、歳出です。歳出につきましては146ページからになります。146ページの1款総務費から156ページ10款の予備費までとなっております。

156ページのほうを御覧ください。

支出済額が4億1,638万4,435円でございます。

その結果、歳入歳出差引き残額は1,478万5,185円となっております。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。164ページのほうをお開きください。

簡易水道事業特別会計、歳入につきましては、1款の使用料及び手数料から166ページ、7款の分担金及び負担金までとなっております。

166ページのほうをお開きください。

簡易水道事業特別会計予算現額2億7,354万6,000円に対しまして、調定額2億7,708万4,238円、収入済額は2億7,422万540円でございます。不納欠損額はございません。収入未済額が286万3,718円、こちらは全て1款の使用料及び手数料となっております。

続きまして、歳出です。次のページを御覧ください。

歳出につきましては、1款の水道事業経営総務費から170ページの4款の予備費までとなっております。

次のページを御覧ください。170ページになります。

収入済額が2億7,298万9,799円でございます。

その結果、歳入歳出差引き残額は123万721円となっております。

次に、特定環境保全の公共下水道事業特別会計でございます。

178ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、1款の分担金及び負担金から6款の村債までとなっております。予算現額1億6,076万5,000円に対しまして、調定額が1億6,197万1,929円、収入済額は1億6,101

万8,988円でございます。不納欠損額はございません。収入未済額のほうが95万2,941円ありますが、こちらは全て2款の使用料及び手数料でございます。

歳出は次の180ページからになります。

1款の公共下水道事業経営総務費から次の182ページの4款予備費までとなっております。支出済額が1億6,045万7,704円でございます。

その結果、歳入差引き残額は56万2,583円となっております。

続きまして、へき地診療所特別会計でございます。

190ページのほうをお開きください。

へき地診療所特別会計の歳入につきましては、1款の診療収入から次のページの7款村債までとなっております。

192ページを御覧ください。

予算現額が2億2,956万2,000円に対しまして、調定額と支出済額が同額の2億3,011万9,047円でございます。不納欠損額と収入未済額はございません。

歳出につきましては次の194ページからになります。

1款の総務費から198ページまでで、支出済額が2億2,715万3,479円でございます。

その結果、歳入歳出差引き残額は296万5,161円となっております。

次に、介護保険特別会計でございます。

206ページをお開きください。

歳入につきましては、206ページの1款保険料から212ページの9款の諸収入までになります。

212ページのほうをお開きください。

予算現額4億5,163万2,000円に対しまして、調定額が4億5,319万3,843円、収入済額は4億5,173万5,923円でございます。不納欠損額として33万1,420円ございますので、収入未済額は112万6,500円となります。不納欠損額、収入未済額全て1款の介護保険料でございます。

続きまして、歳出になります。

歳出は次のページの1款の総務費から224ページの6款の予備費までとなっております。歳出です。224ページを御覧ください。

支出済額が4億3,180万7,401円でございます。

その結果、歳入歳出差引き残額は1,992万8,522円でございます。

次に、浄化槽整備事業特別会計でございます。

232ページのほうを御覧ください。

歳入につきましては、1 款の分担金及び負担金から 7 款の村債までとなっております。予算現額2,793万9,000円に対しまして、調定額が2,842万4,540円、収入済額は2,788万1,537円でございます。不納欠損額はございません。収入未済額は54万2,983円、全て 2 款の使用料及び手数料でございます。

歳出は次の234ページからになります。

1 款浄化槽整備事業費から 3 款の予備費まで、支出済額が2,760万7,374円でございます。

その結果、歳入歳出差引き残額は27万4,183円です。

続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。

242ページをお開きください。

歳入につきましては、1 款の後期高齢者医療保険料から次の244ページの 5 款諸収入までです。予算現額が3,561万8,000円に対しまして、調定額と収入済額が同額の3,560万8,175円でございます。不納欠損額及び収入未済額はございません。

歳出は次の246ページからになります。

1 款の総務費から 4 款予備費まで、支出済額が3,554万5,775円でございます。

その結果、歳入歳出差引き残額は 6 万2,400円となっております。

最後に、団地造成事業特別会計でございます。

254ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、1 款の事業費から 4 款の村債まででございます。予算現額が 1 億1,323万5,000円に対し、調定額と収入済額は同額の 1 億1,154万9,545円でございます。不納欠損額及び収入未済額はございません。

歳出は次の256ページになります。

1 款の団地造成事業費から 2 款の公債費まで、支出済額が 1 億1,154万9,545円でございます。歳入歳出差引き残額ゼロ円となりまして、令和元年度で団地造成事業の特別会計は閉じさせていただきます。

最後になりますが、財産に関する調書につきましては、259ページ以降に記載のとおりでございますので、御覧いただければと思います。

以上、令和元年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木君徳君） 続いて、代表監査委員の土屋 徹氏より令和元年度の決算審査結果の報告をお願いいたします。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 徹君） 最初に、審査意見を申し上げる前に、令和2年7月豪雨災害について、九州地方、中部地方、東北地方など、日本各地で発生した集中豪雨により死者82名、行方不明者4名、重軽傷者29名の人的被害を受けました。本村においては、人的被害はなかったものの、床上浸水9棟、床下浸水24棟、また農業用施設の被害、道路及び河川等が被災を受けました。被災者の方々には心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興を願っております。

審査意見書。

令和元年度大蔵村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査意見を申し上げます。

審査の期間は、令和2年7月27日から7月31日の4日間にわたり実施したところであります。

審査の方法は、地方自治法第233条の規定に基づき、各会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書に基づき、出納関係や証拠書類の審査と関係各課より資料の提出と説明を求め、法令や条例等の遵守、計数の正確性、収支の符合、公有財産台帳の整合性を中心に審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、各会計とも法令や条例等の規定に準拠しており、計数についても正確で、その予算の執行並びに各基金及び財産管理につきましても、それぞれ設置目的に沿って運用されており、その執行は適正と認めたとところであります。

なお、各会計の審査意見は、大蔵村各会計決算審査意見書のとおりであります。要点を報告させていただきます。

初めに、一般会計の収支状況につきましては、歳入歳出差引き1億3,728万4,000円ですが、国の補正予算を財源とした道路改良費など、翌年度へ繰り越しすべき財源として4,050万円があることから、その実質収支は9,678万4,000円でございます。

また、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では3,437万6,000円増加している状況であります。

今後とも、中・長期的な財政健全化を図りながら、効率的な予算執行と継続的な政策評価をお願いするものでございます。

次に、自主財源であります村税ですが、調定額3億4,947万7,000円に対し、収入済額は3億1,090万1,000円で、その収入未済額については前年度より8万6,000円多い2,787万円になっております。

納税は国民の義務であります。今後も住民の納税意識の向上により一層の努力を求めらるものでございます。

次に、特別会計に移ります。

初めに、国民健康保険特別会計ですが、本会計の基幹収入である保険税の収納率は現年課税分96.02%、滞納繰越分12.96%で全体では76.64%であります。30年度と比較して0.65ポイント上回り、収納額は1億154万5,000円であります。

本村の国保は、年度平均754人の小規模保険者で、医療費の増減が国保財政に大きく影響することから、特定健診や特定保健指導を通して医療給付費の抑制に努め、税の収納率向上対策と併せ、適正な税率への見直しを図りながら、国保会計の健全な運営をお願いするものでございます。

次に、簡易水道事業特別会計ですが、歳出の決算額が30年度と比較して7,264万円ほど増加しております。その主な要因としましては、30年度より継続している補助事業で、肘折浄水場膜ろ過設備設置工事や国道等改良工事に伴う水道管移設工事など、ハード整備を行ったことによるものでございます。

また、使用料の収入未済額286万円については減少傾向にありますが、税の公平負担原則と同様、未納者の理解を得ながら、その解消策をお願いするものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計ですが、清水処理区の使用料は、加入戸数の増加とともに順調に推移しているようですが、肘折処理区は宿泊客の減少が旅館などに与えた影響が大きいものと推測しているところであります。

また、使用料の収入未済額95万2,000円は30年度の94万5,000円とわずかながら増加している状況でございます。この事業は、限定された地区のみを対象としたものであることから、未納は極力解消すべきものと考えておりますので、今後も下水道加入促進に努め、計画的かつ効率的な事業の推進に期待するものでございます。

次に、へき地診療所特別会計ですが、歳出の決算額が30年度と比較して1,599万5,000円の増加であります。その主な要因としましては、医科のエックス線CT検査装置などを更新したものでございます。

この会計につきましても、独立採算を目指すべき会計であります。診療所は村民が信頼する唯一の医療機関であり、今後も保健、医療、福祉の連携を図りながら、今後は自治医科大学医師などの派遣を受けつつ、医師の確保に努め、より充実した診療体制の確立に万全を期すようお願いするものでございます。

次に、介護保険特別会計ですが、歳出総額4億3,180万7,000円に対し、保険給付費は3億8,139万円で、歳出の88.3%を占めております。これは、高齢化の進展に伴い、介護サービス

を必要とする高齢者が増加傾向を示すもので、今後も高齢化社会の進展に対応した介護予防事業の推進に向けて、保健、医療、福祉が一体となり、地域の実情に沿った介護保険制度の充実と健全な事業運営に一層努力されることを期待するものでございます。

次に、浄化槽整備事業特別会計ですが、歳出の決算額が30年度と比較して256万8,000円増加しております。生活環境の変化に伴い、浄化槽の設置あるいは下水道事業に対する村民の要望が多くなっている現状を踏まえ、維持管理経費の増加も予想されることから、使用料の適正化に努め、健全経営をお願いするものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳出では後期高齢者医療広域連合への納付金が3,552万円で、99.9%とほとんどを占めております。高齢化の進展に伴い医療費が増加することが予想されることから、運営主体である山形県後期高齢者医療広域連合と連携を密にしながら、高齢者の健康維持に配慮し、医療費の低減を図るなど、適正な医療の確保と健全な事業運営に期待するものでございます。

最後に、団地造成事業特別会計ですが、歳出としては1億1,155万円となっております。平成29年度より団地の造成工事を進め、令和元年7月に分譲販売し、完成して終了しております。

今後も定住の促進に向け、住民の要望に応えた計画的な事業の推進を期待いたします。

以上、各会計決算審査の意見といたします。

続きまして、大蔵村財政健全化の審査意見を申し上げます。

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

健全化判断比率に基づき審査した結果、実質赤字比率や連結実質赤字比率はなく、前年度同様にその財政は良と判断したところであります。実質公債費比率についても7.6%で、30年度の8.1%より0.5%降下して、早期健全化基準の25%と比較した場合には、これを大きく下回っております。また、将来負担比率もなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

次に、各特別会計の経営健全化審査意見ですが、いずれも同じ意見となっております。

簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽整備事業、団地造成事業の特別会計経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

いずれの会計とも、資金不足比率に基づき審査した結果、実質的な資金不足はなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

最後に、新型コロナウイルスの感染については、本年2月に確認されてからいまだに終息が見えない状況でございます。本村においても感染者が確認され、日々感染の恐怖と不安を抱いております。加藤村長さんはじめ、診療所の先生、保健師さんからのメッセージもあり、村民として心強く思い、安心したところでございます。

また、7月の豪雨災害におきましても、避難指示の発令や避難所開設など、迅速かつ献身的に対応していただきました。

今後も村長以下職員一同、行財政改革に意を配しながら、さらなる財政健全化を図り、村民が安心・安全で暮らせるよう一層努力されることに御期待申し上げ、審査意見といたします。

○議長（鈴木君徳君） 代表監査委員の報告が終わったので、これより決算認定関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、総括質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第78号から議第86号までの決算関係9議案については、大蔵村会議規則第39条の規定により、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第78号から議第86号までの決算関係9議案については、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたします。

次の本会議は、9月2日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時30分 散会

令和 2 年 9 月 2 日（水曜日）

第 3 回 大蔵村 議会 定例会 会議録
(第 2 日目)

令和2年9月2日（水曜日）

出席議員（10名）

1番	芥藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和弘君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会長	国分明君
産業振興課長補佐	若槻寛君
住民税務課長補佐	中島輝美君

健康福祉課長補佐 田部井 英 俊 君
教育課長補佐 羽 賀 明 美 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 早 坂 勇 一 君

議事日程 第2号

令和元年9月2日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 議第 87号 町村の境界変更について
 - 第 2 議第 88号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について
 - 第 3 議第 89号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について
 - 第 4 議第 90号 新庄市との新庄最上定住自立圏形成協定の変更について
 - 第 5 議第 91号 肘折浄水場膜ろ過設備設置工事（債務負担行為）請負契約の一部変更について
 - 第 6 議第 92号 令和2年7月豪雨による災害の被災者に対する村税の減免に関する条例の設定について
 - 第 7 議第 93号 大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 8 議第 94号 大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 9 議第 95号 大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第10 議第 96号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第11 議第 97号 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）
 - 第12 議第 98号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 第13 議第 99号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第14 議第100号 令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第15 議第101号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）
 - 第16 議第102号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、一般質問並びに議案審議、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第87号 町村の境界変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第87号町村の境界変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 改めまして、おはようございます。

昨日は一般質問、そして議案審議、誠に御疲れさまでございました。今日、2日目でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第87号町村の境界変更について。

この議案は、基盤整備に伴い舟形町との境界線を変更するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第87号町村の境界変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、最上郡舟形町と最上郡大蔵村との境界を別紙調書のとおり変更することを山形県知事に申請するものとする。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、次のページをお開きください。

変更調書でございます。

大蔵村から舟形町に編入する区域でございます。大字赤松字羽龍、地番、御覧のとおりの一部でございます。

逆に、舟形町から大蔵村に編入する区域、大字堀内字老ノ森牛ヶ沢の一部を大蔵村に編入するものでございます。

次のページをお開きください。

参考資料といたしまして、面積、変更前・変更後、おのおの増減はございません。それから、選挙区の変更も変更ございません。

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第88号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第88号境界変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第88号境界変更に伴う財産処分に関する協議について。

この議案は、町村界の変更に伴い村有地を処分するため、舟形町と協議をすることについて議会の御同意をお願いするものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第88号境界変更に伴う財産処分に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、最上郡舟形町と最上郡大蔵村との境界変更に伴う財産処分について、次のとおり協議するものとする。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤正美

次のページをお開きください。

財産処分に関する舟形町との協議書になります。

処分する土地については、大字赤松字羽龍、地番2834-6と2834-7、用悪水路となってお

ります。合計2筆になります。

舟形町から大蔵村の所有とするものについては、字老ノ森牛ケ沢の4853に隣接する公衆用道路、それから4516に隣接する用悪水路が大蔵村の所有となるものでございます。

以上、御審議の上、御同意くださるようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第89号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第89号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第89号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

この議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により策定した大蔵村辺地に係る総合整備計画について、別紙のとおり変更するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第89号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

大蔵村辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤正美

次のページをお開きください。

沼の台辺地の変更でございます。第6回目になります。

3番目の表を御覧ください。道路部分でございます。変更前が事業費5億9,750万円を変更後6億350万円に変更するものでございます。

次のページをお開きください。

具体的には、村道柳渕豊牧線雪崩防止柵設置工事についてでございます。実績及び今年度の予算措置等に合わせるため変更したものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第90号 新庄市との新庄最上定住自立圏形成協定の変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第90号新庄市との新庄最上定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第90号新庄市との新庄最上定住自立圏形成協定の変更について。

この議案は、さきに締結いたしました新庄市との新庄最上定住自立圏形成協定について、協定項目に変更が生じたため、提案するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第90号新庄市との新庄最上定住自立圏形成協定の変更について。

新庄市との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定を別紙のとおり変更することについて、大蔵村議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第1号）第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤正美

次のページをお開きください。

別紙になります。新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書でございます。

平成27年6月25日に締結した協定書を以下のとおり変更するものでございます。

まず、(3)の「各種講座、企画展等の連携開催」を削って、別表第2の3中、「空き家等の利活用」、次のページをお願いします、「交流の促進」を削りまして(2)「交流の促進」に改めるものでございます。

これにつきましては、過去の実績、費用対効果を勘案して削除したものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第91号 肘折浄水場膜ろ過設備設置工事（債務負担行為）請負契約の一部変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第91号肘折浄水場膜ろ過設備設置工事（債務負担行為）請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第91号肘折浄水場膜ろ過設備設置工事（債務負担行為）請負契約の一部変更について。

この議案は、令和元年7月18日に建設工事請負契約をしました肘折浄水場膜ろ過設備設置工事（債務負担行為）について変更が伴ったため、新庄市大手町2番33号黒澤建設工業株式会社新庄営業所所長梅津憲一と工事請負契約の一部を変更するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） 議第91号肘折浄水場膜ろ過設備設置工事（債務負担行為）請負契約の一部変更について。

令和元年7月18日に建設工事請負契約をした肘折浄水場膜ろ過設備設置工事（債務負担行為）について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 肘折浄水場膜ろ過設備設置工事（債務負担行為）の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 変更前 2億2,550万円
変更後 2億3,069万900円
- 4 契約の相手方 山形県新庄市大手町2番33号
黒澤建設株式会社新庄営業所
所長 梅津憲一

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤正美

次のページでございますけれども、こちらは契約変更時の写しでございます。

完成期日、令和3年1月7日については変更ありません。

請負金額の増減額でございますけれども、増額の519万900円としております。

この工事は、肘折地区の住民や観光客に安全な水道水を安定的に給水するための膜ろ過方式の浄水施設を新設するものでございます。1日の最大給水量としましては497立米としております。

変更の内容につきましては、場内の既設水道管が当初想定しておりました配管とかなり違っていたため、現場に合うよう変更するものでございます。それと、敷地内の盛土のり面が今回の大雨によりまして流出したため、成形し、植生を図るための変更としております。

工期は1月7日までとしておりますけれども、早ければ今年11月末までには工事のほうを完了して、給水を開始したいというふうに考えております。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第92号 令和2年7月豪雨による災害の被災者に対する村税の減免に関する条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第92号令和2年7月豪雨による災害の被災者に対する村税の減免に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第92号令和2年7月豪雨による災害の被災者に対する村税の減免に関する条例の設定について。

この議案は、令和2年7月豪雨による災害の被災者に対し、村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免を行うため条例を設定するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第92号令和2年7月豪雨による災害の被災者に対する村税の減免に関する条例の設定について。

令和2年7月豪雨による災害の被災者に対する村税の減免に関する条例を次のように制定する。

令和2年7月豪雨による災害の被災者に対する村税の減免に関する条例。

内容につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、詳細説明を割愛させていただきたいと存じます。

第2条につきましては、個人の村民税の減免でございます。次のページの第3条につきましては固定資産税の減免、3枚目の第4条につきましては国民健康保険税の減免について規定しております。

最終ページをお開きになってください。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年7月28日から適用する。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤 正 美

提案理由につきましては、令和2年7月豪雨による災害の被災者に対し、村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免を行うため制定するものです。

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。9番長南正一君。

○9番（長南正一君） このたびの大災害から見ますと、やっぱりこういう措置は大変重要なことだと思います。しかし、この対象者はどれぐらいになるのか、それと合計金額的なものについても教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 対象者と金額的なところまではちょっと読めないと思うんですけども、第2条の個人の村民税の減免につきましては、対象者が主に床上浸水以上の被害の方に適用になるのではないかなというふうに予想しております。ただし、こちらについては、全協でも説明したんですけども、保険金、損害賠償金等が出た場合、それを補填した後に、この条例の内容に照らし合わせて、なるかどうか判断するものですから、ちょっとその辺が、水害等のやつで補填される方がどのくらいいらっしゃるのかが相談を受けてみないことにはちょっと分からないので、まずは床上の方で、保険金等の入り具合によってちょっと変わってくるのかなというふうに思っております。

第2条の次のページの今度農作物関係、（3）のところにありますけれども、こちらについては、農作物に関する減収ですね、損失額の合計がまず30%以上の場合は適用になるんですけども、こちらについても損害額があれば、共済還付金関係があれば、それを差し引いた後に判断することになります。昨日、収入保険金あまり掛けている方、8人ぐらいしかいらっしゃらないとかという話も、主にはトマトだろうとは思うんですけども、そういうことから考えると、意外と対象者が出てくるのかなというふうには思っているところです。

それから、第3条の固定資産税、こちらに関しましては、土地と、それから家屋等償却資産に適用するんですけども、土地についてはなかなか流出、崩落等がない限りはあまりこちらは該当にならないのかなというふうに思っております。家屋については、これも床上浸水以上の被害について適用になります。こちらについては損害保険金のほうの差引きがないので、もしかするとこの辺が結構該当になるのかなというふうのうちの方では考えているところです。

それから、最後になりますけれども、国民健康保険税になります。こちらは、先ほど来出て

きている床上浸水以上の被害の方で、ここはまた損害保険金が出た場合、引いた後に判定することになりますので、ちょっと保険税のほうも、国保に入っていないと該当にならないわけですので、その辺も加味しながら相談も受けたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 被災者にとっては大変な時期だと思いますので、今日の議会で可決をされれば、すぐ相談対応はできていると思いますので、速やかに対処していただくようお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 期限ですけれども、7月28日以降に納期が来るものについて対象になるということですが、これはいつまでなのか決まっているんですか。緊急的ですか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 今日御可決いただきますと、ホームページ、それから回覧等で住民の方に情報をお渡ししたいというふうに考えております。それから、7月28日は、災害救助法の適用があった日からなので、7月の納期分から遡って該当するようになります。ただ、チラシこれからお渡ししますけれども、提出期限を11月30日まで、11月いっぱいというような形で一応予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 私聞いているのは、減免する期間のことなんです。遡ってすると言っているんですけれども、例えば1年とか2年とか、1回きりとかというあれはないんですか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 年度内の税額がある方、あとは減免割合がありますので、例えば国保であれば7期までありますけれども、30%しかならなければ7月、8月、9月ぐらいまでの減免で終わるような計算になる方もいらっしゃるかと思います。100%減免になれば7期まで全部減免になりますけれども、一応計算した上で、人それぞれ減免割合によってどこまで先の納期まで減免になるのかというのはちょっとまちまちだと思いますので、そのような形になります。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第93号 大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第93号大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第93号大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、大蔵村手数料条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第93号大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村手数料条例の一部を改正する条例。

大蔵村手数料条例（昭和53年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中、表が上と下に2つありますけれども、上の表中、最上段の「通知カードの再交付に関すること、1件500円」を削除し、下の表のとおりに改める。

提案理由につきましては、次のページを御覧ください。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことに伴い、再交付の手数料に関する規定を削除する必要があるため、提案するものです。

前のページの下段のほうにお戻りください。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） ニュースなどでも通知カードが廃止されたというのは聞いているんですが、個人番号カードに換えている人はあまりいないと思うんですが、この通知カードというのは今後はどういう位置づけになるんですか。廃止ということで、勝手に処分したり、あとはその辺に投げていいものなのかどうかという、その辺どうなっているんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 一応、こちらのほうで回収とかという通知は来ておりません。今後、通知カードの利用できる範囲なんですけれども、例えば、役場にうちの課ですと確定申告の際に緑色の紙なんですけれどもお持ちになる方もいらっしゃいます。こちらについては、申告の際は使います。ただし、条件がありまして、住民票と内容が一致している場合、例えば転居で住所が変わっている場合は別のものになるので、マイナンバーカードを作っていただくとか、別のやり方になるかと思えます。有効なのは、現在の住民票と一致していれば一応本物、本人確認の一つとして使うような形になります。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 現実問題としては、マイナンバーカードの通知書のほうですね、紛失してしまったなんていう場合は、もちろん住民票に記載すればそこで確認はできるわけですが、自分の番号をあんまり長い桁を覚えていることも難しいと思うので、どこかに転記していれば別なんですけど、自分の番号分かりませんとなった場合に、具体的にはどういうふうな処理になるんでしょうか。個人番号記載の住民票を取ってもらうということになるんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 再交付のほうで廃止になりましたので、マイナンバーカードの登録のほうをお願いするしか、一応、道がないというふうに伺っています。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） お願いするということなのですが、ただ、お願いするとなると、結局それを受け入れてくれなかったら、番号分かりませんとなって、それ以上手続が進まなくなるという支障が出てくると思うんですが、そういう場合は行政的にはどうやってそれを確定するのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 一応、番号については、個人情報法とかありますけれども番号のほうは管理しておりますので、マイナンバーの作成については可能というふうに伺っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第94号 大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第94号大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第94号大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、大蔵村印鑑条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第94号大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村印鑑条例の一部を改正する条例。

大蔵村印鑑条例（昭和61年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

提案理由につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、大蔵村印鑑条例の一部を改正する必要があるため、提案するものです。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第95号 大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第95号大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第95号大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、医師の定年に達する年齢を改正するため、大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。
- 総務課長（滝沢恒彦君） 議第95号大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条につきましては、現在、職員について定年が年齢60年となっておりますが、その条項にただし書きを加えるものでございます。

ただし、医師及び歯科医師である職員のうち、大蔵村一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年条例第14号）第6条第1項第2号アに規定する医療職給料表（一）の適用を受ける職員の定年は、年齢65年とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第96号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第96号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 議第96号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第96号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例。

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、説明を割愛させていただきます。

改正内容につきましては、全てたばこ税に関するものでございます。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（村たばこ税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第97号 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第97号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第97号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億9,800万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,960万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） [以下、各担当課長より議案の詳細説明]

それでは、補正予算書の2ページ目をお開きください。

議第97号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,960万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、5ページ目をお開きください。

第2表 地方債補正

まず、変更でございます。

公共事業等債、変更前の400万円を190万円、災害復旧事業債、1,000万円を4,820万円、緊急防災・減災事業債を460万円を470万円、辺地対策事業債、8,220万円を6,520万円、過疎対策事業債、2億6,390万円を1億7,230万円、臨時財政対策債、5,500万円を5,910万円にしまして、合計、変更前が4億4,920万円、変更後は3億8,090万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

次のページをお開きください。

次に、廃止でございます。

起債の目的、学校教育施設等整備事業債1,680万円を廃止するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

2 歳入

9款1項1目地方特例交付金190万8,000円。

10款1項1目地方交付税1億4,797万8,000円。

12款分担金及び負担金1項分担金2目災害復旧費分担金17万5,000円。

14款国庫支出金1項国庫負担金2目災害復旧費国庫負担金7,470万4,000円。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金6,452万円。6目衛生費国庫補助金1,238万9,000円。

15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金226万1,000円。2目民生費県補助金4万1,000円。4目農林水産業費県補助金39万6,000円。7目商工費県補助金600万円の減。8目災害復旧費県補助金325万円。

3項委託金、次のページをお願いいたします。2目民生費委託金145万円。

17款1項寄附金1目一般寄附金3,000万円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金7,997万2,000円の減。3目ふるさと大蔵村応援基金繰入金3,000万円。

21款1項村債4目農林水産業債1,320万円の減。5目商工債640万円の減。6目土木債7,900万円の減。7目消防債610万円の減。8目教育債2,270万円の減。9目災害復旧債3,820万円。10目臨時財政対策債410万円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1款1項1目議会費11万5,000円。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費261万9,000円。3目財政管理費3,000万円。5目財産管理費14万3,000円。6目企画費1,140万1,000円。8目地域振興費2,204万円。

3款民生費1項社会福祉費、次のページをお願いします。1目社会福祉総務費271万4,000円。3目老人福祉費264万5,000円。4目障害福祉費302万3,000円。

2項児童福祉費2目児童福祉施設費212万円。

4款衛生費1項保健衛生費、次のページをお願いします。1目保健衛生総務費106万1,000円の減。3目母子保健事業費4,000円。4目予防費210万円。

2項清掃費1目清掃総務費585万2,000円。

3項1目簡易水道費795万円。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費30万円。次のページをお願いします。3目農業振興費538万6,000円。5目畜産費15万5,000円。6目農地費、これは財源内訳の変更です。

2項林業費2目林道整備費80万円の減。

7款商工費1項商工費2目商工振興費350万円。3目観光費219万5,000円。4目スキー場管理費1万2,000円。

次のページをお願いいたします。

2項1目地域活性化促進費142万6,000円。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費80万円。

2項道路橋りょう費2目道路維持費4,530万円の減。この中で17節備品購入費、除雪車購入費を5,050万円を減額しております。当初予算において2.2メートル級のロータリー除雪車を更新して塩柳渕路線に配備する予定でしたが、財源となる社会資本整備総合交付金のほうの配当が少なかったため、今年度の購入を見送ったものでございます。

続けます。

3目道路新設改良費295万8,000円の減。4目橋りょう維持費700万円。

次のページをお願いいたします。

5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費112万9,000円。

9款1項消防費2目消防施設費432万5,000円。3目水防費23万1,000円。4目危機管理費495万円。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費347万5,000円。次のページをお開きください。3目スクールバス運行管理費、こちらのほうは財源内訳の変更でございます。

2項小学校費2目学校教育費、こちらについても財源内訳の変更でございます。

3項中学校費1目学校管理費、財源内訳の変更でございます。2目学校教育費、財源内訳の変更でございます。

5項保健体育費3目運動公園管理費9,000円。

次のページをお開きください。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目耕地災害復旧費650万円。

2項1目公共土木施設災害復旧費1億1,400万円。

以上、御審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君

○3番（佐藤雅之君） 21ページの7款商工費の中の18節の中の補助金なのですが、経営持続化支援金ということで、これは中身はどういうものでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 国の経営持続化給付金があります。それは、50%以上の減収に対しての補助事業でございます。それに対しまして、今回計上させていただいたのは、国の持続化給付金の対象とならない減少率が30%から50%未満の事業者への支給を考えております。法人で17件、給付額が20万円、個人については61事業者、給付額が10万円でございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 他の自治体で今50%にならない場合を補填しているが、要件はそれ以外は全部国と同じ、全部というか、減少率が30から50の間ということで、それ以外の要件は国の持続化給付金と同じ要件というふうに一般的に考えてよろしいでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 基本的には国の持続化給付金と同じ考え方で実施したいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 21ページの18節、がんばる中山間農業・農村省力化パイロット事業費補助金というのは、どういうものですか。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 12節ですね。（「18節」の声あり）すみません、失礼しました。がんばる中山間農業・農村省力化パイロット事業費補助金です。これについては、農地のり面の草刈り作業を省力化するためにラジコンの草刈り機を導入する事業についての補助金でございます。1台500万円を予定しております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 23ページの17節備品購入費、除雪の購入費になっているんですけども、社会資本整備関係で予算計上にならなかったのを見送りというようなことで前に説明がありましたが、もう耐用年数は来ているために更新の手続をしたと思うんですけども、こういった計画どおりにならない場合は、現在あるものを整備して利用するというようなことだろうと思

うんですけれども、そういう形ですか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） 我々のほうでも、除雪車の更新につきましては、耐用年数ですとか稼働時間を考慮して計画的に更新する予定ではいるんです。ただ、先ほど説明しましたとおり、今回、今年度については見送ったということでございますけれども、たまたま昨年度は雪の量も少なかったということもありまして、修理などを加えながら、もう1年程度は使用したいというふうに考えて今回減額させてもらったものでございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 今までのことを振り返ってみますと、こういった予定ができなかったということはあまりなかったのかなというような感じはするんです、この除雪車の更新については。だけど、やむを得ず見送って、今のを整備して使うというようなことだと、今の話はそうですね。昨年はたまたま少なくてよかったんですけれども、これから先どうなるか分からない、本当に雪の中での除雪作業は大変なことだと思うので、本当に整備をしながらということで大変だと思うんですけれども、1年間、取りあえずこれで我慢して使って、地元住民に不便を来さないように、ひとつ動かしていただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） なるだけ地域住民の方に御不便、御迷惑をおかけしないようなことで対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分とします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第12 議第98号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第98号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第98号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に2,065万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,885万7,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 補正予算書の32ページをお開きください。

議第98号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,065万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,885万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤正美

38ページをお願いいたします。

2 歳入

1 款 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税100万4,000円の減。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目災害臨時特例補助金60万2,000円。

4 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金2,127万1,000円。

7款1項1目繰越金21万2,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費86万9,000円。

2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費2,000万円。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分、こちらにつきましては財源内訳の変更でございます。

6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費21万2,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 41ページの18節、高額医療費なんですけれども、2,000万円補正になっていまして、全部で5,490万円になっています。これは、補正額の分というんじゃなくて、1年間で高額医療を使う金額は大体どのぐらいあるものですか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 決算書、ちょっと手元にないので、一応、補正前の額の3,450万円を見積もりましたので、大体そのぐらいだと思うんですけれども、こちらの補正につきましては、高額療養費が年度の途中でかなりかかった、恐らく、通院とかじゃなくて大病を患って入院した方がいらっしゃって、請求額ががあと跳ね上がったので、補正をさせていただきたいというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 今、課長説明のとおり、最近医療費が値上がりしているのです、それで大きい病気になる人、物すごい多いんです。だから、高額医療費なんかもやっぱりかなり取っておいたほうが私はいいと思って、これはいいことだというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第99号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第99号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第99号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に922万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,692万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） それでは、補正予算書の44ページをお願いいたします。

議第99号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ922万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,692万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤正美

50ページをお願いいたします。

2 歳入

2款使用料及び手数料2項1目手数料14万円。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金795万円。

5款1項1目繰越金113万円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款 1 項水道事業経営総務費 1 目水道管理費36万7,000円。

2 項水道布設費 1 目簡易水道布設費885万3,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議第 1 0 0 号 令和 2 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算（第 2 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第14、議第100号令和 2 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第100号令和 2 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に160万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億7,870万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） それでは、補正予算書の56ページをお願いいたします。

議第100号令和 2 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ1億7,870万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤 正 美

62ページをお願いします。

2 歳入

2 款使用料及び手数料 2 項 1 目手数料 1 万円。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金112万9,000円。

4 款 1 項 1 目繰越金46万1,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款 1 項公共下水道事業経営総務費 1 目下水道管理費160万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第101号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第15、議第101号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第101号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に515万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,971万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の68ページを御覧ください。

議第101号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）

令和2年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,971万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤 正 美

74ページを御覧ください。

2 歳入

3 款 県支出金 1 項 県補助金 1 目 診療費補助金200万円。

2 項 委託金 1 目 診療費委託金340万円。

4 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金121万1,000円の減。

5 款 1 項 1 目 繰越金96万5,000円。

次のページを御覧ください。

3 歳出

1 款 総務費 1 項 施設管理費 1 目 一般管理費515万4,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） ページ数77と一緒になんですけれども、ウイルスの感染症対応医療従事者等慰労金交付事業委託金、これ340万円、県から来ると言うんですけれども、それでこれを支出で340万円ということなんですけれども、これ、もし県から来なかった場合はこれはないことになるんですか。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） コロナウイルス感染症対応従事者慰労交付金につきましては、各診療所従事者が申請する形になるんですけども、それを医療機関が取りまとめをして、国保連合会のほうに申請して国のほうから慰労金が来るものですから、慰労金が来ないという形ではないと思います。必ず入ると思います。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） ですから、これ、これから来ることになっているんだと思いますけれども、もしそのようなあれがなくて、国の補助が何もなかった場合は、この慰労金というやり方はなしということになるんですかと聞いているんです。だから、同じ苦勞しているのは同じなんですけれども、国から金が来たからやる、国から来なかったらやらない、それではちょっと矛盾しているんでないかなと。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 既に国のほうで決定している事項でございますので、もちろん申請しなければ来ませんが、申請すれば必ず来ると。国は決定事項でございますので。その件については考えていません。単独では考えておりません。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第102号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議第102号令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第102号令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に3,481万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億172万7,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議ください

いますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 80ページをお開きください。

議第102号令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,481万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億172万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月1日提出

大蔵村長 加藤 正美

86ページをお開きください。

2 歳入

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金506万2,000円。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金546万6,000円。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金253万円。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金253万円。

8款1項1目繰越金1,922万8,000円。

次のページをお願いします。

3 歳出

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費160万円。2目地域密着型介護サービス給付費800万円。3目施設介護サービス給付費500万円。4目居宅介護福祉用具購入費20万円。6目居宅介護サービス計画給付費100万円。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費80万円。3目介護予防福祉用具購入費17万円。次のページをお願いします。5目介護予防サービス計画給付費18万円。

4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費120万円。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費210万円。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金1,456万6,000円。

以上、御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

明日9月3日と9月4日午前中は、決算審査特別委員会のため本会議を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、9月3日と9月4日午前中は、決算審査特別委員会のため本会議を休会といたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月4日午後1時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時30分 散会

令和 2 年 9 月 4 日（金曜日）

第 3 回大蔵村議会定例会会議録
(第 3 日目)

令和2年9月4日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八畝信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和弘君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会長	国分明君
産業振興課長補佐	若槻寛君
住民税務課長補佐	中島輝美君

健康福祉課長補佐 田部井 英 俊 君
教育課長補佐 羽 賀 明 美 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 早 坂 勇 一 君

議事日程 第3号

令和2年9月4日（金曜日） 午前10時45分 開議

第 1 決算審査特別委員会付託の議案

議第78号 令和元年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

議第79号 令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第80号 令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第81号 令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

議第82号 令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議第83号 令和元年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第84号 令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第85号 令和元年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第86号 令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時45分 開会

- 議長（鈴木君徳君） 9月3日並びに4日の決算審査特別委員会、誠に御苦労さまでした。
ただいまの出席議員数は10人です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

日程第1 決算審査特別委員会付託の議案

- 議長（鈴木君徳君） 日程第1、決算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。
議第78号から議第86号までの決算関係議案9件を一括議題といたします。
決算審査特別委員長の報告を求めます。八鍬委員長。
- 2番（八鍬信一君） 去る9月1日の本会議において、当決算審査特別委員会に付託されました決算関係9議案の審査結果は次のとおりであります。
議第78号令和元年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第79号令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第80号令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第81号令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第82号令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号令和元年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第84号令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第85号令和元年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第86号令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、この9議案について慎重に審査した結果、いずれも適正妥当であり原案のとおり認定されました。
以上で報告を終わります。
- 議長（鈴木君徳君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。
討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。
議第78号から議第86号までの決算関係議案9件について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第78号から議第86号までの決算関係議

案9件については、委員長報告のとおり、いずれも原案のとおり認定されました。

日程第2 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、発議第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第14条の規定により提案理由の説明を求めます。加藤議会運営委員長。

○5番（加藤忠己君） 発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、大蔵村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染症対策により大きな影響が出ています。国も地方においてもその問題は大きく避けて通れない問題となっており、地方では長期化する恐れがある中、感染症の対策に多くの時間と財源を費やしております。国においては、令和3年度地方再生対策や地方税制の改正に向けて準備を進めていることから、地方交付税等の一般財源等の確保・充実が極めて重要であることから、意見書を提出するものです。

本文を朗読して提案いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し

地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実す

ること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、起源の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月4日

大蔵村議会議長 鈴木君徳

提出先 衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 山東昭子 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
総務大臣 高市早苗 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿
経済産業大臣 梶山弘志 殿
内閣官房長官 菅義偉 殿
経済再生担当大臣 西村康稔 殿
まち・ひと・しごと創生担当大臣 北村誠吾 殿

以上、御審議の上、提案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年第3回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午前11時00分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員